

行方市地域防災計画

平成 2 8 年 3 月

行方市防災会議

追録加除一覽表

(追録の加除が終わりましたら、その追録号数、内容現在及び加除した日をこの表に記入し、押印してください。)

台本 平成 28 年 3 月 22 日 現在

[illegible]

目次

総則編

1. 総則	1
第1節 目的	1
第1 本計画の構成	1
第2節 地勢概要	2
第1 地勢	2
第2 社会条件	3
第3節 風水害想定	4
第1 風水害の発生状況	4
第2 風水害の想定	6
第4節 想定地震と被害想定	7
第1 地震の発生状況	7
第2 想定地震	8
第5節 防災責任者等の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第1 行方市	11
第2 茨城県	11
第3 指定地方行政機関	12
第4 指定公共機関	13
第5 指定地方公共機関	14
第6 自衛隊	15
第7 鹿行広域事務組合消防本部	15
第8 その他関係機関	15

地震災害対策計画編

2. 地震災害対策計画	16
第1章 地震災害予防計画	16
第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	16
第1 対策に携わる組織の整備	16
第2 相互応援体制の整備	16
第3 防災組織等の活動体制の整備	19
第4 情報通信ネットワークの整備	22
第2節 地震に強いまちづくり	24
第1 防災まちづくりの推進	24
第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進	25
第3 土木施設の安全化	27
第4 ライフライン等の耐震対策	27
第5 地盤災害防止対策の推進	27
第6 地震火災の防止	28
第7 火災予防査察	29
第8 防火管理者の育成、指導	29
第9 文化財の災害予防対策	29
第10 危険物等災害対策計画	30
第3節 地震被害軽減への備え	30
第1 緊急輸送への備え	30
第2 コミュニティ防災拠点等の整備計画の推進	31
第3 消火活動・救助・救急活動への備え	31
第4 医療救護活動への備え	36
第5 被災者支援のための備え	37
第6 要配慮者の安全確保のための備え	39
第7 燃料不足への備え	43
第4節 防災教育・訓練	43
第1 一般市民に対する防災教育	43
第2 児童生徒等に対する防災教育	44
第3 防災対策要員に対する防災教育	44
第4 周知すべき内容	45
第5 防災訓練の充実	45
第6 災害に関する調査研究	46
第2章 地震災害応急対策計画	47
第1節 組織計画・初動対応	47
第1 災害対策本部の組織編成	47
第2 職員の動員配備体制の決定	50
第3 職員の動員	50
第4 配備体制及び災害対策本部等の設置基準	50
第5 招集の方法	50
第6 災害対策本部等組織の運営	52
第2節 災害情報の収集・伝達	52
第1 注意報・警報	52
第2 火災気象通報	55
第3 異常現象発見者の通報義務等	56
第4 災害情報の収集・伝達計画	56

第3節 応援・派遣	60
第1 県に対する応援要請	60
第2 国に対する応援要請	61
第3 市町村相互の応援要請	61
第4 民間団体等に対する応援要請	61
第5 消防機関の応援要請	61
第6 受入体制の確保	61
第7 自衛隊災害派遣要請計画	62
第8 労務供給計画	65
第4節 被害軽減対策	66
第1 警備・交通計画	66
第2 避難計画	71
第3 消火活動・救助・救急活動	73
第4 応急医療	75
第5 燃料対策	77
第5節 被災者生活支援	78
第1 被災者の把握	78
第2 避難生活の確保、健康管理	78
第3 ボランティア協力計画	81
第4 ニーズの把握	83
第5 食料供給計画	84
第6 衣料、生活必需品等物資供給計画	86
第7 集積地の指定及び管理	87
第8 給水計画	87
第9 要配慮者安全確保対策	88
第10 応急教育	90
第11 帰宅困難者対策	92
第12 義援物資対策	93
第13 愛玩動物の保護対策	93
第6節 災害救助法の適用	94
第7節 応急復旧・事後処理	95
第1 応急危険度判定	95
第2 住宅の応急修理	96
第3 応急仮設住宅の設置	96
第4 上水道施設	97
第5 下水道施設	98
第6 電力施設	98
第7 ガス施設	99
第8 通信施設	100
第9 農林業等施設	101
第10 公共土木施設	102
第11 清掃	102
第12 防疫	103
第13 障害物の除去	103
第14 行方不明者等の捜索	104
第3章 地震災害復旧・復興対策計画	106
第1節 被災者の生活の安定化	106
第1 義援金品の募集及び配分	106
第2 被災者の生活確保	107
第3 農林漁業者への融資	108
第4 中小企業への融資	110
第5 住宅復興資金	110
第6 租税・公共料金等の特例	111
第7 雇用等	111
第8 被災者生活再建支援法の適用	112
第9 リ災証明書等の発行	113
第2節 被災施設の復旧	115
第1 復旧事業の方針	115
第3節 激甚災害の指定に関する計画	117
第1 激甚災害指定の基準	117
第2 激甚災害指定の手続き	117
第3 激甚災害に関する調査	117
第4 特別財政援助額の交付手続き等	117
第4節 復興計画の作成	118
風水害等対策計画編	
3. 風水害対策計画	119
第1章 風水害予防計画	119
第1節 水政計画	119
第1 計画方針	119
第2 水害予防対策	119
第2節 土砂災害予防計画	120
第1 土砂災害防止法に基づく対策	120
第2 がけくずれ等対策	121
第3 警戒避難体制の確立	122

第3節 防災まちづくり	122
第1 道路	122
第2 農地計画	123
第3 農業計画	123
第4 下水道等整備の推進	124
第4節 防災教育・訓練	124
第2章 風水害応急対策計画	124
第1節 動員計画	124
第1 職員の動員配備体制の決定	124
第2 配備体制及び災害対策本部等の設置基準	125
第2節 災害情報の収集・伝達	125
第1 霞ヶ浦・北浦洪水予報，利根川下流洪水予報	125
第3節 水防計画	125
第1 計画方針	125
第2 水防組織	125
第3 水防非常配備態勢の基準	125
第4 警報の伝達	126
第5 応援	126
第6 避難のための立ち退き	126
第7 水防報告と水防記録	126
第4節 農業の応急対策	127
第1 農地の応急対策	127
第2 農業の応急対策	127
第3章 風水害復旧・復興対策計画	127
4. 航空災害対策計画	128
第1章 災害予防計画	128
第1節 茨城県と本市の航空状況	128
第2節 航空交通の安全のための情報の充実	128
第1 安全確保情報伝達体制の確保	128
第2 気象情報発表伝達体制の確保	128
第3 航空交通の安全情報の活用	128
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	128
第1 情報の収集・連絡体制の整備	128
第2 災害応急体制の整備	129
第3 捜索，救助・救急，医療及び消火活動への備え	129
第4 緊急輸送活動への備え	129
第5 防災関係機関の防災訓練の実施	129
第2章 災害応急計画	129
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	130
第1 災害情報の収集・連絡	130
第2 応急対策活動情報の連絡	131
第2節 活動体制の確立	131
第1 広域的な応援体制	132
第2 自衛隊の災害派遣	132
第3節 捜索，救助・救急，医療及び消火活動	132
第1 捜索活動	132
第2 救難，救助・救急及び消火活動	132
第3 資機材等の調達等	132
第4 医療活動	132
第4節 避難勧告・指示・誘導	132
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	132
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動	133
第1 情報伝達活動	133
第2 関係者等からの問い合わせに対する対応	133
第7節 遺族等事故災害関係者の対応	133
第8節 防疫及び遺体の処理	133
第3章 災害復旧計画	133
5. 道路災害対策計画	134
第1章 災害予防計画	134
第1節 道路交通の安全のための情報の充実	134
第1 気象情報の伝達	134
第2 道路の異常に関する情報の収集・伝達	134
第2節 道路施設等の管理と整備	134
第1 管理する施設の巡回及び点検	134
第2 安全性向上のための対策の実施	134
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	134
第1 情報の収集・連絡体制の整備	134
第2 捜索，救助・救急，医療及び消火活動への備え	135
第3 緊急輸送活動への備え	135
第4 防災関係機関の防災訓練の実施	135
第2章 災害応急計画	135
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	135
第1 災害情報の収集・連絡	135
第2 道路災害情報等の収集・連絡系統	136

第2節 活動体制の確立	136
第1 広域的な応援体制	137
第2 自衛隊の災害派遣	137
第3 救助・救急活動	137
第4 救難、救助・救急及び消火活動	137
第3節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	137
第4節 危険物の流出に対する応急対策	137
第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	137
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動	137
第1 情報伝達活動	138
第2 関係者等からの問い合わせに対する対応	138
第7節 防疫及び遺体の処理	138
第8節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策	138
第1 原子力事業者等	138
第2 国	138
第3 本市(消防機関)	139
第4 県(警察本部、警察署)	139
第5 県(生活環境部)	139
第3章 災害復旧計画	139
6. 林野火災対策計画	140
第1章 災害予防計画	140
第1節 林野火災に強い地域づくり	140
第1 野火災予防対策	140
第2 林野火災特別地域対策事業の推進	140
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	140
第1 情報の収集・連絡関係	140
第2 災害応急体制の整備	141
第3 救助・救急、医療活動への備え	141
第4 消火活動への備え	141
第5 緊急輸送活動への備え	141
第6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え	141
第7 防災関係機関等の防災訓練の実施	141
第3節 防災活動の促進	142
第2章 災害応急計画	142
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	142
第1 災害情報の収集・連絡	142
第2節 活動体制の確立	142
第1 広域的な応援体制	143
第2 救助・救急活動	143
第3 医療活動	143
第4 地上消火活動	143
第5 空中消火活動	143
第3節 緊急輸送のための交通の確保	144
第1 交通の確保	144
第4節 関係者等への的確な情報伝達活動	144
第1 情報伝達活動	144
第2 その他必要な事項	144
第5節 二次災害の防止活動	144
第3章 災害復旧計画	144
7. その他	145
第1節 原子力災害対策について	145
第2節 津波災害対策について	145
第3節 竜巻・突風災害対策について(風水害対策関連別記)	145
資料編	
8. 参考資料	146
第1節 気象庁震度階級関連解説表	146
第2節 災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表	149
第3節 被害の認定基準	150
第4節 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	151
第5節 災害救助法の概要	155
第6節 茨城県広域消防相互応援協定書	157
第7節 行方市防災会議条例	159
第8節 行方市防災会議運営要綱	160
第9節 行方市災害対策本部条例	161
第10節 土砂災害警戒区域等の指定箇所	162
第11節 公用車一覧	165
第12節 自衛隊の災害派遣要請について(依頼)	168
第13節 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)	169
第14節 被害状況調査票	170
第15節 国土交通省による災害対策用資機材の派遣手続き(様式)	175
第16節 NTT東日本による災害用伝言ダイヤルの操作方法	177
第17節 避難施設のデータベース	178
第18節 茨城県津波浸水想定図全体図	181

総 則 編

1. 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づいて、行方市防災会議が策定する計画であって、行方市の地域にかかわる災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害の復旧・復興を図ることを目的とする。

第1 本計画の構成

本計画の構成は、市町村合併前の旧3町（麻生町・北浦町・玉造町）の地域防災計画を継承した構成とされ、総則、震災対策、風水害等対策、及び資料とする編集となっている。

平成24年度の改定は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、改定された茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）や、その他関係する内容を反映することとし、特に震災対策計画編を主とし改定を実施している。構成の表現的な部分としては、茨城県地域防災計画と同様の表現である「地震災害対策計画編」を用いることとし、基本的な構成内容についても①予防、②応急対策、③復旧・復興とし表現を見直した。

平成27年度の改定は、災害対策基本法の改正等による要配慮者対策の明確化や、土砂災害警戒区域等の追加指定を受け、関係する内容を見直す一部改定を実施している。

第2節 地勢概要

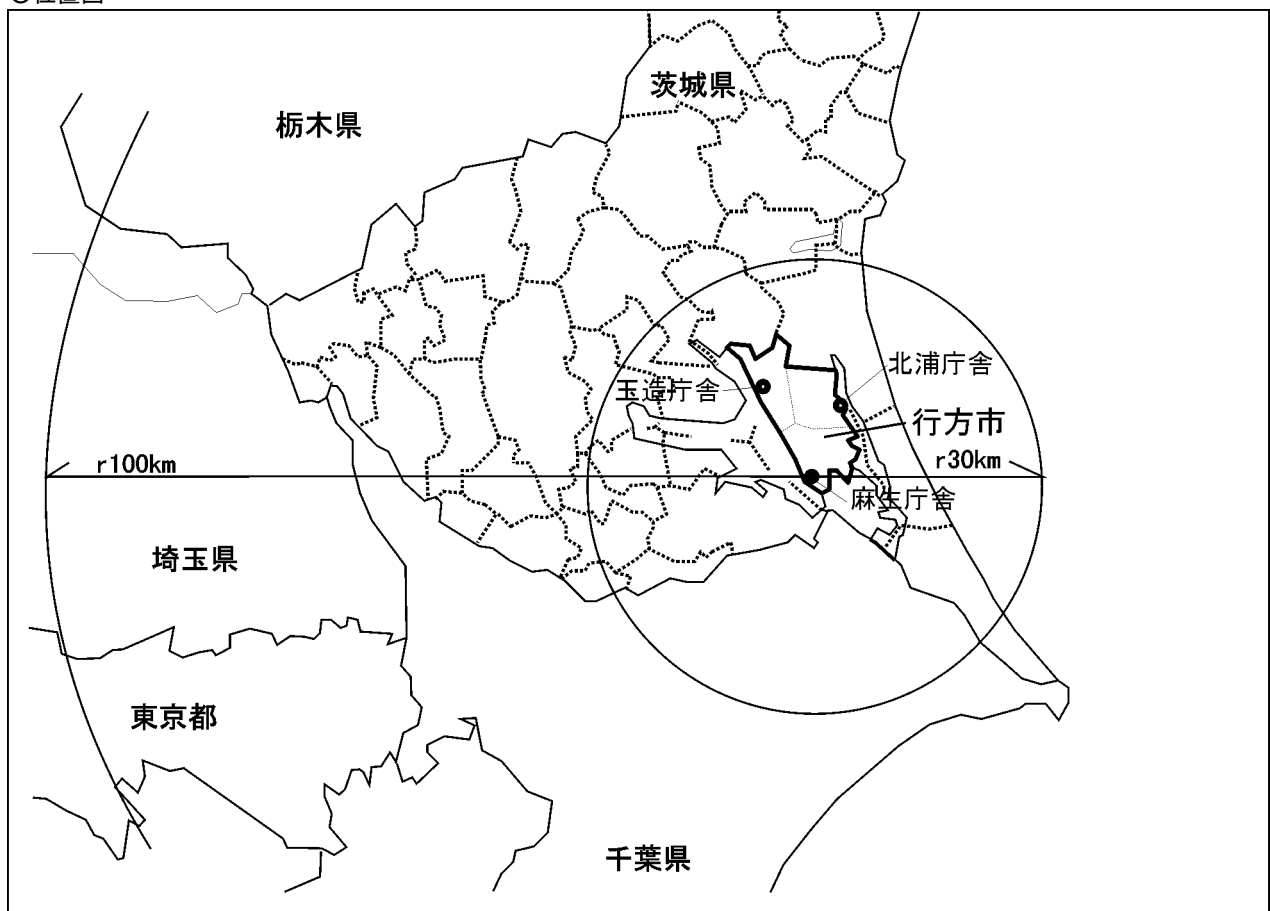
第1 地勢

1 位置と地勢

行方市は、茨城県南東部に位置し、県都水戸市から南に約 40km、東京からは北東に約 70km の距離にある。面積は、湖を含む全体面積で 222.38k m²であり、陸地部については南北約 24km、東西約 12km の 166.33k m²である。北は鉾田市と小美玉市に、西は霞ヶ浦(西浦)を介してかすみがうら市に、南は潮来市に、東は北浦を介して鹿嶋市に接している。

市街地は、霞ヶ浦湖岸の低地に麻生市街地、玉造市街地が、北浦湖岸の低地に北浦市街地があるほか、市内一円に集落が点在している。そして、市の北部を東西に貫く国道 354 号や、市の南北交通軸である国道 355 号、主要地方道水戸神栖線、水戸鉾田佐原線などが主要幹線道路としてこれらの市街地や集落をつなぐとともに、広域的な交通ネットワークを形成している。

○位置図



2 地形・地質

東西の湖岸部分は低地、内陸部は標高 30m 前後の丘陵台地（行方台地）により形成され、傾斜地は山林、平坦部は畑地に利用されている。霞ヶ浦沿岸部は概ねなだらかで連続的な稜線であるのに対し、北浦側は比較的起伏に富んでいる。

地質は、台地が洪積世の火山灰層に対し、水田地帯はシルト及び粘土からなる沖積層堆積物と関東平野特有の関東ローム層となっている。

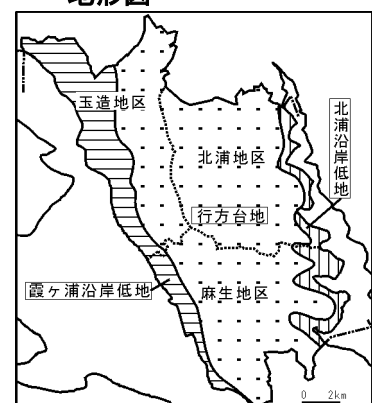
注: 地形図 出典 S48 年 経済企画庁総合開発局「土地分類図」20 万分の 1

3 気象

本市の気候は、黒潮の流れる太平洋の影響を受け、年平均気温は 14～15℃前後であり、茨城県内でも温暖な地域である。年平均降水量についてみると、1,500 mm を超える年もあり、比較的多い地域である。

また、冬でも雪の降ることが珍しい海洋性の気候である。

地形図



次表の期間及び昭和 51 年からの最大日降水量と最大 1 時間降水量の極値は、平成 11 年 10 月 27 日となっている。「降水量の 5 年間平均値の推移」表に示すように、当該地域に過去 10 年程度から局地的集中豪雨といえる傾向が見られる。この傾向は当該地域のみではなく、全国的な傾向とも言える。

○気象統計

年次	年 降 水 量	最大 日 降 水 量	起日	最大 1 時間 降 水 量	起日	平均 気温	最高 気温	最低 気温	平均 風速	最大 風速	風向	起日
単位	mm	mm	月/日	mm	月/日	℃	℃	℃	m/s	m/s		月/日
平成 11 年	1,487	304	10/27	87	10/27	15.4	33.9	-3.2	1.9	9.0	西	3/22
平成 12 年	1,247	72	7/8	*27	9/11	15.0	36.4	-4.5	1.8	*10.0	西	7/8
平成 13 年	1,634	281	10/10	69	10/10	14.7	36.0	-5.4	1.8	10.0	北	1/27
平成 14 年	1,287	68	6/18	28	8/1	14.8	34.9	-2.6	1.8	15.0	南南東	10/1
平成 15 年	1,676	108	8/15	41	5/20	14.1	33.6	-5.0	1.8	10.0	西	12/20
平成 16 年	1,763	233	10/9	55	10/9	15.1	36.5	-3.7	2.0	10.0	南	12/5
平成 17 年	1,401	124	1/16	40	8/12	14.2	33.4	-3.8	1.9	9.0	西	12/19
平成 18 年	2,133	253	10/24	55	1/14	14.9	33.6	-4.6	2.0	11.0	北北東	10/6
平成 19 年	1,373	115	10/27	37	7/15	15.1	36.1	-1.8	2.1	11.0	南南東	9/7
平成 20 年	*1,422	*102	8/31	*63	8/31	14.4	34.0	-4.2	2.2	11.0	東北東	4/18
平成 21 年	1,753	94	10/26	29	9/12	14.9	32.7	-3.3	2.1	10.3	北	8/31
平成 22 年	1,905	155	9/8	56	11/1	15.3	35.4	-3.8	2.6	12.8	西南西	2/6
平成 23 年	1,520	116	9/21	31	10/22	15.0	35.3	-5.4	2.5	14.5	西	4/25
平均値	1,585	156		48		14.8	34.8	-3.9	2.0	11.0		

注：資料 気象庁鹿嶋アメダス 緯度：北緯 35 度 57.8 分／経度：東経 140 度 37.3 分 平年値(月・年)

次の要領で求めたものから算出したものである。

- (1) 気温：平均は 1～24 時の毎正時 24 回の平均値。最高、最低は任意の時間の値。
- (2) 風速：平均風速は、0～24 時全風程の算出値。最大風速は、0～24 時の間の 10 分間平均風速の最大値。
- (3) 日降水量は、0～24 時の日合計値。 *は、資料不足値・推定値、**太字**は極値

○最大日降水量等の 5 年間平均値の推移

	最大日降水量	最大 1 時間降水量
昭和 51 年～	103	26.8
昭和 56 年～	92	27.0
昭和 61 年～	122	26.2
平成 3 年～	134	28.8
平成 8 年～	153	38.2
平成 13 年～	163	46.6
平成 18 年～平成 22 年	144	48.0

第 2 社会条件

本市を取り巻く社会経済情勢は、首都東京から、東関東自動車道や常磐自動車道を経由して 2 時間弱で結ばれていることや、首都圏で主要な機能を担う鹿島臨海工業地帯、成田国際空港、筑波研究学園都市と近距離に位置することなど、本市の立地条件は、恵まれた状況にあると言える。しかし一方では、この恵まれた立地条件により、市外通勤や市外購買が進み、地域産業等の活力が低下する傾向があることなども否めない。このような課題に対しては、市内産業と居住の利便性を強化していかなければならない。特に、開港した茨城空港や計画中的の東関東自動車水戸線などの波及効果を最大限生かすことにより、本市の発展の可能性が飛躍的に向上することが期待されている。

1 人口

本市の人口は、次表のとおりである。

人口(人)			世帯数
総数	男	女	
37,013	18,395	18,618	12,706

資料：平成 27 年 4 月 1 日現在 住民基本台帳人口

2 土地利用

本市の面積及び耕地・宅地・山林・原野面積は、次表の通りである。

○土地利用面積 (km²)

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
222.380	34.187	44.653	13.302	43.043	2.886	15.309	69.000
100.00%	15.37%	20.08%	5.98%	19.36%	1.30%	6.88%	31.03%

資料：平成 24 年 1 月 1 日現在 税務課 概要調書(固定資産) 湖沼を含む。

3 用途地域

用途地域の指定現況は、次表のとおりである。

○用途地域 (ha)

区 分	面積	区 分	面積	区 分	面積
行政区域	22,238	第一種低層住居専用地域	117	近隣商業地域	11
都市計画区域	16,633	第二種低層住居専用地域	12	準工業地域	25
用途区域	246	第一種中高層住居専用地域	55		
		第一種住居地域	26		

資料：都市建設課

第 3 節 風水害想定

第 1 風水害の発生状況

本市における過去の代表的風水害の気象条件及び被害状況は以下のとおりである。

本市は霞ヶ浦に面し、その流域面積は茨城県の 35%にあたり、豊かな水の恵みがある反面、水害も多く経験している。

霞ヶ浦は、流域面積 2,156.7 km²、北浦を含め湖面積 220 km²、湖岸線 250km、平均水深 4m、最大水深 7m、平均水位 Y.P+1.3m 時、湖容量約 9 億 m³、琵琶湖に次ぐ我が国第 2 の広さの湖で常陸利根川、北利根川を経て利根川に合流する一級河川である。

風水害の発生状況については、江戸以後と最近の出水状況について下表にまとめた。

○風水害等記録一覧

発生年月日 西暦(日本暦)	被 害 摘 要
1716～1747(享保年代)	大洪水のため大きな被害を受ける
(安永年代)	湖岸一帯大洪水のため被害を受ける
1786(天明 6)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1800(寛政 12)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1808(文化 5)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1833(天保 4)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1836(天保 7)	大洪水のため増水一丈に達する
1846(弘化 3)	大洪水のため増水一丈に達する
1849(嘉永 2)	大水のため増水 9 尺(約 2.7m)に達する
1868(慶応 4)	湖岸一帯大洪水のため増水 9 尺(約 2.7m)に達する
1870(明治 3)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1885(明治 18)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1890(明治 23)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1896(明治 29)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1898(明治 31)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1903(明治 36)	麻生町(行方市)大火のため目ぬき通りの 141 棟が焼ける
1907(明治 40)	大洪水に襲われる
1910(明治 43)	増水 9 尺 7 寸(約 2.9m)の大水が 1 ヶ月余滞水する
1912(明治 45)	延方大火のため 80 戸 300 棟が焼ける
1918(大正 7)	暴風による被害を受ける
1938(昭和 13)	湖岸一帯大洪水のため水田住宅が冠水する(浸水想定的前提となる計画降雨)
1947(昭和 22)	潮来町大火のため 168 棟が焼ける
1954(昭和 29)	玉造町(行方市)大火のため 20 戸が全焼

○最近の出水状況

年・名称	最大日雨量 西浦・桜川観測所	総降水量 西浦・桜川観測所	最高水位(生起日) 西浦湖心
平成3年(18号)	104.0	193.0	
平成3年(21号)	81.0	232.0	YP+2.51(10.14)
平成11年	61.0	62.0	YP+1.75(7.16)
平成13年	162.0	172.0	YP+1.85(10.12)
平成16年	134.0	162.0	YP+2.26(10.11)
既往最大(昭和36年以降) 昭和61.8.4 平成3.10.6~10.13	208.0	232.0	YP+2.51(10.14)

資料：国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 洪水対策計画書(常陸利根川)平成24年度

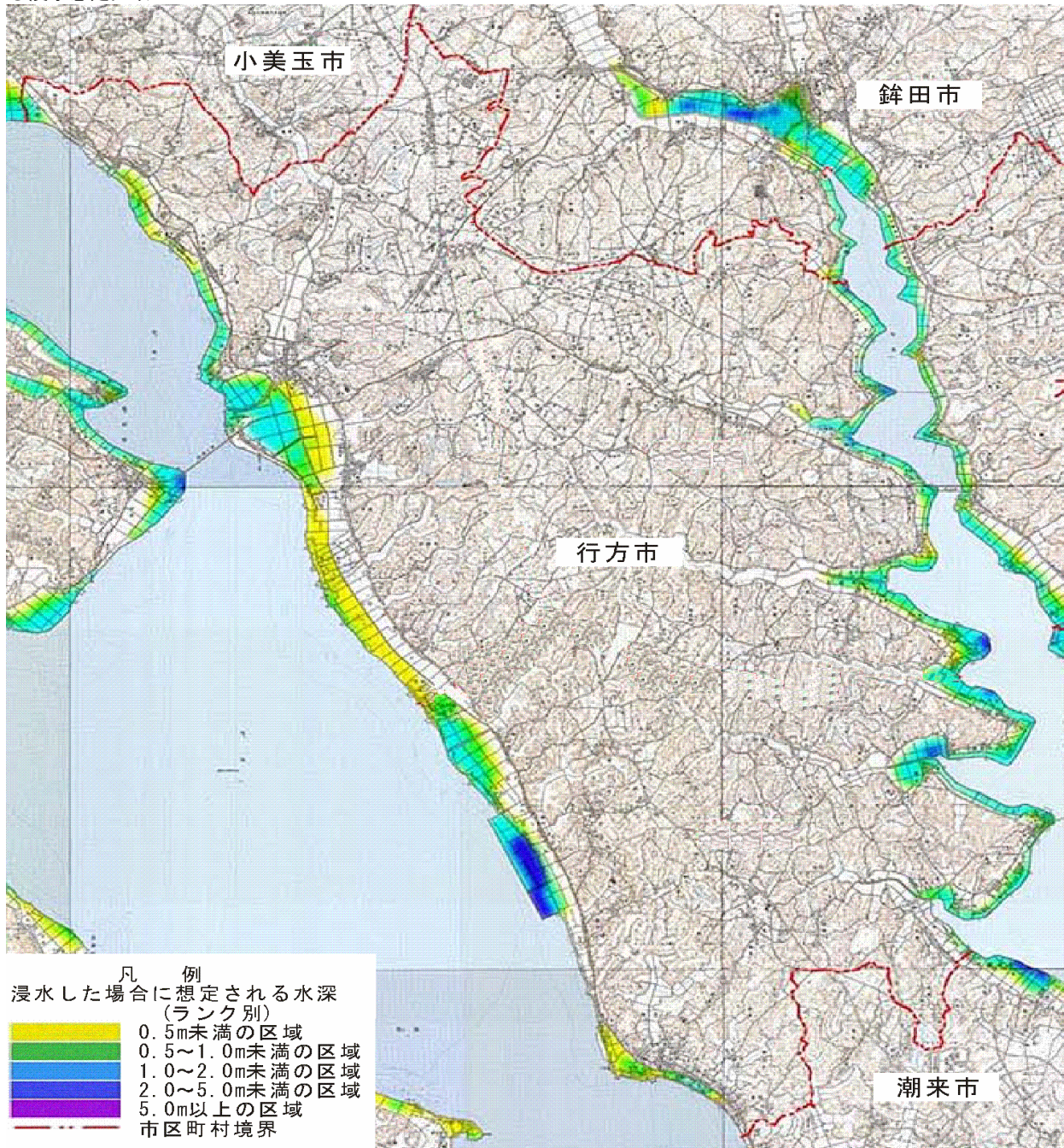
※ Y.Pとは、YedogawaPeil の略で、江戸川・利根川・那珂川などの水位を測る時の基準となる堀江水位観測所(千葉県浦安市堀江)の水位標0mを基準とした水面の高さを表す記号である。

第2 風水害の想定

1 浸水想定

次図の浸水想定区域に示すように本市の浸水が想定される箇所は、高須崎低地部、今宿、古宿、天掛吉川等の湖岸部、山田川、雁通川等の河口部が挙げられる。当想定的前提である計画降雨が霞ヶ浦流域8日間総雨量600mmに近づくような場合は、浸水災害予防対策に留意する。

○浸水想定区域



資料：利根川水系霞ヶ浦浸水想定区域図より抜粋

○説明文

- (1) この図は、利根川水系霞ヶ浦・北浦・鰯川・常陸利根川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものである。
- (2) この浸水想定区域等は、現在の霞ヶ浦・北浦・鰯川・常陸利根川の河道の整備状況、常陸川水門の状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより霞ヶ浦・北浦・鰯川・常陸利根川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものである。
- (3) このシミュレーションの実施にあたっては、支派川のはん濫、隣接する河川のはん濫、想定を超える降雨、高潮、内水によるはん濫等を考慮していないことから、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発

生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

(4) この浸水想定区域図は、霞ヶ浦・北浦・鰐川・常陸利根川のはん濫により生じる浸水想定区域と想定される水深等を示した図であるため、利根川等の隣接する河川の氾濫の影響が考えられる区域では、別途、当該河川の浸水想定区域図を参照する必要がある。

○基本事項等

- ・作成主体 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所
- ・作成年月日 平成 17 年 7 月 7 日
- ・指定の前提となる計画降雨 霞ヶ浦流域 8 日間総雨量 600 mm (昭和 13 年 6～7 月実績降雨)

2 出水

台風などによる浸水・床下浸水被害は、市街地内での排水施設の未整備によるものと、湖岸や河川に隣接した滞水しやすい地形に立地した家屋に見られる。従って、市街地における排水施設整備の推進に努めるとともに水害を受けやすい宅地地盤の周知と災害に強い家づくり、まちづくりへの啓発並びに指導に努めることが重要である。

3 崩壊

本市の丘陵部には、土砂採取区域や、急傾斜地などがあり従来は安定している斜面とみなされているものでも、多雨期における地震など悪条件が重なり崩壊する可能性も払拭できない。東日本大震災以降の地盤状況や、近年の局地的集中豪雨の多発傾向を十分考慮し、被害を未然に防止すること、また崩壊が発生した場合における被害を最小限にとどめることなど危険予想箇所を把握し、防災パトロールの実施に努めることが必要である。

第 4 節 想定地震と被害想定

第 1 地震の発生状況

過去の地震については、次表のとおりである。東日本大震災についてはマグニチュード 9.0 を記録し甚大な被害が生じた。

○地震記録一覧表

発震年月日 西暦 (日本暦)	震央の位置 北緯:N 東経:E	マグニ チュード	被 害 摘 要
1923. 9. 1 (大 12. 9. 1)	N 35° 19′ E139° 08′	7.9	関東大地震 全潰 128,266。半潰 126,233。焼失 477,128。津波による流出 868。死者 99,331。負傷 103,733。行方不明 43,476。 茨城県の被害は死者 5 名、負傷 40 名、全潰 517、半潰 681。
1930. 6. 1 (昭 5. 6. 1)	N 36° 26′ E140° 32′	6.5	那珂川下流域の地震 水戸（煉瓦堀倒る）、久慈（崖くずれ 1、倉庫傾斜 1、煙突倒壊 1）、鉾田（石垣崩る）、石岡（土蔵に亀裂）、真壁・土浦（壁の剥落）、宇都宮（神社の灯籠の頭が落ちた）などの被害があった。
1931. 9. 21 (昭 6. 9. 21)	N 36° 10′ E139° 15′	6.9	埼玉県中部の地震 笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。 茨城県の被害は負傷 1、非住家全潰 2、半潰 1、煙突倒壊 1。
1938. 5. 23 (昭 13. 5. 23)	N36° 34′ E141° 19′	7.0	塩屋崎沖の地震 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突 5 本折損し、磯原で土蔵の倒壊 1、小名浜に震後 22 分で小津波（全震幅 83cm）が押し寄せた。
1938. 9. 22 (昭 13. 9. 22)	N 36° 27′ E141° 03′	6.5	鹿島灘の地震 水戸は震度 5、僅少被害。
1938.11. 5 (昭 13.11. 5)	N 36° 56′ E141° 55′	7.5	福島県東方沖の地震 福島県で死 1、傷 9、住家全潰 4、半潰 29、非住家全潰 16、半潰 42、その他小崖崩れ、道路の亀裂、鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害、津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。
1974. 8. 4 (昭 49. 8. 4)	N 36° 01′ E139° 55′	5.8	茨城県南西部の地震 負傷者は埼玉 8 人、東京 9 人、千葉・茨城各 1 人、ショック死東京・茨城で各 1 名。震央付近で屋根瓦の落ちた家が 10 数軒あった。

1983. 2. 27 (昭 58. 2. 27)	N 35° 56′ E140° 09′	6.0	茨城県南部の地震 傷 11 人(東京 8 人, 神奈川 2 人, 千葉 1 人)。藤代・取手・牛久・船橋などで ガス管の破損などの被害。藤代町で壁の亀裂, 剥落あり。
1987. 12. 17 (昭 62. 12. 17)	N 35° 23′ E140° 30′	6.7	千葉県東方沖の地震 銚子, 勝浦, 千葉で震度 5 であった。被害のとくに大きかったのは山武 郡, 長生郡, 市原市など。 千葉県で死者 2 人, 負傷者 144 人, 住家全壊 16, 半壊 102, 一部破損 71,212。茨城県で負傷者 4, 住家一部破損 1,259。
2000. 7. 21 (平 12. 7. 21)	N 36° 32′ E141° 07′	6.4	茨城県沖の地震 那珂町で住家一部破損 2 棟, 阿見町で断水などの小被害。
2004. 10. 6 (平 16. 10. 6)	N 35° 59′ E140° 05′	5.7	つくば市・関城町で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
2005. 2. 16 (平 17. 2. 16)	N 36° 02′ E139° 53′	5.3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各 1 名, 土浦市・総和町・利根町・藤 代町で軽傷者各 1 名, 龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ 10m にわたり倒 壊。
2005. 4. 11 (平 17. 4. 11)	N 35° 44′ E140° 37′	6.1	本県における震度 5 強は震災階級改訂後初観測。人的・物的被害は無し。
2005. 8. 16 (平 17. 8. 16)	N 38° 09′ E142° 17′	7.2	宮城県沖の地震 日本原子力研究所東海研究所(JRR-4)が自動停止。人的・物的被 害は無し。
2005. 10. 19 (平 17. 10. 19)	N 36° 23′ E141° 03′	6.3	銚子市で軽傷者 1 名, 物的被害無し。
2008. 5. 8 (平 20. 5. 8)	N 36° 13′ E141° 36′	7.0	水戸市で震度 5 弱を記録。常総市で軽傷者 1 名, 下妻市で 6 棟, 土浦市 で 1 棟が住家一部破損。
2008. 7. 5 (平 20. 7. 5)	N 36° 38′ E140° 57′	5.2	日立市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
2011. 3. 11 (平 23. 3. 11)	N 36° 06′ E142° 52′	9.0	8 市で震度 6 強, 21 市町村で震度 6 弱を観測。同日 15:15 に茨城県沖で 最大余震(M7.7)が発生し, 銚子市で 6 強, 神栖市で 6 弱を観測。人的 被害:死者 24 名, 行方不明者 1 名, 重症 33 名, 軽症 674 名 住家被害:全壊 3,070 棟, 半壊 23,988 棟, 一部損壊 173,624 棟 床上浸水 1,719 棟, 床下浸水 711 棟 (平成 24 年 2 月 3 日現在)

資料：茨城県地域防災計画「地震災害対策計画編」による。

第2 想定地震

1 影響が考えられる地震

茨城県に被害を及ぼす地震は、関東地方東方沖合や相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震、陸域のやや深い場所で発生する地震、陸域の深い場所で発生する地震とされている。

可能性のある地震として、首都圏での直下型の地震（マグニチュード 7 級）については、プレート間の複雑な応用集中が生じていることから、ある程度の切迫性を有していることとされており、茨城県に影響を及ぼす地震としては、茨城県南部地震（マグニチュード 7.3）が中央防災会議により想定されている。また、茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）については、複数の領域を震源域とした地震発生のあるとされており、発生時はマグニチュード 8.6～9.0 と推定されている。

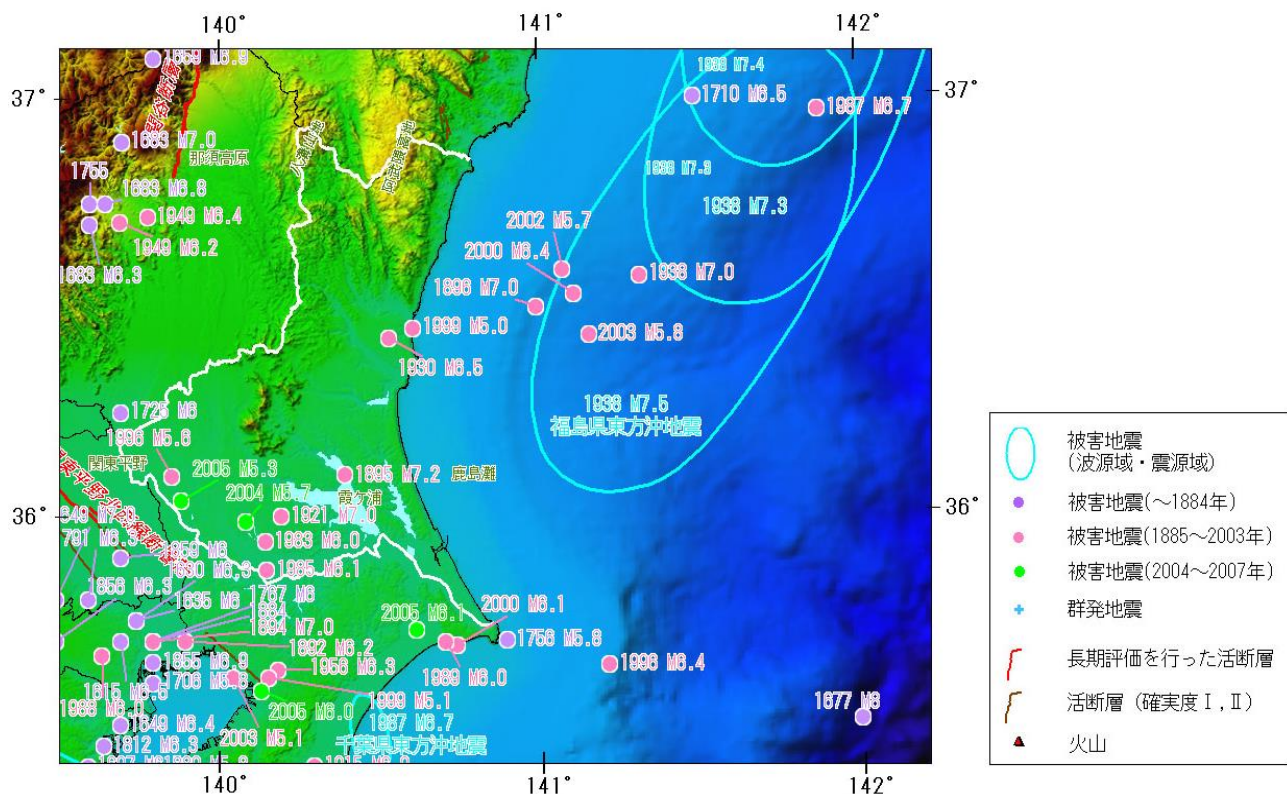
さらに、東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8 程度）が発生した場合は、県南部で震度 5 弱と予想されており、近い将来大規模な地震が発生すると考えられている。

※茨城県地域防災計画「地震災害対策計画編」付編、東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画による。

上記以外の地震についても発生確率については算出されていないが、太平洋プレート内部での短周期強震動による地震も想定されている。しかし、地震発生切迫性を判断することは困難であり、今後の研究成果を待つ状況にある。



○茨城県とその周辺の主な被害地震



文部科学省研究開発局・地震調査研究推進本部における「茨城県周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震」、並びに茨城県地域防災計画「地震災害対策計画編」を参考とし、30年以内の地震発生率が高いとされるものを次に示す。

○地震概要

型	地震		マグニチュード
海溝型	三陸沖から房総沖	茨城県沖	6.7～7.6
	三陸沖から房総沖	三陸沖北部から房総沖の海溝寄り	8.6～9.0 前後
	相模トラフ沿い	南関東のM7程度の地震	6.7～7.2 程度

算定基準日：2012年1月1日

2 地震動

地震動とは、地震によって発生する揺れのことであり、地震の揺れを振動として捉えた概念である。計画上では本市の震度について湖岸部、河川の流域部などの低地に対し比較的大きな揺れとなり、丘陵部については揺れが若干少ない傾向が示されており過去の予測傾向からも同様の状況で推移している。地震動の予測については、地震調査研究推進本部により全国地震動予測地図が作成されており、現在、東日本大震災の影響を加味した同地図の改良に取り組んでいる。また、防災科学技術研究所は、同地図を活用し一般的な利用者が簡単に閲覧できる「地震ハザードステーション J-SHIS」システムを構築し情報提供に取り組んでいる。これらの最新のデータを常に意識し対策を検討していく必要がある。

3 地盤の液状化

液状化とは、地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象である。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、また地中の比重の軽い構造物が浮き上がるなどの現象が生じる。特に、建物を支持する力が極端に低下することから建物の崩壊などを招き面的に大きな被害が生じる。

本市における地盤の液状化の想定は、湖岸、河谷平野部は危険度が高いからやや高いと想定され、丘陵部は危険度なしと想定している。

東日本大震災の液状化被害に関し、国土交通省による実態解明の報告書によると、霞ヶ浦北西部調査により本市湖岸部に被害が生じている状況が確認できる。この調査の前提条件において砂・水の噴出した場所を主とし、地表面への噴出が確認されない形状の変化などは除外していることからさらに液状化被害が広範囲に及ぶ傾向が考えられる。

いずれにしても、大きな被害地点の違いは生じないと予測できることから前段での想定に関しては妥当と考えられ引き続き対策を検討する必要がある。

4 建物・人的被害

本市の人口集積地は、湖岸や谷底平野に集中しており、丘陵上の立地に比較して地震動をより増幅して建物被害や地盤の液状化をより強く招く傾向がある。建物被害は、新耐震工法によるものは震度5強に耐えうるとされるが、耐震対策が図られていない旧工法によるものや、老朽化した建物、さらに、軟弱地盤で近年開発された宅地、建物や今後開発されるものについては、耐震性能について広報による啓発や指導を推進し、震災の軽減に努める。

地震動による建物の崩壊被害とともに火災発生による被害がある。旧来からの集落は、それらやや軟弱な地盤の中でも、丘陵裾野や河川湖岸の自然堤防上のより良い地盤に立地しており、自然に対する伝統の知恵が生かされているといえる。その反面、旧来からの建物が密集し防火耐火性能が低いことと、居住者に単身高齢者や高齢者のみの世帯が占める割合が高いなど震災に弱い側面も指摘できる。

第5節 防災責任者等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係ある各関係機関の所掌事務は、下記のとおりである。

第1 行方市

- 1 行方市防災会議及び行方市災害対策本部に関すること。
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。
- 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- 5 救出救助、防疫等災者の救助、保護に関すること。
- 6 災害復旧資材の確保に関すること。
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- 8 被災市営施設の応急対策に関すること。
- 9 災害時における文教対策に関すること。
- 10 災害対策要員の動員、ボランティアに関すること。
- 11 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- 12 被災施設の復旧に関すること。
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- 14 災害救助法の適用に関すること。
- 15 生活救援物資の供給に関すること。
- 16 生活福祉資金の貸付けに関すること。

第2 茨城県

県

- 1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 3 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防御と拡大の防止
- 5 救助、防疫等災者の救助保護
- 6 災害復旧資材の確保と物価の安定
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災県営施設の応急対策
- 9 文教対策
- 10 災害時における社会秩序の維持
- 11 災害対策要員の動員
- 12 災害時における交通、輸送の確保
- 13 被災施設の復旧
- 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- 15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

鹿行県民センター

市の区域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧の連絡調整

鉾田保健所

- 1 医療救護及び助産活動
- 2 医療施設の保全
- 3 防疫その他保健衛生
- 4 毒物、劇物に関すること。

鉾田工事事務所

- 1 県の所管する河川、道路及び橋梁の保全
- 2 水防活動の指導

茨城県警察本部 行方警察署

- 1 公安の維持、警備及び情報に関すること。
- 2 被災者の救出及び避難に関すること。
- 3 警察通信及び交通規制等に関すること。

- 4 遺体，行方不明者を含むの搜索及び検視に関すること。

第3 指定地方行政機関

警察庁 関東管区警察局

- 1 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- 3 管内防災関係機関との連携に関すること。
- 4 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- 5 警察通信の確保及び統制に関すること。
- 6 津波警報の伝達に関すること。

総務省 関東総合通信局

- 1 電波及び有線電気通信の監理に関すること。
- 2 防災及び災害対策用無線局の開設，整備についての指導に関すること。
- 3 災害時における非常通信の確保に関すること。
- 4 非常通信の計画及びその実施についての指導に関すること。
- 5 非常通信協議会の育成及び指導に関すること。

財務省 関東財務局

- 1 災害復旧事業費の査定立ち合いに関すること。
- 2 災害つなぎ資金の融資(短期)に関すること。
- 3 災害復旧事業の融資(長期)に関すること。
- 4 国有財産の無償貸付業務に関すること。
- 5 金融上の措置に関すること。

文部科学省 水戸原子力事務所

- 1 原子力施設及び放射線施設等の安全に係る規制に関すること。
- 2 原子力施設及び放射線施設等周辺の環境放射線の監視に関すること。
- 3 原子力災害時における情報の収集及び伝達に関すること。

厚生労働省 関東信越厚生局

厚生労働者との連携に関すること。

厚生労働省 茨城労働局

- 1 工場，事業場における労働災害防止に関すること。
- 2 災害時における賃金の支払いの確保に関すること。
- 3 災害時における労働時間の延長，休日労働に関すること。
- 4 労災保険給付に関すること。
- 5 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

農林水産省 関東農政局

- 1 ダム，堤防，ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。
- 2 防災ダム，ため池，湖岸，堤防，土砂崩壊防止，農業用河川工作物，たん水防除，農地浸食防止等の施設の整備に関すること。
- 3 災害時における種もみ，その他営農資材の確保に関すること。
- 4 災害時における災害救助用米穀の需給調整に関すること。
- 5 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- 6 災害時における農作物，蚕，家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
- 7 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- 8 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

農林水産省 関東森林管理局

- 1 国有林野の保安林，保安施設(治山施設)等の維持，造成に関すること。
- 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。

経済産業省 関東経済産業局

- 1 生活必需品，復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- 3 被災中小企業の振興に関すること。

経済産業省 関東東北産業保安監督部

- 1 火薬類，高圧ガス，液化石油ガス，電気，ガスなど危険物等の保全に関すること。
- 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所

- 1 防災上必要な教育及び訓練に関する事。
- 2 公共施設等の整備に関する事。
- 3 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。
- 4 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事。
- 5 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。
- 6 災害時における復旧資材の確保に関する事。
- 7 災害時における応急工事等に関する事。
- 8 災害復旧工事の施工に関する事。
- 9 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する事。
- 10 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関する事。
- 11 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事。
- 12 河川、道路等社会資本の応急復旧に関する事。
- 13 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（TEC-FORCE）。
- 14 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。
- 15 「災害時の情報交換に関する協定」に関する事。

国土交通省気象庁 東京管区気象台 水戸地方気象台

- 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。
- 2 気象、地象（地震にあつては地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関へ伝達するとともに、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関する事。
- 3 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）についての周知・広報に関する事。
- 4 市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事。
- 5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。
- 6 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事。

国土交通省 関東運輸局

- 1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事。
- 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関する事。
- 3 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関する事。

国土交通省 東京航空局

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関する事。
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。
- 3 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関する事。

第4 指定公共機関

郵便事業株式会社

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事。
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。
- 3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関する事。

郵便局株式会社

災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事。

日本銀行 水戸事務所

- 1 通貨の円滑な供給の確保に関する事。
- 2 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関する事。
- 3 金融機関の業務運営の確保に関する事。
- 4 金融機関による金融上の措置の実施に関する事。
- 5 上記各業務にかかる広報に関する事。

日本赤十字社 茨城県支部

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事。
- 2 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事。
- 3 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事。
- 4 義援金品の募集配付に関する事。

独立行政法人水資源機構(利根川下流総合管理所, 霞ヶ浦用水管理所)

- 1 ダム, 河口堰, 湖沼水位調節施設, 多目的用水路, 専用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関する事。
- 2 前号に掲げる施設の操作, 維持, 修繕その他の管理及び災害復旧工事に関する事。

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

放射線災害の防止及び応急対策等に関する事。

日本放送協会 水戸放送局

- 1 気象予報, 警報等の周知徹底に関する事。
- 2 災害状況及び災害対策室の設置に関する事。
- 3 社会事業等による義援金品の募集, 配布に関する事。

東日本電信電話株式会社 茨城支店

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
- 2 災害状況及び災害対策室の設置に関する事。

東京電力株式会社 茨城総支社

- 1 災害時における電力供給に関する事。
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。

日本通運株式会社 水戸支店

- 1 救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。

KDDI株式会社 水戸支店

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 茨城支店

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。

第5 指定地方公共機関

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

- 1 災害時におけるボランティアの受け入れに関する事。
- 2 生活福祉資金の貸付けに関する事。

医療関係団体(社団法人茨城県医師会, 社団法人茨城県歯科医師会, 社団法人茨城県薬剤師会, 社団法人茨城県看護協会)

災害時における応急医療活動に関する事。

水防管理団体

- 1 水防施設資材の整備に関する事。
- 2 水防計画の樹立と水防訓練に関する事。
- 3 水防活動に関する事。

運輸機関(茨城交通株式会社, 関東鉄道株式会社, 鹿島臨海鉄道株式会社, 社団法人茨城県トラック協会, 首都圏新都心鉄道株式会社, 日立電鉄交通サービス株式会社, JR バス関東株式会社, 社団法人茨城県バス協会)

災害時における避難者, 救助物資その他の輸送の協力に関する事。

一般社団法人 茨城県高圧ガス保安協会

- 1 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関する事。
- 2 高圧ガス施設の自主点検, 調査, 巡視に関する事。
- 3 高圧ガスの供給に関する事。
- 4 行政機関, 公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する事。

報道機関(株式会社茨城新聞社, 株式会社茨城放送)

- 1 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事。
- 2 市民に対する災害応急対策等の周知に関する事。
- 3 行政機関, 公共機関等が行う災害広報活動への協力に関する事。

茨城県土地改良事業団体連合会

各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関する事。

第6 自衛隊

- 1 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- 2 災害派遣計画の作成に関すること。
- 3 茨城県地域防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- 4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与に関すること。

第7 鹿行広域事務組合消防本部

(以下「鹿行広域消防本部」という。)

- 1 災害時の情報、予報、警報の伝達に関すること。
- 2 家屋施設の火災等災害予防に関すること。
- 3 被災者の救出救助及び避難に関すること。
- 4 救出活動に支障となる工作物の除去及び消火、その他防災業務に関する災害調査に関すること。
- 5 消防に関すること。

第8 その他関係機関

行方市商工会

- 1 被害調査に関すること。
- 2 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること。
- 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。

なめがた農業協同組合

- 1 肥料、薬剤、種苗等の供給に関すること。
- 2 農業技術指導に関すること。
- 3 被災農業者の融資に関すること。
- 4 被害調査に関すること。
- 5 災害時における飼料の供給に関すること。

水郷医師会、一般診療所・病院

- 1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
- 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。

一般運輸事業者

災害時における緊急輸送の確保に関すること。

危険物関係施設の管理者

災害時における危険物の保安措置に関すること。

地震災害対策計画編

2. 地震災害対策計画

第1章 地震災害予防計画

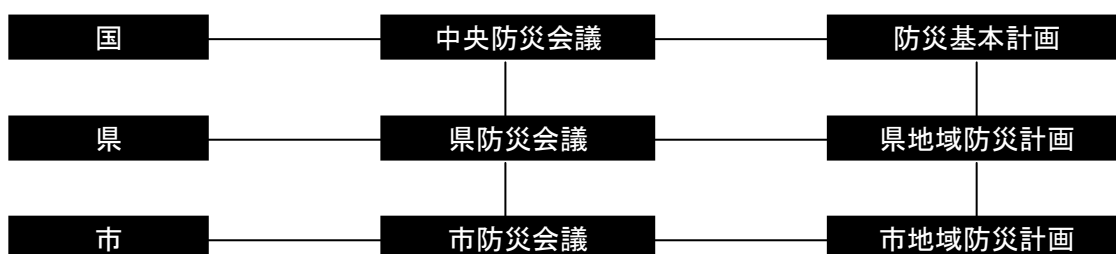
第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携強化していくものとする。

その推進としては、災害対策基本法第16条に基づき行方市防災会議を設置し、地域の特性に応じた地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した震災の対策計画を作成するものとする。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を積極的に図っていくものとする。



市は、日頃より積極的に地震防災対策を推進するとともに、災害時において円滑な応急対策を実施するため、職員に対し日常業務とは異なる震災時の対応についての知識や心構えを周知徹底する。

その際、震災応急対策に関するマニュアル等の整備を図っていくものとする。

また、業務継続計画（BCP）を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要なとなる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期するものとする。

第2 相互応援体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、本市及び防災関係機関等は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

1 応援要請・受け入れ体制の整備

(1) 市町村間の相互応援

① 協定の締結

本市は、本市の地域にかかわる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との広域応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

② 応援要請体制の整備

本市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

③ 応援受け入れ体制の整備

市は、応援要請後、応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受け入れ窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。又は、平常時から

協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

2 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

本市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 県と防災関係機関及び防災関係機関間の連携

本市は、その区域内又は所掌事務に関係する関係機関に対して震災時及び風水害時において、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。このため、関係機関の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

4 本市に関する協定及び広域応援

鹿行広域消防本部では、大規模な災害等に対応するため、次表のとおり消防相互応援協定を締結している。

特に、災害規模に応じて消防力の投入が可能な相互応援を確立するため、県内の応援可能な関係団体と「茨城県広域消防相互応援協定書」を締結しており、特色としては、①県内の市町村及び組合消防が一本化の協定書により締結、②協定における実施区域が県内全域、③消防組織法第1条に定められる全ての災害で応援活動が必要なものを対象、④応援に要する経費は一部を除き応援側負担などがある。

■鹿行広域消防本部

○消防相互応援協定の締結等状況（平成24年4月1日現在）

協定締結年月日	協定締結先・協定名称
昭和54年4月1日	百里基地周辺における航空機事故及び航空機事故に伴う災害発生の場合の連絡調整に関する協定
昭和59年12月14日	茨城町
昭和59年12月25日	大洗町
昭和62年2月26日	かすみがうら市
昭和62年7月29日	鹿島地方事務組合
平成元年4月1日（運用）	茨城県広域消防相互応援協定
平成13年11月16日	百里基地との消防相互応援協定
平成18年9月1日	香取広域市町村圏事務組合
平成18年12月1日	小美玉市

■鹿行広域消防本部

○東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定の締結状況（平成24年4月1日現在）

協定締結年月日	協定締結先・協定名称
平成18年8月24日	千葉市外9市1町3組合

行方市災害時応援協定・覚書締結一覧

番号	協定等名	締結年月日	協定等相手先	内容
1	百里基地周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合の連絡調整に関する協定	昭和54年3月31日	航空自衛隊百里基地	航空事故及び航空事故に伴う災害発生への対応
2	災害時等の相互応援協定	平成6年4月1日	茨城県全市町村	食料品その他生活必需品等の提供、被災者の救出、医療の提供、救助・復旧のための職員の派遣、被災者収容施設の提供、その他
3	茨城県震度情報ネットワークシステムの設置及び管理運用に関する協定書	平成8年10月9日	茨城県	震度計の設置
4	茨城県河川情報テレメーター観測所の設置及び管理運用に関する協定書	平成10年6月30日	茨城県	市庁舎に雨量局設置場所の提供
5	ごみ処理緊急時相互支援に係る協定書	平成11年3月26日	潮来市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市	災害時のごみの受入及び処分
6	茨城県防災情報ネットワークシステムの無線局の設置及び運営等に関する協定書	平成11年4月1日	茨城県	無線局の設置・運用・管理及び経費負担
7	災害時における相互協力に関する覚書	平成12年3月15日	麻生郵便局	郵政事業の災害特別事務、施設の提供、情報の相互提供避難所への臨時郵便箱設置等
8	災害時における相互協力に関する覚書	平成12年11月24日	玉達郵便局	郵政事業の災害特別事務、施設の提供、情報の相互提供避難所への臨時郵便箱設置等
9	災害時の医療救護についての協定	平成13年4月20日	水郷医師会	医療救護班の派遣、医療機関への転送の判断、死亡の判断
10	医療救護に係る費用弁償についての覚書	平成13年4月20日	水郷医師会	「災害時の医療救護についての協定」の費用弁償
11	百里基地消防応援協定書	平成24年9月7日	航空自衛隊百里基地	火災時の応援隊の派遣
12	N T T の通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書	平成18年6月12日	東日本電信電話株式会社 茨城支店	N T T の通信サービス停止に伴う防災行政無線を利用した広報
13	行方市防災行政無線の活用に関する協定書	平成18年6月12日	東京電力株式会社 竜ヶ崎支社・土浦支社	電力供給の停止に伴う防災行政無線を活用した広報
14	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	平成18年8月1日	いばらきコープ生活協同組合	物資供給の協力、物資の運搬
15	災害時における相互応援に関する協定	平成18年11月28日	西東京市	応急活動の職員派遣、備蓄物資の提供、被災者の一時収容施設の提供、あつせん、その他
16	行方市防災行政無線局の設置管理運用に関する協定書	平成19年1月1日	鹿行広域事務組合 鹿行広域事務組合消防本部	遠隔制御装置の設置及び管理並びに運用
17	避難所使用に関する協定	平成19年3月19日	茨城県教育委員会 茨城県教育財団	茨城県立白浜少年自然の家、女性プラザ、鹿行生涯学習センターの避難所使用
18	避難所使用に関する協定	平成19年3月16日	茨城県立麻生高等学校	茨城県立麻生高等学校の避難所使用
19	避難所使用に関する協定	平成19年3月27日	茨城県立玉造工業高等学校	茨城県立玉造工業高等学校の避難所使用
20	避難所としての使用に関する協定	平成22年3月15日	水資源機構	霞ヶ浦ふれあいランドの水の科学館に対する避難所使用
21	災害時の情報交換に関する協定	平成23年4月1日	国土交通省 関東地方整備局	災害対処のための情報交換、情報連絡員の派遣
22	災害時における支援及び協力に関する協定書	平成24年3月19日	株式会社 カスミ	救援物資の供給及び被災者の応急救済
23	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	平成24年3月29日	株式会社 カインズ	生活物資の供給協力
24	災害時における支援及び協力に関する協定書	平成24年3月29日	株式会社 ベイシア	救援物資の供給及び被災者の応急救済
25	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成24年3月29日	茨城県石油業協同組合 行方支部麻生部会・北浦部会・玉達部会	燃料等の供給
26	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成24年3月29日	なめがた農機燃料株式会社	燃料等の供給
27	災害時における資機材リースの協力に関する協定書	平成24年3月29日	箕輪リース株式会社	資機材のリース
28	災害時における放送要請に関する協定書	平成25年1月16日	鹿嶋市 エフエムかしま市民放送株式会社	災害の発生又は、発生のおそれがある場合の必要な放送実施
29	災害時における臨時広報紙の配布協力に関する協定	平成25年3月18日	有限会社オーエム・メディア	緊急時における臨時広報紙の配布協力
30	災害時における緊急救援輸送時の協力に関する協定書	平成25年11月1日	社団法人茨城県トラック協会 鹿行支部	物資等の緊急救援輸送・関係する人員派遣等に関する協力
31	災害時における電気設備の復旧に関する協定書	平成25年12月18日	一般財団法人 関東電気保安協会 茨城事業本部	電力復旧に際して送電可否の判断、電力確保に関する試験測定及び助言
32	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	平成26年2月25日	茨城県立鹿島特別支援学校 (鹿嶋・潮来・神栖・鉾田と合同)	福祉避難所の設置運営
33	災害時の歯科医療救護についての協定	平成26年5月19日	行方市歯科医師会	災害時の歯科医療救護
34	災害時における支援協力に関する協定書	平成26年7月1日	茨城県行政書士会	災害時の被災者支援のための行政書士業務協力
35	在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定	平成27年3月31日	千歳市他行方市を含む20自治体（計21自治体）	大規模災害時の迅速かつ円滑な相互応援協定
36	災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定書 (行方市と大塚製薬株式会社との食と健康に係る包括連携協定に基づく)	平成27年6月3日	大塚製薬株式会社	災害時の食料品、飲料水等の円滑な確保
37	災害時における支援及び協力に関する協定書	平成27年7月14日	なめがた農業協同組合	農産物の取扱商品、農産物等の物資供給 災害時の応急対策に必要な人的支援

※合併以前の締結については旧町単位での締結となり同種内容でも締結日に違いが生じている場合がある。

第3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。その際、多様な世代や女性の参画を促進していく環境づくりを積極的に実施するものとする。

1 自主防災組織の整備

(1) 普及啓発活動の実施

広報誌やパンフレット等をはじめ、防災講演会や研修会の開催等を行い、住民自主防災組織に関する普及・啓発に努める。

(2) 自主防災組織の編成

地域住民の全員参加を原則に組織を編成する。

(3) 自主防災組織の活動内容

・平常時

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材、及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

・災害時

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等

(4) 協力体制の整備

市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、自主防災組織の協力体制の整備を目的として、行政区等による連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換を行うなど連携体制を強化する。

(5) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、資機材の整備等について支援及び助成を図る。

(6) リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

○民間防火組織の状況（平成24年4月1日現在）

クラブ名	結成年月	クラブ員数		
		男	女	計
幼年消防クラブ				
麻生保育園幼年消防クラブ	S. 60. 4. 1	21	35	56
竜翔寺保育園幼年消防クラブ	S. 60. 4. 1	41	38	79
北浦保育園幼年消防クラブ	S. 60. 4. 1	29	24	53
のぞみ幼稚園幼年消防クラブ	S. 60. 4. 1	51	38	89
玉造第一保育園幼年消防クラブ	S. 60. 4. 1	29	37	66
玉造第二保育園幼年消防クラブ	S. 60. 4. 1	41	27	68
玉造第三保育園幼年消防クラブ	S. 60. 4. 1	28	36	64
婦人防火クラブ				
長野江婦人防火クラブ	S. 56. 3. 21		21	21
津澄地区婦人防火クラブ	H. 6. 3. 7		5	5

○自主防災組織一覧（平成 24 年 4 月 1 日現在）

番号	地区	行政区名	結成年度	番号	地区	行政区名	結成年度	番号	地区	行政区名	結成年度
1	麻生	富田	H5	14	太田	根小屋	H6	27	行方	行方	H8
2	麻生	粗毛	H5	15	大和	蔵川	H7	28	行方	藤井久保	H8
3	麻生	玄通	H5	16	大和	白浜	H7	29	行方	船子	H8
4	麻生	蒲縄	H5	17	大和	宇崎	H7	30	行方	五町田	H8
5	麻生	古宿	H5	18	大和	岡	H7	31	小高	島並	H9
6	麻生	新田	H5	19	大和	青沼	H7	32	小高	南	H9
7	麻生	宿	H5	20	大和	四鹿・杉平	H7	33	小高	橋門	H9
8	麻生	下淵	H5	21	大和	小牧・板峰	H7	34	小高	小高	H9
9	麻生	田町	H5	22	大和	新宮	H7	35	小高	井貝	H9
10	麻生	新原	H5	23	大和	天掛	H7	36	小高	繕沢	H9
11	太田	矢幡 1・2	H6	24	大和	籠田	H7	37	小高	谷	H9
12	太田	矢幡 3・4	H6	25	行方	於下	H8				
13	太田	石神	H6	26	行方	今宿	H8				

○行政区一覧（平成 24 年 4 月 1 日現在）

番号	地区	行政区名	番号	地区	行政区名	番号	地区	行政区名	番号	地区	行政区名	番号	地区	行政区名
麻生地区						北浦地区			玉造地区					
1	麻生	富田第一	21	大和	四鹿杉平	1	津澄	吉川	1	玉川	荒宿	21	玉造	柄貝
2	麻生	富田第二	22	大和	小牧板峰	2	津澄	繁昌	2	玉川	藤井	22	玉造	諸井
3	麻生	粗毛	23	大和	新宮	3	津澄	中根	3	玉川	玉造根古屋	23	玉造	泉
4	麻生	玄通	24	大和	天掛	4	津澄	山田第一	4	玉川	西谷	24	玉造	緑ヶ丘
5	麻生	蒲縄	25	大和	籠田	5	津澄	山田第二	5	玉川	西蓮寺	25	現原	捻木
6	麻生	古宿	26	行方	於下	6	津澄	山田第三	6	手賀	玉造新田	26	現原	芹沢
7	麻生	麻生新田	27	行方	今宿	7	津澄	山田第四	7	手賀	竹の塙	27	現原	上山
8	麻生	麻生宿	28	行方	行方	8	要	行戸	8	手賀	舟津	28	現原	中山
9	麻生	下淵	29	行方	藤井久保	9	要	小幡北	9	手賀	玉造宿	29	現原	若海
10	麻生	田町	30	行方	船子	10	要	小幡南	10	手賀	新宿	30	現原	谷島
11	麻生	新原	31	行方	五町田	11	要	南高岡	11	手賀	小座山	31	立花	浜
12	太田	矢幡第一	32	小高	島並	12	要	北高岡	12	手賀	横須賀	32	立花	八木蒔
13	太田	矢幡第二	33	小高	南	13	武田	両宿	13	玉造	里	33	立花	羽生
14	太田	石神	34	小高	橋門	14	武田	北浦内宿	14	玉造	玉造内宿	34	立花	沖洲
15	太田	麻生根小屋	35	小高	小高	15	武田	成田	15	玉造	横町			
16	大和	蔵川	36	小高	井貝	16	武田	三和	16	玉造	加茂			
17	大和	白浜	37	小高	繕沢	17	武田	長野江	17	玉造	上宿			
18	大和	宇崎	38	小高	谷	18	武田	次木	18	玉造	川向			
19	大和	岡				19	武田	小貫下	19	玉造	高須			
20	大和	青沼				20	武田	小貫上	20	玉造	下宿			

2 事業所防災体制の強化

防火管理者及び危険物施設等管理者に対して、出火の防止や初期消火体制の強化等を指導し、事業所防災体制の強化及び相互間の応援体制確立に努める。特に危険物等施設は災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号）による東海地震にかかわる警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止、及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。従って、ガソリンスタンド、LPガス販売所等、防火対策上重要な事業所に対して、日頃から防火対策の万全を期するよう指導及び協力を要請するとともに、食料、生活物資を取り扱う事業所及び金融機関等、生活関連事業所に対しても住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続するよう指導及び協力を要請する。

3 ボランティア組織の育成・連携

(1) 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線等）とに区分し、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議す

る連絡会等を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

○ボランティアの分類

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県（保健福祉部） 市	県社会福祉協議会 市社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	養成無し 登録無し	県（保健福祉部）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県（生活環境部）	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県（生活環境部）	県（生活環境部）

(2) 一般ボランティアの担当窓口の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの担当窓口を設置する。

市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。また、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載し、広く市民に周知をする。

(3) 受入れ窓口の整備と応援体制の確立

受入れ窓口は、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、体制整備を強化するとともに、市社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の協力体制強化を図るものとする。

(4) 一般ボランティアの養成・登録

○ コーディネートシステムの構築（県社会福祉協議会）

災害時にボランティアの受入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムが整備されることに伴い、市の拠点施設における業務が生じることから円滑な受入れができる体制づくりを実施する。

[コーディネーターが行う業務]

- ① 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

○ ボランティアリーダーの養成

市社会福祉協議会は、災害時にボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を県社会福祉協議会と協力し実施する。

○ 一般ボランティアの登録

災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストは市社会福祉協議会を通じ県社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

(5) 一般ボランティアの活動環境の整備

○ ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

○ 一般ボランティアの活動環境の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

○ ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

4 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

また、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努めるものとする。

市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識高揚が図られるよう努めるものとする。優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上に向け努め、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、さらには自主防災組織や消防団との積極的な連携を図るよう防災に関するアドバイスを行う。

第4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となる。そのため、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

1 多様なネットワークの構築

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。それぞれの利点欠点を考慮して使用していくとともに、継続的に平常時から管理・点検しておく必要がある。

- ・携帯電話（衛星携帯電話・災害時優先電話）

- ・アマチュア無線（社団法人日本アマチュア無線連盟登録クラブ等との連携）
- ・インターネット・インターネットメール
- ・エリアメール

2 マルチメディア化

情報通信技術の急速な発展により、音声の他、文字、映像等多様なメディアでの通信が可能となつてきていることからこれらの技術を取り入れ、より容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。

3 業務継続性の強化

情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼動するようにする。

4 災害時通信施設等の整備

(1) 防災行政無線等

住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話も含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

(2) 防災対応型エリア放送

住民に対して、地上デジタル放送により日常の防災・減災情報や、災害時における緊急時の迅速な情報提供が可能な環境整備に努める。

(3) 消防無線

消防無線には周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共通波、④全国共通波がある。特に、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波の整備に努める。

(4) 非常・緊急通話用電話

必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

5 災害時通信施設等の耐震化・負荷の分散

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

震災時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

(3) 耐震化・免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

(4) サーバの負荷分散

機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止や、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況となることなどに対応するため、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

6 災害通信施設の利用

(1) 茨城県防災情報ネットワークシステム

県防災・危機管理課、災害関係各課、災害関係機関、鹿行県民センター、近隣市町村と緊密な連絡をとり、応援体制の確立を図る。

(2) 防災行政無線等

市防災行政無線により、住民に対して災害情報などの伝達を図るにあたり、難聴地域が発生した場合、市補助事業による戸別受信機で解消を図る対応に努める。また、消防本部設置の無線についても効率的な運用を図る。

(3) アマチュア無線

市内アマチュア無線局利用者に協力を求める。なお、活動を支援するためにアマチュア無線ボランティアの担当窓口を設置する。

7 茨城県防災情報ネットワークシステムとその活用

(1) 防災情報システムの概要

県の防災情報システムは、気象情報、被害情報などの画面情報等多様な情報を一元的に収集管理し防災センター等に提供するシステムである。なお、災害対策に関する情報の入出力は防災センターの他、市町村及び消防本部等で行うことができ、被害照会はずべての構成機関で行うことができる。

このシステムにより、必要な情報が正確・迅速に伝達されるようになり、より迅速・的確な防災対策を講じることが可能である。

(2) 防災情報システムの機能

- ・気象情報システム(予・警報、地震情報等)
- ・被害情報システム(人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等)
- ・防災地図システム(各被害情報に基づく地図作成)

(3) 防災情報システムの平常時の活用

防災センター及び防災情報システムの整備を踏まえ、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

8 非常通信体制の設備強化

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常用電源設備を活用しての県防災情報システムをはじめ、水防無線、非常・緊急通話用電話などの非常通信の伝送訓練及び試験等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

(3) その他通信網の整備

インターネット、パソコン通信等多様な通信メディアの活用について検討し、平常時からの防災知識の普及及び災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第2節 地震に強いまちづくり

本市は県の南東部に位置し、本市全域が都市計画法による都市計画地域に指定されている。これらの地域については都市施設、市街地開発事業など都市災害の未然防止を第一として、都市機能を十分発揮できるよう用途地域の指定をおこない、その他優良な集団農地で将来とも農業振興地域である指定も行った。従って、都市部と農村部との調和を図り、秩序ある都市形成を図るものとする。

第1 防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、本市総合

計画やその他計画に基づき、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの推進に努める。

- ① 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- ② 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- ③ 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- ④ 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業等の計画
- ⑤ 国土交通省所管の防災都市づくり計画

○上記計画等により道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

1 防災空間の確保

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両が通行するための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備に努める。

(1) 緑地保全地域・特別緑地保全地区の指定

都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に努める。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセツバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進に努める。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

震災時には、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備に努める。この際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園防災機能の一層の充実に努める。

(5) 消防活動空間確保のための街路整備

消防車両が進入できない道路は、火災延焼の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保すべく計画的な整備に努める。

(6) 避難施設の整備

夜間・昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。また、延焼火災、崖崩れ、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、整備を行う。

第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進

地震による建築物の損壊、消失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に旧耐震基準の建築物については、茨城県耐震改修促進計画、行方市耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進していく。学校、その他公共施設について順次対策が進んでいるが、今後もその他の施設の耐震、不燃化に努める。

1 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

(1) 耐震診断マニュアルの活用

既存の耐震診断基準等の有効利用を図るため県の耐震診断技術マニュアル（木造編，鉄骨造編，鉄筋コンクリート造編）を活用し，県内の建築士及び応急危険度判定を行う判定士による耐震診断の促進を図る。

(2) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

茨城県耐震改修促進計画・行方市耐震改修促進計画に基づき県関係機関との連携を図りながら，住宅，多数の者が利用する建築物，公共施設の耐震化を推進する。

(3) 耐震診断基準の周知

建築士による耐震診断の促進を図るため，（財）日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

(4) 住宅の耐震化・広報・所有者への指導等

茨城県と連携を図りながら住宅等の耐震化に向けた制度活用・窓口の広報や，意識啓発等を積極的に実施する。

2 応急危険度判定体制の充実

災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため，判定士の養成や動員体制の整備等を県関係機関と連携を図りながら推進する。

3 被災宅地危険度判定体制の充実

災害時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため，判定士の養成や活動のための組織体制づくりなど県関係機関と連携を図りながら推進する。

4 建築物の落下物対策の推進

(1) 一般建築物の落下物防止対策

県関係機関の指導の下に，地震時に建築物の窓ガラス，看板等落下物による危険を防止するため次の対策に努める。

- ① 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- ② 実態調査の結果，落下の恐れのある建築物について，その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- ③ 建築物の所有者又は管理者に対し，窓ガラス，看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- ④ 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し，天井の落下防止の改修の啓発を行う。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀（石塚を含む）の倒壊を防止するため次の施策の推進に努める。

- ① 市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用し啓発を図るとともに，ブロック塀の造り方，点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を利用し知識の普及を図る。
- ② 市街地内のブロック塀の実態調査を行い，ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお，実態調査は通学路，避難路及び避難場所等に重点を置く。
- ③ ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに，危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- ④ ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し，建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

5 建築物の不燃化の推進

県関係機関の指導の下に，建築物の防火に対する取組みを推進する。

6 その他施設の耐震化・文化財保護

(1) 防災上重要な施設の耐震化

病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県又は市が策定した耐震改修促進計画に基づき、県が行っている耐震化事業に準じて耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進する。

(2) 不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

(3) 文化財保護

文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の設備の促進を図る。併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第3 土木施設の安全化

道路、橋梁、河川、ため池等の土木施設の耐震性劣化に留意し安全対策に努める。特に、緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるように耐震対策の実施に努める。又は崩落等の危険性がある法面は、震災、風水害による土木施設への影響を含め安全対策を検討する。

第4 ライフライン等の耐震対策

上下水道施設、電気施設、電話施設、ガス施設等について、各施設管理事業者の計画と調整を図りつつ、施設の耐震性の強化及び液状化対策、風水害等にも対応したライフラインづくりを計画的に推進する。

第5 地盤災害防止対策の推進

1 地盤災害危険度の把握

(1) 地盤情報等のデータベース化

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に努める。

(2) 地盤情報等の効果的利用

地盤情報等のデータベースは、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。又は、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災避難マップ、液状化マップ等の防災地図に反映させるように努める。

2 土地利用の適正化の誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

(1) 防災まちづくり方針に基づく安全を重視した土地利用の確保

本市総合計画、都市計画マスタープラン及び各種計画に基づき、市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの情報を周知する。

また、災害に弱い地区の土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化の誘導に努める。

(2) 土砂災害危険箇所の周知

危険箇所マップの作成等により土砂災害危険箇所の周知を図る。

3 造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督、防災パトロールの強化

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を県と協力して行う。

また、造成後は巡視等により違法な開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼

びかけ等の防災パトロールを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

① 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めないことを指導する。

② 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じるよう指導する。

③ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

4 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の誘因となる地下水の過剰揚水などを規制する。

5 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、県関係機関と連携の上、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

地盤改良等による液状化防止対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策に努める。また、建築物の所有者・設計者に対し、パンフレットの配布等による液状化対策に関する普及・啓発に努める。

① 地盤改良、基礎杭打設等の施設対策の推進

② 液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備

③ 大規模開発での液状化対策にむけた連携、調整

④ 液状化による被害軽減のための調査研究

(1) 液状化予防対策

① 木造建築物は、必要に応じて地盤が軟弱な区域を指定する。

(根拠指定：建築基準法施行令第 42 条)

② 小規模建築物(階数が 3 以下)を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法

地盤に液状化可能性がある場合、次の対策を指導するものとする。

- ・ 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ・ 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ・ 基礎杭を用いる。

6 警戒避難体制の確立

がけ崩れの発生の恐れがある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な勧告又は指示及び伝達ができるよう、その必要な事項を定めるため昭和 44 年 8 月 20 日付消防防第 328 号「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について」の通知に準拠して危険地域の指定のないものについても警戒避難体制、パトロール、地域住民への連絡等の整備に努める。

※参考資料「地方自治体における風水害対策推進のための基礎資料について」(内閣府平成 14 年 2 月)参照

第 6 地震火災の防止

1 初期消火体制の確立

地震直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能などの悪条件下での初期消火の効果を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を準備するとともにその体制を確立する。特に住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する。

2 消防水利の整備

集落密集地における防火水槽などの消防水利を増設し、その適切配置を推進するとともに、河川、堀、池などの自然水利はもちろんのこと、井戸、用水等も水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

3 救出機材の運用

家具や建物などの重量物の下敷きとなった人々の救出を敏速に行うため、レスキューキット、ポートパワー（油圧ポンプ）、ジャッキなどの救出機材とともに、動力付ノコ、手ノコなどの有効利用に努める。

第7 火災予防査察

毎年春季及び秋季火災予防運動期間中並びに歳末警戒期間中を重点的に消防機関が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 4 条の規定に基づいて、火災予防上必要な資料の提出を求め、又は防火対象物に立入って検査を実施する。立入検査の主眼点は下記のとおりである。

- ① 消火器をはじめ消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、その他消火活動上必要な施設が消防法施行令で定められている基準どおり設置されているかどうか。
- ② 炉、かまど、ボイラー、乾燥設備、変電設備等、火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が消防法で定められている基準どおり確保されているかどうか。
- ③ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が鹿行広域消防本部火災予防条例に違反していないかどうか。
- ④ その他、残火、塵灰の始末、たき火の禁止等屋外において火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等遵守されているかどうか。

第8 防火管理者の育成、指導

本市の防火管理者の育成・指導は、鹿行広域消防本部に協力し、学校、病院、工場等消防法第 8 条及び同法第 8 条の 2 に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努める。

第9 文化財の災害予防対策

1 災害予防対策の対象

本市には、国や県及び市の文化財保護条例に指定された建物、史跡等があり、これら及びこれらに準じる物を対象とする。

2 災害予防対策

文化財の火気防災対策は、施設の充実というまでもなく、所有者・管理者などの防火管理体制を図るとともに、その周辺での喫煙、たき火等の火気使用の制限を図る。

文化財保護制度制定後、国では毎年 1 月 26 日を文化財防火デーとしており、本市においてもこの日を期して消火訓練を実施するなどして防火思想の高揚に努める。また、文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る。併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第10 危険物等災害対策計画

本市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定めるものであり、本市内では、危険物施設の被害、機能障害の対策、並びに危険物等の事業所外運搬中の事故による道路災害についての対策を図る。

危険物等災害対策計画は、茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）平成22年2月第7「危険物等災害対策計画」に準じる。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

○危険物施設数一覧

（平成24年3月31日現在）

区分		施設数
製造所		2
貯蔵所	屋内	10
	屋外タンク	19
	屋内タンク	－
	地下タンク	45
	簡易タンク	－
	移動タンク	47
取扱所	屋外	－
	給油	60
	販売	－
	移送	－
一般		28
合計		211

第3節 地震被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していく。

1 緊急輸送道路

本市とかかわる交通規制の対象となる緊急輸送道路は、以下のとおりである。また、これらの路線に加え防災上必要と考えられる経路は別途指定するものとする。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

○緊急輸送道路指定状況（県）

資料：県地域防災計画 資料編 平成 27 年 3 月

緊急輸送道路指定状況（県）

資料：県地域計画課 資料編（平成27年6月）

路線番号		路線名	起点側	終点側
第1次緊急輸送道路				
（一般 国道）	354	国道 354 号	土浦市若松町土浦笠間線（若松町交差点）から	鉾田市汲上国道 51 号（大洋総合支所入口交差点）まで
	355	国道 355 号	潮来市永山国道 51 号（永山交差点）から	笠間市石井主要地方道宇都宮笠間線接続まで
（主要 地方道）	8	水戸神栖線	行方市芹沢主要地方道小川鉾田線（上山交差点）から	神栖市筒井国道 124 号（筒井東交差点）まで
		小川鉾田線	小美玉市与沢一般県道大和田羽生線交差点から	鉾田市塔ヶ崎主要地方道水戸鉾田佐原線（塔ヶ崎交差点）まで
第2次緊急輸送道路				
（主要 地方道）	2	水戸鉾田佐原線	鉾田市塔ヶ崎主要地方道小川鉾田線（塔ヶ崎交差点）から	行方市麻生国道 355 号（麻生交差点）まで
（一般 県道）	186	荒井行方線	鹿嶋市荒井国道 51 号（出張所入口交差点）から	行方市根小屋一般県道繁昌潮来線交差点まで

- ・ 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- ・ 交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。
- ・ 交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

2 緊急輸送道路の耐震化

緊急輸送道路に指定された管理者は各種計画において緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき整備を実施する。

3 緊急輸送ヘリポート

緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートについては、茨城県地域防災計画によるものとする。なお、場所については災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知するなど所要の措置を講じるものとする。

第 2 コミュニティ防災拠点等の整備計画の推進

自主防災組織の育成及び住民の生命・財産保護等、地域ぐるみの防災体制を育成助長する基盤となる施設として、コミュニティ防災拠点整備の推進に努める。

1 防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市有の学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

2 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（特定建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとし、県及び市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

第 3 消火活動・救助・救急活動への備え

1 方針

地震による火災および死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

2 予防

(1) 一般火気器具からの出火予防

① コンロ・ストーブ等からの出火の予防

住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、対震自動消

火装置の設置とその定期的な点検，火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

② 電気器具からの出火の予防

住民に対し，地震を感じたら安全が確認できるまで，電気器具のプラグを抜き特に避難など長期に自宅を離れる場合には，ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

③ ガス遮断装置の普及

ガス事業者は，地震を感じた場合，自動的にガスの供給を遮断する機能を装置の普及行う。

(2) 化学薬品からの出火予防

化学薬品を保管している事業所，教育機関，研究機関等は，地震による容器の破損が生じないよう，管理を適切かつ厳重に行う。また，市はその旨を周知，指導する。

3 消防設備の効果的活用

消防力の充実・強化のため，消防機械及び消防水利について定期点検を行うとともに，段階的な増設について検討を行い，消防設備等の整備を図る。

(1) 消防設備等の整備推進

耐震性貯水槽(40m³)，飲料水兼用耐震性貯水槽(60m³)，備蓄倉庫，救護所用資材等の整備を推進する。

○消防水利の現況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区分			箇所数	区分	箇所数	
公設	消火栓		621	その他	河川・溝	31
	防火水槽	20m³以上 40m³未満	368		海・湖	17
		40m³以上 60m³未満	181		プール	14
		60m³以上 100m³未満	7		濠・池等	24
		100m³以上	1		下水道	－
		井戸	－		その他	－
	私設防火水槽 40m³以上 60m³未満		2		合計	1,266

(2) 河川，ため池等の消火用水利用

河川，ため池，プール等を水利の多様化の観点から把握し，消火栓使用不能時等の緊急時に備える。

4 消防・防災資機材の充実

消防力の維持・強化の観点から，特に震災時の活用が期待される可搬式ポンプ，水槽車等の整備を適切に実施する。また，停電による通信機能不能に備え，発電機や消防団無線の充実を図るとともに，燃料確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(1) 防災減災対策用配備品

一覧に示す品を以下の 6 施設に配備し災害時に活用をするものとする。各施設の管理者は，これらの配備品が適切に活用できるよう管理をするものとする。

①麻生庁舎，②北浦庁舎，③玉造庁舎，④麻生公民館，⑤北浦公民館，⑥玉造保健センター

○防災減災対策用配備品一覧

資機材名称	数量
インバーター発電機	2
サークルライト	4
サークルライト専用スタンド	4
投光機	4
防雨形コードリール	4
ガソリン携行缶（20L）	2
ガソリン携行缶（10L）	2
防災工具セット	1

(2) 地域における資機材の充実

行政区や自主防災組織等において備える資機材についても点検，充実に向けた協力を周知する。

(3) 応急対策に必要な資機材の適正な確保

災害応急対策に必要な資機材は，定期的に点検を実施するとともに必要な資機材の整備を図っていくものとする。また，本市協力建設会社等との連携を図り，協力体制の整備に努める。

5 行方市協力建設業者

市は，災害時における応急対策業務に関し，行方市建設業協議会，行方市管工事組合等との協定等による連携体制の構築に努め，災害時の迅速な復旧による減災に向けた環境づくりを推進する。

6 消防団の育成・強化

震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練（救助力向上含む）等を統合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、活動の明確化に努める。また、区長、民生委員児童委員と連携を強化し、地域として一体的な防災対策に努める。

7 消防組織間の連携

消防署と消防団については、災害に対し包括的な連携をすべく規律訓練放水訓練やポンプ操法訓練等を通じた連携強化に努めること。

8 消防思想の普及

防災の日、春秋 2 回の火災予防運動、歳末警戒等を中心として、次の事業を実施して消防思想の普及を図る。

- ① 広報誌の活用
- ② 消防車両、広報車による広報
- ③ 市防災行政無線による広報
- ④ ポスターの掲示及びチラシ等の配布
- ⑤ 訓練の実施

9 招集及び出動

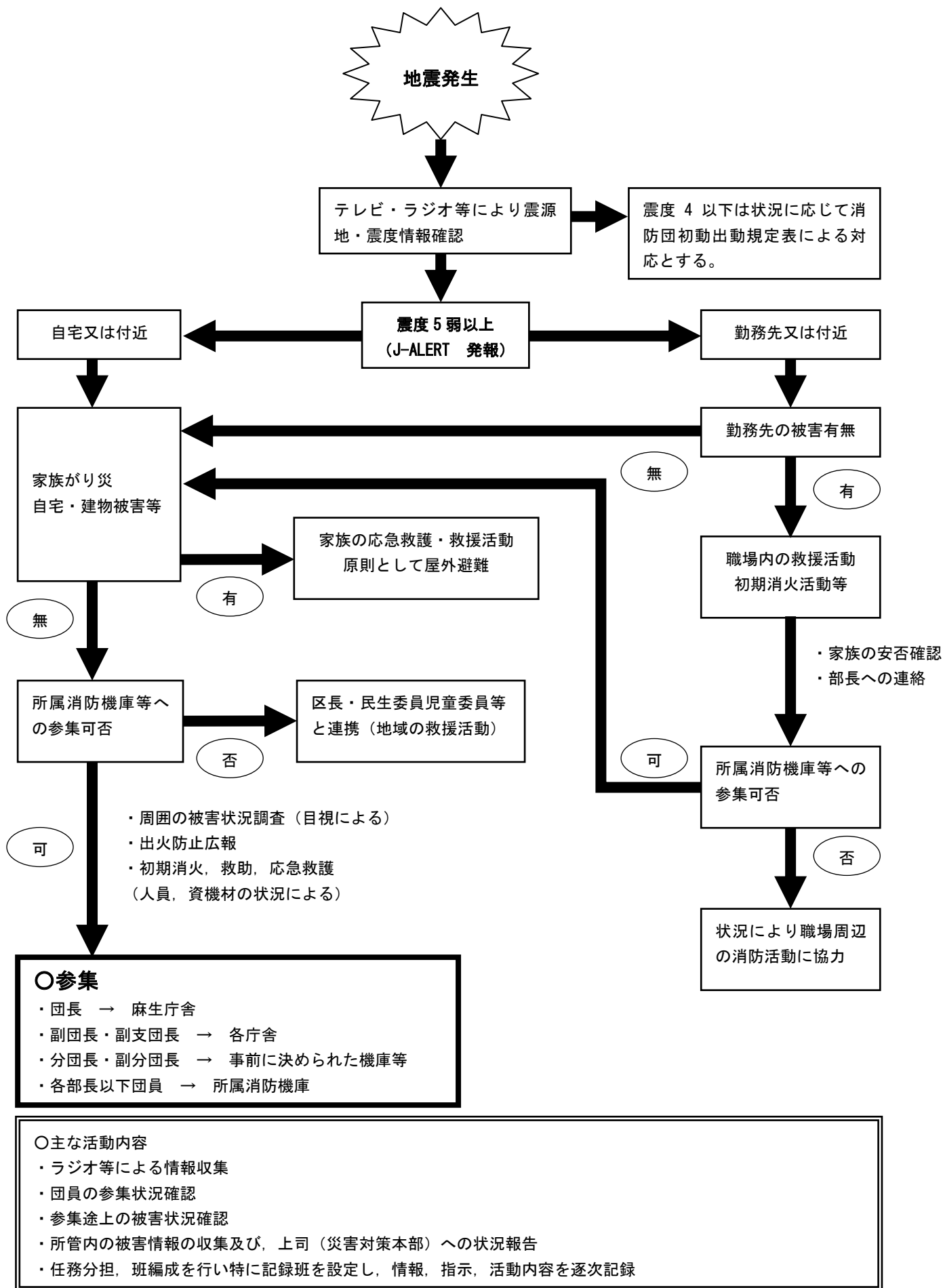
災害の発生及び気象状況により、市長が必要と認めたときは、別途計画・マニュアル等により、消防団長を経て消防団員を招集し、被害の軽減に努める。なお、地震に関しては震度 5 弱以上で防災行政無線を経て全国瞬時警報システム(J-ALERT)による放送がなされることから、安全に十分留意の上、別に定める行動を行うものとする。

○消防団初動出動規定表

消防団出動要綱

		第 1 次出動	第 2 次出動	第 3 次出動	特命出動	備考
出動対象		警戒区域の部分団	分団並びに近接分団支団	全団	特命する分団等	出動者以外の団員は積極的な情報収集に努め出動出来得る状態での待機を基本とする。
出動区分	火災	火災の発生する恐れがあるとき	局地火災が発生したとき	局地火災延焼の危険性が強いとき、又は広域火災の発生、恐れがあるとき	特別に命令するとき	
	風水害	おおむね 12 時間以内に災害が発生する恐れがあるとき、又は局地災害が発生したとき	事態が切迫し、市内に災害が発生すると予想されるとき、又は発生したとき	崖災害が発生したとき、又は災害が拡大し第 2 次出動では対処できないとき		
	震災	本市で震度 4 以下であっても、局地的に被害が生じているとき	本市で震度 4 以下であっても、局地的に著しい被害が生じており事態が切迫しているとき	本市で震度 5 弱以上を記録したとき、又は震度 4 以下であっても広域的に著しい被害が生じており事態が切迫しているとき		
① 上記の規定は出動命令以前における規定とするが、「行方市消防団の運営に関する規程」を基本とし、上級指揮者との連絡を積極的行い慎重に活動するものとする。 ② 市長又は団長命令により出動命令が発せられた場合はその命令指揮下に従うものとする。 ③ 火災発生のお知らせは市防災行政無線により行い関係分団は直ちに出動する。						

○震度 5 弱以上の地震における消防団員の初動



○消防職員配置状況表（平成 24 年 4 月 1 日現在）

階級別 所屬別		合計	消防職員								事務 吏員	
			消防 正監	消防 監	消防 司令 長	消防 司令	消防 司令 補	消防 士長	消防 副士 長	消防 士		
消 防 本 部	消防長	1	1									
	次長	1		1								
	総務課	7			2	2			1		2	
	警防課	17		1	1	3	6	3	3			
	予防課	5			1	2	2					
	防災・危機管理課 派遣	1					1					
	消防学校入校	5								5		
	計	37	1	2	4	7	9	3	4	5	2	
行 方 消 防 署	署長	1			1							
	副署長	1			1							
	課長	2			1	1						
	総務係	5				1		1		3		
	経理係	4				1			2	1		
	警防係	5				1	2		2			
	救急係	5					2	1	1	1		
	予防係	5				1		3		1		
	指導係	6				1	1	2	1	1		
	調査係	6				1	2	3				
	計	40	0	0	3	7	7	10	6	7		
	麻 生 出 張 所	所長	1				1					
		庶務係	3				1	1		1		
		第一係	4				1	2		1		
		第二係	4					1	2	1		
		計	12				3	4	2	3		
	玉 造 出 張 所	所長	1				1					
		庶務係	3				1	1	1			
		第一係	4				1	1	1	1		
		第二係	4					1	1	2		
		計	12				3	3	3	3		

○消防団員配置状況表（平成 24 年 4 月 1 日現在）

団 長		
副団長兼麻生支団長	副団長兼北浦支団長	副団長兼玉造支団長
麻生副支団長	北浦副支団長	玉造副支団長
第1分団 第1部(天王崎) 第3部(宿) 第4部(田町) 第5部(下洩) 第6部(新原) 第7部(蒲縄) 第8部(玄通・粗毛) 第9部(富田)	第1分団 第1部(山田) 第2部(吉川) 第3部(中根) 第4部(繁昌)	第1分団 第1部(荒宿) 第2部(根古屋) 第3部(西谷) 第4部(西蓮寺) 第5部(藤井)
第2分団 第1部(矢幡) 第2部(石神) 第3部(根小屋) 第4部(白浜) 第5部(宇崎) 第6部(岡)	第2分団 第1部(行戸) 第2部(小幡) 第3部(南・北高岡)	第2分団 第1部(新田・竹の塚) 第2部(舟津) 第3部(宿) 第4部(新宿・横須賀) 第5部(小座山)
第3分団 第1部(天掛) 第2部(新宮) 第3部(蔵川) 第4部(四鹿) 第5部(青沼) 第6部(小牧) 第7部(籠田)	第3分団 第1部(小貫) 第2部(次木) 第3部(両宿・内宿)	第3分団 第1部(里・内宿) 第2部(加茂・横町) 第3部(上宿・川向) 第4部(下宿) 第5部(高須) 第6部(諸井・柄貝) 第7部(泉) 第8部(緑ヶ丘)
第4分団 第1部(於下) 第2部(今宿) 第3部(行方) 第4部(船藤) 第5部(五町田)	第4分団 第1部(三和) 第2部(成田) 第3部(長野江)	第4分団 第1部(捨木) 第2部(芹沢) 第3部(上山) 第4部(中山) 第5部(若海) 第6部(谷島)
第5分団 第1部(小高) 第2部(橋門) 第3部(南) 第4部(島並) 第5部(小高東)		第5分団 第1部(沖洲) 第2部(羽生) 第3部(八木蒔) 第4部(浜)

○消防団員定数表

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分		麻生 支団	北浦 支団	玉造 支団
階 級 別 実 員	条例定数	1,450		
	実員合計	1,345		
	団長	1		
	副団長	3		
	支団長	※ 1	※ 1	※ 1
	副支団長	1	1	1
	分団長	5	4	5
	副分団長	5	4	4
	部長	31	13	28
	班長	59	73	75
	団員	353	268	411

※副団長兼務

10 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織等を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消化資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り自らの初期消火能力に努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄を推進し、市はこうした地域の取り組みを支援する。

(3) 救助訓練

自主防災組織等を中心として倒壊家屋現場からの救助訓練などを十分な安全確保のもと実施していく。また、救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから応急手当方法の普及啓発を図る。

第4 医療救護活動への備え

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されない恐れがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より本市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

1 情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶、輻輳（通信の利用集中による不具合）等が十分予想される。そのために、平常時から無線等災害医療にかかわる情報連絡体制の確立を図る。

○医療関係連絡機関

地域名	名 称	所在地	電話番号
全県	茨城県医師会	水戸市笠原町 489	029-241-8446
	茨城県歯科医師会	〃 見和 2-292	029-252-2561
	茨城県薬剤師会	〃 笠原町 978-47	029-306-8934
	茨城県看護協会	〃 緑町 3-5-35	029-221-6900

○行方市を管轄する医師会

水郷医師会

○広域災害・救急医療情報システム参加医療機関(救急告示医療機関)

市名	医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	備考
鉾田市	鉾田病院	鉾田市安房 1650-2	内、小、外、整、脳、眼、耳鼻、麻、泌、リハ、循、腎内、消、皮	0291-32-3313	
	高須病院	鉾田市鉾田 2570	内、外、耳鼻、整、消、糖	0291-33-2131	
鹿嶋市	小山記念病院	鹿嶋市厨 5-1-2	内、外、整、脳、皮、眼、耳鼻、泌、児歯、麻、消、循、糖、漢内、産婦、乳、口腔、呼	0299-85-1111	人工透析対応
神栖市	白十字総合病院	神栖市賀 2148	内、呼、消、循、リウマチ、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳鼻、気管食道、リハ、放、齒、麻、小、乳	0299-92-3311	
	神栖済生会病院	神栖市知手中央 7-2-45	内、小、外、整、皮、婦、眼、耳鼻、循、呼、乳、泌、形、肝、神内、内分泌、児内分、児難聴、消	0299-97-2111	
	鹿島労災病院	神栖市土合本町 1-9108-2	内、神内、外、整、脳、皮、泌、眼、耳鼻、リハ、放、麻、口腔、漢内、病、血内、呼、循	0479-48-4111	災害拠点病院
行方市	なめがた地域総合病院	行方市井上藤井 98-8	眼、外、耳鼻、小、整、内、脳、泌、皮、麻、リハ、消、循、腎内、救、婦	0299-56-0600	災害拠点病院 人工透析対応
鹿行広域圏 計 7 施設					

※茨城県地域防災計画（資料編）平成 20 年 12 月 1 日現在、広域災害・救急医療情報システム参加医療機関による。

注：診療科目の略称（以下同欄同意）

内＝内科 小＝小児科 産婦＝産婦人科 皮＝皮膚科 耳鼻＝耳鼻咽喉科 胃＝胃腸科 外＝外科 呼＝呼吸器科

眼＝眼科 整＝整形外科 脳＝脳神経外科 消＝消化器科 糖＝糖尿病内科 循＝循環器科 泌＝泌尿器科 放＝放射線科 麻＝麻酔科 リハ＝リハビリテーション科 ア＝アレルギー科 口腔＝歯科口腔外科 腎内＝腎臓内科 救＝救急科 神内＝神経内科 血内＝血液内科 内分＝内分泌 病＝病理科 児歯＝小児歯科 漢内＝漢方内科 乳＝乳腺外来 歯＝歯科 婦＝婦人科 形＝形整外科 肝＝肝臓専門 児難聴＝乳幼児難聴 児内分＝小児内分泌科 気管食道＝気管食道科 リウマチ＝リウマチ科

2 医薬品等の確保

本市が位置する鹿行地方の災害用医療品等備蓄場所は、茨城県地域防災計画（資料編）平成 22 年 2 月の同地方の指定備蓄者を参照

3 医療関係機関との連携強化

災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。また、協議会の設置又は会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

4 医療関係者に対する訓練等の実施

医療機関にあつては、災害により病院が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。市は、病院が、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受入れる場合の対応策等について留意し、作成された病院防災マニュアルを基にした防災訓練実施の指導に努める。

病院は、年 2 回の防火訓練に加え、年 1 回以上の防災訓練の実施に努めること。さらに、地域の防災関係機関や地域住民との共同の防災訓練に積極的に参加すること。

5 医療ボランティアの確保

本市は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、衛生班を担当窓口とし、県関係機関と連携を図りながら災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう機能の整備に努める。

○行方市内の医療機関

医療機関名	所在地	診療科目等	電話番号
朝倉医院	麻生 1110	呼、循、消、小、内、皮、胃	0299-72-0036
金塚医院	手賀 3125	小、内	0299-55-0556
鋼持外科医院	麻生 1555-4	外、内、小、皮、形	0299-72-0805
なめがた地域総合病院	井上藤井 98-8	眼、外、耳鼻、小、整、内、脳、泌、皮、麻、リハ、消、循、腎内、救、婦	0299-56-0600
塙医院	玉造甲 5985	泌、内、外	0299-55-4100
曾内科クリニック	玉造甲 510-3	内、呼、循、ア、泌、内分	0299-36-2611
根本皮膚科医院	玉造甲 414	皮、内、小	0299-55-0538
麻生クリニック	井貝 353-24	内、小、外、皮、胃	0299-80-8005
つばさクリニック	島並 1511	内、小、産婦	0299-72-2830
北浦診療所	山田 1146-7	内、小、外、整、皮、泌、消	0291-35-2500
小沼診療所	麻生 1105-2	内、整、泌、放、外	0299-72-0388

第 5 被災者支援のための備え

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、收容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

1 広域的な避難体制の確立

避難所の開設並びに生活救援物資の供給について、相互利用及び相互応援の観点から近隣市町村やその他関係機関との連携に加え、この連携では対処できない広域的な被害が発生する場合を考慮し、遠方の自治体等との広域連携体制を整備する。

※「茨城県広域消防相互応援協定書」を締結した自治体間で広域避難場所を相互利用できるよう調整に努める。

2 避難所の充実

避難場所に避難した被災者のうち居住場所を確保できなくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。

避難所は、必要に応じて換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（非常用発電設備等）の整備に努め、さらに通信機器等の設備の充実や、生活関連物資等の備蓄、要配慮者対策も含め検討を行い、通信、交通及びライフラインが分断された場合に備える。

○主なものは次に示すとおりである。

- ① 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- ② 生活必需品
- ③ ラジオ・テレビ
- ④ 通信機材（衛星携帯電話、特設公衆電話、市町村防災行政無線を含む）
- ⑤ 放送設備
- ⑥ 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- ⑦ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ⑧ 給水用機材
- ⑨ 救護所及び医療資機材（常備薬含む）
- ⑩ 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- ⑪ 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ
- ⑫ 工具類

避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。

3 避難所の指定・活用に対する考え方

避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共建築物を基本とし、必要に応じ県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備する。なお、関連する事項は次のとおりである。

- ① 交通網については、緊急輸送道路や避難路の検討、指定を実施し避難者が安全に避難所に移動し且つ孤立化しないよう市街地の状況に応じた経路の策定に努める。
- ② 建物については、平常時より耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に避難所に指定されている学校施設等で昭和 56 年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。
- ③ 避難場所は避難する場所という定義とし、建物を有しない場合でも車中泊、テント利用での避難者等を考慮し指定を検討していくこととする。
- ④ 大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから事前に代替施設を選定しておくものとする。
- ⑤ 各地区の集会所・コミュニティセンター等も一時的な避難施設として活用を推進していくものとする。
- ⑥ 学校等適正配置による施設の適正化に伴う未活用となった学校施設・敷地については、指定された避難所のみで避難者の収容が極めて困難な状況に限り、安全面を十分確認の上、活用するものとする。
- ⑦ 地域の避難所となる学校施設の在り方を、施設の安全性、施設の必要な機能、円滑な運営方法、教育活動の早期再開を着眼点とし明確化に努めるものとする。

※学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議：文部科学省

- ⑧ 要配慮者等の避難者に対応するため福祉避難所の充実に努める。

※避難所は、資料編「避難施設のデータベース」に示す。

4 食料、生活必需品の供給体制の整備

本市の食料備蓄は、想定されるり災人口の概ね 3 日分を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。また、必要に応じ備蓄倉庫の整備を実施する。

備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販

売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄確保に努めるものとする。また、市町村において、十分な量を確保できない場合は、県や市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮するものとする。

○公的備蓄用倉庫の設置場所は次のとおりである。

- ① 麻生公民館
- ② 北浦公民館
- ③ 玉造保健センター

5 応急給水・応急復旧体制の整備

水道事業者は、応急給水・応急復旧の行動指針を以下の内容により定め、職員に周知徹底をするとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況に応じ見直していくものとする。

- ① 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定める。
- ② 県及び都道府県域から支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定める。
- ③ 外部の支援者に期待する役割とその受入れ体制を定める。
- ④ 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容を定める。
- ⑤ 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定める。

6 井戸水等の飲用

災害時における水の確保に関し、井戸の活用を検討していく。また、飲用の適否を調べるため水質検査が行える体制づくりに努める。

第6 要配慮者の安全確保のための備え

災害から要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）を守るため、安全確保対策の一層の充実を図る。

以下に、1. 高齢者人口、2. 介護保険の要介護者、3. 一人暮らしの高齢者人口（65 歳以上）を下表に地区別に示す。

また、要配慮者に対応する病院、事業所等と連携をし、安全確保対策の充実を図る。

○主要配慮者地域別数

平成 24 年 3 月現在

地 区	麻生	比率	北浦	比率	玉造	比率	計	比率
人 口	14,859	39.4%	9,618	25.5%	13,218	35.1%	37,695	100.0%
1. 高齢者人口	4,225	28.4%	2,674	27.8%	3,512	26.6%	10,411	27.6%
2. 要介護認定者	672	4.5%	452	4.7%	570	4.3%	1,694	4.5%
3. 一人暮らし高齢者（登録者）	169	1.1%	82	0.8%	159	1.2%	410	1.1%

1 在宅者に対する対応

高齢者や障害者等のいわゆる要配慮者の把握に努め、夜間、休日の対応も含め、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当課と福祉担当課が連携の下、避難に関するマニュアル等を策定し、防災関係機関及び福祉関係者が協力した災害時における情報伝達や救助、避難誘導等の体制づくりを推進する。

特に、要配慮者世帯に対する緊急通報システムとして、ひとり暮らし高齢者緊急通報システムや個別無線の活用を図る。コミュニケーションが困難な聴覚障害者のみの世帯については、緊急連絡の手段として、日常生活用具給付等事業によるファックスの活用などを図る。

さらに、行政と地域住民及びボランティア等とが連携協力をし、一体となって取組むことが重要であることから協力体制、ネットワークの整備を積極的に実施する。

2 介護施設・居住系サービス利用者等の安全確保対策

介護保険三施設及び訪問介護サービス他の受給者も含め災害時の避難誘導対策を市、介護事業者及び訪問介護員（ヘルパー）の連携による安全確保対策の一層の充実を図る。

3 避難施設に対する対策

避難路及び避難施設等は、車いすにも支障のない出入口の整備や、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等の要配慮者へ配慮した防災基盤整備を促進する。備蓄に関しても、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

さらに、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関等との連携による防災訓練等を実施する。

4 情報の把握・共有

在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者（避難行動要支援者）名簿及び避難支援プラン個別計画（所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報等）の整備・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。また、民生委員児童委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報取り扱いに十分留意しつつ要配慮者に関わる情報の共有化に努める。

5 外国人に対する防災対策の充実

災害時における安否確認が迅速にできるよう平常時から人数や所在等の把握に努め、さらに県、県国際交流協会、関係団体等と連携をし防災に関する情報の提供、防災意識の高揚を促すよう努める。

さらに、円滑なコミュニケーションを図る上での語学ボランティア等の活動を支援する体制をあらかじめ設定する。

6 避難行動要支援者安全確保のための備え

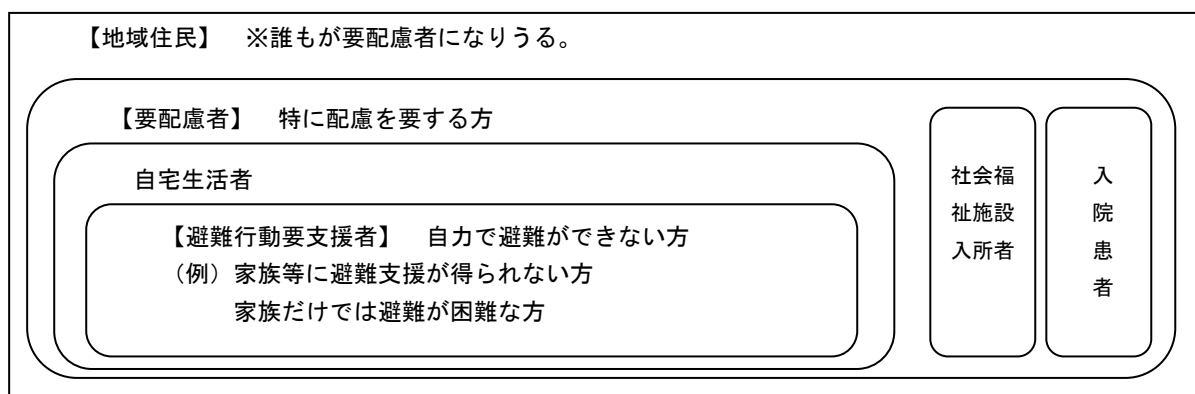
(1) 趣 旨

近年の災害では、避難行動要支援者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっており、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、避難行動要支援者の支援対策が盛り込まれた。

このため、市、避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者及び社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、地震災害から避難行動要支援者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制を整備するとともに、避難行動要支援者の避難施設を機能するよう整備に努めていくものとする。

(2) 避難行動要支援者等について

- ・【要配慮者】・・・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- ・【避難行動要支援者】・・・要配慮者のうち自ら避難をすることが困難な者



(3) 留意点

① 避難行動要支援者の状況把握

地震災害時に迅速な救助活動を実施するためには、平常時から避難行動要支援者の所在等の

状況について把握しておくことが必要である。災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、同意を得た方については平時から避難支援等関係者に名簿を提供する。

② 夜間・休日等の対応

地震発生時期は、事前には特定ができないため、夜間、休日等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。

③ 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、行政とともに地域住民やボランティア等が協力しあい、一体となって避難行動要支援者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。このため市は、あらかじめ施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等との協力体制やボランティア等とのネットワークを整備しておくことが必要である。

(4) 対策の体系

① 社会福祉施設等の安全体制の確保

○ 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制の整備を図るとともに、計画等を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また計画等の作成について指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

○ 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通信装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

○ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

○ 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、避難行動要支援者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

○ 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

② 避難行動要支援者の避難支援

○ 避難支援等関係者となるもの

- ・ 行方消防署
- ・ 行方警察署
- ・ 行方市消防団
- ・ 民生委員
- ・ 行方市社会福祉協議会
- ・ 行政区長
- ・ 自主防災組織
- ・ その他市長が必要と認める者

○ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

（生活基盤が自宅にある者のうち、以下要件に該当する者）

- ・ 市のひとり暮らし高齢者台帳に記載のある方
- ・ 介護保険要介護3～5を受けている方
- ・ 身体障害者手帳（1，2級）を受けている方
- ・ 療育手帳（A，A）を受けている方

- ・精神福祉保健手帳（１，２級）を受けている方
 - ・行政区が支援の必要を認めた方
 - ・上記以外で市が支援の必要を認めた方
- 名簿作成に必要な個人情報とその入手方法
- 【個人情報について】
- ・要支援者の氏名
 - ・要支援者の生年月日
 - ・要支援者の性別
 - ・要支援者の住所又は居所
 - ・要支援者の電話番号等，その他連絡先
 - ・要支援者が避難支援を必要とする事由
 - ・上記のほか，避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 【入手方法について】
- ・上記「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」に示す方を対象に，「行方市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき入手する。
 - ・上記「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」の「行政区が支援の必要を認めた方」については，行政区からの申請によるものとする。
 - ・市は，随時ホームページや広報紙等による周知を行い，掲載する者の随時受付を行う。また，名簿提供に同意した方については，必要な個人情報を適切に入手する。
- 名簿の更新に関する事項
- ・転入した該当者，あらたに該当した方を名簿に追加する。
 - ・平常時に名簿を提供するか確認する。
 - ・転居，死亡，社会福祉施設等への長期入所者は名簿から削除する。
 - ・民生委員が名簿提供に同意した新規申請者宅を訪問する。
- 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置
- 【市が求める措置について】
- ・名簿の取扱いは情報漏えいに注意し，避難支援の目的以外には使用しない。
 - ・名簿は施錠できる場所で保管する。
 - ・必要の無い複製は行わない。
 - ・避難支援等関係者には法律に基づく秘密保持義務があり，関係者でなくなった後も同様である。
- 【市が講じる措置】
- ・個人情報漏えい防止のため，市は避難支援等関係者と名簿の取扱いに関する協定等を締結する。
 - ・名簿の提出先に対し，個人情報の取扱いに関する研修を行う。
- 要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・第２章 第４節 第２「避難計画」を準用
- 避難支援等関係者の安全確保
- ・避難行動要支援者に名簿提供の同意を得る段階で，市からの指示等により適切に避難すること，避難支援等関係者は全力で支援しようとするが，助けられない可能性もあることなどへの理解を得る。
 - ・避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに際しては，避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で検討を進め，ルール等を作成し共通理解を図るものとする。
- 本人同意を要しない避難行動要支援者名簿の提供
- ・市長は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは，避難支援等の実施に必要な限度で，避難支援等関係者その他の者に対し，名簿情報を提供することができる。この場合においては，名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
- ※災害対策基本法第４９条の１１第３項

第7 燃料不足への備え

1 優先車両への給油

災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、既に締結されている「災害時における燃料等の供給に関する協定」に加え必要な協定を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し優先的に給油を受けることなどをあらかじめ決定しておく。

2 施設の継続的運用

重要施設の管理者は災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄えるよう自家発電機を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。また、これらの対策を含めた業務継続計画を策定するよう努めるものとする。

3 燃料管理に対する普及啓発

災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱の防止をするため、市民及び事業者に対し車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

第4節 防災教育・訓練

地震やその他の災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、市民一人一人が日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々の人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる運動の展開が必要である。

本市の防災広報は、防災関係機関との協調のもとに、市民並びに関係職員等に対して防災教育活動を効果的に実施するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人など要配慮者への広報に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも十分配慮するよう努める。

第1 一般市民に対する防災教育

1 普及啓発すべき内容

市民に対し、地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項に対して普及・啓発を図るものとする。

(1) 「自助」「共助」の推進

- ① 概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄
非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。
- ② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。
- ③ 災害時の家族内の連絡体制の確保
発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の利用及び複数の手段の確保を促進する。
※参考資料「NTT東日本による災害用伝言ダイヤルの操作方法」参照
- ④ 地域で実施する防災訓練への積極的参加
初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔を見える関係の構築を促進する。

(2) 緊急地震速報（水戸地方气象台）

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方气象台は、講習会等を利用してその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及促進に努めるものとする。

(4) 防災関連設備等の準備

- ① 非常用持出袋
- ② 消火器等消火資機材
- ③ 住宅用火災警報器
- ④ その他防災関連設備等

2 普及啓発手段

(1) 広報誌、パンフレットの配布

広報誌、パンフレットを作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(2) 防災対応型エリア放送の活用

防災対応型エリア放送を活用し、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(3) 講習会等の開催

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(4) その他メディアの活用

- ① テレビ・ラジオ局、CATV局番組の活用
- ② ビデオ、フィルムの製作、貸出
- ③ 文字放送の活用
- ④ インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用
- ⑤ 教育設備の貸出

第2 児童生徒等に対する防災教育

1 児童生徒等に対する防災教育

小学校、中学校、幼稚園、保育園においては、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定し、災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

2 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布および避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

第3 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員としての全職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第4 周知すべき内容

1 行方市地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第4項の規定に基づく「行方市地域防災計画」の要旨の公表は、計画を作成し、又は修正したときにその概要について行う。

2 災害予防の概要

災害による被害が防災知識によって防止されるものとして、次の事項等について周知するよう努めるものとする。

- ① 住宅等、屋外や屋内の地震によって落下や転倒して危険となるものの点検及び防止策
- ② 地震発災時における初期消火などの火災予防策
- ③ 風水害時の危険性
- ④ 応急救護の方法
- ⑤ 非常食料3日分の飲料水の備蓄
- ⑥ 家庭や職場での防災会議の実施
- ⑦ 注意報・警報等の内容と発表時にとるべき行動
- ⑧ 避難場所及び避難路の位置、避難時や避難場所での行動
- ⑨ 避難準備（要配慮者避難）情報、避難指示及び避難勧告の内容と早期避難の重要性
- ⑩ 自主防災組織等の地域での防災活動
- ⑪ 要配慮者への支援協力

3 災害時の心得

災害が発生し、又は発生しようとしている時において、各家庭等で承知しておくべき事項は、次の事項等である。

- ① 気象警報の種別と対策
- ② 緊急初動措置、初期消火の実施
- ③ 避難する場合の携行品
- ④ 避難予定場所と経路等の確認、運転者の心得
- ⑤ 水道・電気・ガス・電話の途絶等被災世帯の心得ておくべき事項
- ⑥ 防災機関の震災対策

第5 防災訓練の充実

市民、自主防災組織及び事業所の防災意識の高揚と防災関係機関相互の連携強化を図ることを目的に、防災関係機関や自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた地域住民が一体となった総合防災訓練を実施する。訓練の実施については、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、非常用電源設備を活用した通信訓練等も定期的の実施する。

1 防災訓練

県及び市等が主催し、できるだけ多くの防災関係機関へ呼びかけ実施する。また、訓練に際しては展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

主な訓練種目は次のとおりである。

- ① 災害対策本部設置、運営
- ② 交通規制及び交通整理
- ③ 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- ④ 救出・救助、救護・応急医療

- ⑤ ライフライン復旧
- ⑥ 各種火災消火
- ⑦ 道路復旧・障害物排除
- ⑧ 緊急物資輸送
- ⑨ 無線による被害情報の収集伝達
- ⑩ 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- ⑪ 応急給水活動

2 避難訓練

(1) 市による避難訓練

地震時における避難勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた市民の協力を得た訓練を実施する。

(2) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の災害対応能力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(3) 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

3 非常参集訓練

災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

4 通信・情報伝達訓練

地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

第6 災害に関する調査研究

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範囲でかつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に推進していくものとする。震災対策に関する調査研究テーマとしては以下のものがあげられる。

- ① 災害に強いまちづくりのための調査研究
- ② 地震被害軽減のための調査研究
- ③ 防災教育・訓練のための調査研究
- ④ 応援・派遣に関する調査研究
- ⑤ 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- ⑥ 被災者生活救援のための調査研究
- ⑦ 応急復旧・事後処理のための調査研究
- ⑧ 震災復興のための調査研究

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 組織計画・初動対応

第1 災害対策本部の組織編成

1 設置基準

市長は本市域に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、災害応急対策を速やかに実施するため、次の基準に該当したときは、災害対策基本法23条の規定、及び行方市災害対策本部条例の定めるところにより、行方市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

- ① 本市域に大規模な災害が発生する恐れがあるとき。
- ② 局地的災害が発生したとき。
- ③ 本市域に大規模な災害が発生したとき。
- ④ その他の状況により災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたとき。

2 災害対策本部の廃止

市長は、本市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、その他災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたとき、災害対策本部を廃止する。

3 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、関係機関に通知するとともに、報道機関に発表する。

4 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織（災害対策本部の組織編成図）、分担業務（事務分掌表）及び運営については「行方市災害対策本部条例」の定めるところによる。

- (1) 本部長は、市長がその任に当たる
- (2) 副本部長は、副市長、教育長がその任に当たる
- (3) 本部員は、本部長の指名によりその任に当たる

5 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、麻生庁舎に設置し、「行方市災害対策本部」の表示を掲示する。なお、麻生庁舎が施設の甚大な被害等により災害対策本部としての機能を発揮できないと本部長が認めた場合は北浦公民館を災害対策本部の設置場所とする。

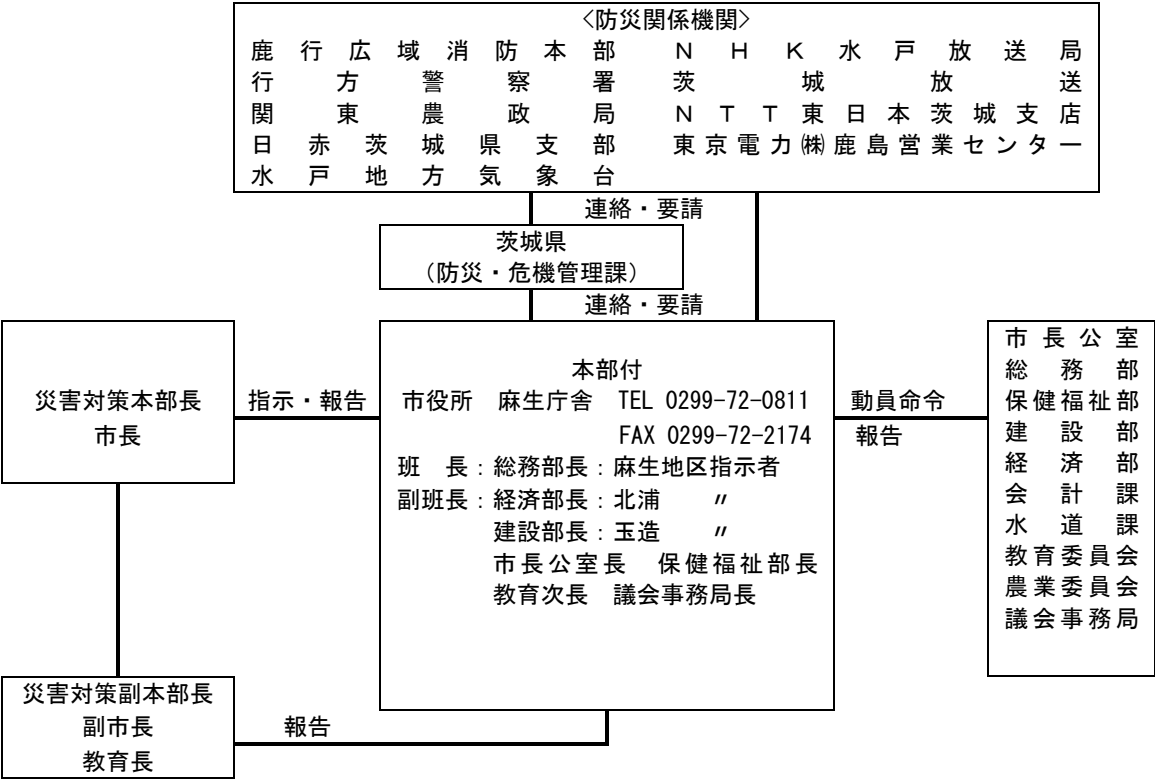
6 本部会議

本部は災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項を審議する。

7 関係機関に対する要請等

本部長は災害の状況に応じ関係機関に対して必要な措置を講じるよう協力を要請し、本部と当該機関との連絡をするための職員の派遣を要請するものとする。

○災害対策本部の組織編成図



8 事務分掌に関する前提

職員の事務分掌については、被害状況により大きく左右されることを念頭におき、以下の部分を考慮した柔軟かつ適切な対応を行うものとする。

- (1) 各班の事務に対し、特に専門性や緊急性等を伴う対応が生じ対応が困難と見込まれた場合は各班長間の連携により必要人員数などを把握し職員の相互応援が可能なものとする。
- (2) 各班の事務に関しては、班長を中心とし主体性を持ち遂行し、市民の安心・安全を第一に考慮した必要時の判断は事後報告とすることができる。

○事務分掌表

平成 28 年 3 月現在

班 ◎ 班長 ○ 副班長	班員	事務分掌
本部付 ◎総務部長、○建設部長 ○経済部長、市長公室長 保健福祉部長、教育次長 会計管理者、議会事務局長 消防長（消防本部） 消防団長	総務課員	1 国民保護措置対策に関すること。 2 被害者の相談に関すること。 3 来庁者の接遇に関すること。 麻生地区指示者 … 総務部長 北浦地区指示者 … 経済部長 玉造地区指示者 … 建設部長
総務班 ◎総務課長 ○総合窓口課長（玉造） 総合窓口室長（北浦） ※総合窓口課（玉造）・総合 窓口室（北浦）は、現地対 策本部及び警戒態勢・非常 態勢時の事務局とする。	左記職員	1 本部運営の総合調整に関すること。 2 県本部等への報告及び連絡に関すること。 3 関係職員の動員及び配置に関すること。 4 避難命令に関すること。 5 本部会議に関すること。 6 被害状況の総括取りまとめに関すること。 7 応急対策実施状況の総括取りまとめに関すること。 8 無線による連絡に関すること。 9 自衛隊派遣要請手続きに関すること。 10 市防災行政無線に関すること。 11 安否情報及び被害情報に関すること。 12 交通関係について、警察と連絡調整に関すること。

		13	各班に属さない事項に関すること。
広報班 ◎政策秘書課長 ○政策秘書課次席の長	左記職員	1	本部長及び副本部長の秘書広聴に関すること。
		2	被害見舞い及び視察者に関すること。
		3	被害の記録及び広報に関すること。
		4	広報及び報道機関との連絡に関すること。
		5	広報誌に関すること。
会計班 ◎会計管理者次席の長 ○会計課係長	左記職員	1	被害見舞金の受入及び礼状に関すること。
		2	国民保護措置に要した費用の出納に関すること。
		3	見舞金の配布に関すること。
情報班 ◎財政課長 ○公有財産利活用推進室長	左記職員	1	被害予算、その他財政に関すること。
		2	気象その他、情報収集、伝達に関すること。
		3	気象状況の取りまとめに関すること。
		4	市有財産の被害状況の把握に関すること。
		5	集落センター等、その他施設の被害調査及び復旧に関すること。
		6	庁舎関係の被害調査及び復旧に関すること。
		7	庁舎の警備に関すること。
		8	本部長の指示により、各班の応援に関すること。
災害調査復旧班 ◎都市建設課長 ○水道課長 下水道課長 農林水産課長 商工観光課長	左記職員	1	道路、河川、橋梁等の被害調査及び復旧に関すること。
		2	道路等の障害物の除去に関すること。
		3	応急仮設住宅の設置に関すること。
		4	野外収容施設の設置に関すること。
		5	建設業者との連絡調整に関すること。
		6	被害住家の応急措置に関すること。
		7	都市計画関連の被害調査、復旧及び融資に関すること。
		8	屋外広告物に関すること。
		9	下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。
		10	農地、農道の被害調査及び復旧に関すること。
		11	農業団体との連絡調整に関すること。
		12	商工観光、労働関係の被害対策に関すること。
		13	飲料水の供給確保に関すること。
		14	水道施設の被害調査及び復旧に関すること。
		15	本部長の指示により、各班の応援に関すること。
救援班 ◎税務課長 ○議会事務局次席の長 農業委員会事務局長	左記職員	1	救助物資、資材等の輸送に関すること。
		2	飲料水の輸送に関すること。
		3	避難退避住民のための輸送に関すること。
		4	避難所への誘導に関すること。
		5	被害家屋（土地）及び居住者の調査把握・証明発行に関すること。
		6	市税の減免に関すること。
		7	本部長の指示により、各班の応援に関すること。
衛生班 ◎社会福祉課長 ○環境課長 環境美化センター長 健康増進課長	左記職員	1	災害救助法、被災者生活再建支援法に関すること。
		2	日赤茨城県支部医療班派遣依頼に関すること。
		3	医療助産（保護所の設置）に関すること。
		4	ボランティアの動員、受け入れ及び配置に関すること。
		5	応急保育計画に関すること。
		6	医療・防疫に関すること。
		7	患者の収容及び被害家屋の消毒に関すること。
		8	心配ごと相談事業に関すること。
		9	遺体の収容及び埋葬に関すること。
		10	被害地のゴミ・瓦礫の処理、し尿の収集処理に関すること。
		11	動物の保護及び管理に関すること。
		12	要配慮者の支援に関すること。
		13	本部長の指示により、各班の応援に関すること。
避難所運営班 麻生地区 ◎総合戦略課長 ○収納対策課長 総合窓口室長（麻生） 北浦地区 ◎生涯学習課長 ○学校教育課長 スポーツ振興課長 玉造地区 ◎介護福祉課長	左記職員	1	避難者の収容及び対応に関すること。
		2	避難所開設運営に関すること。
		3	避難所使用の飲料水の供給確保に関すること。
		4	応急食料品の調達に関すること。
		5	衣料、生活必需品の調達に関すること。
		6	主要食料の確保に関すること。
		7	救助物資の配布に関すること。
		8	応急教育計画に関すること。
		9	被害児童・生徒に対する教科書、学用品等の支給に関すること。
		10	教職員の動員に関すること。
		11	小・中学校、体育館、公民館等の避難所使用に関すること。

○国保年金課長 こども福祉課長		12	教育，その他管理施設の被害調査及び復旧に関すること。
		13	本部長の指示により，各班の応援に関すること。
総務運営班 ◎総務課長 ○総務課長次席の長	防災交通G員	1	消防団員の動員に関すること。
		2	消防計画の調整に関すること。
		3	消防機関との連絡調整に関すること。
		4	消防，水防施設の調整に関すること。
		5	国民保護措置に係る救助業務に関すること。
		6	遺体の捜索に関すること。
		7	火災，その他災害の予防に関すること。
		8	水防法に関すること。
		9	被害発生による情報の収集及び広報に関すること。

第2 職員の動員配備体制の決定

1 警戒体制

気象情報，地震情報及び被害情報等に基づく総務部員の報告をもとに，総務部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

2 非常体制

総務部員の報告をもとに，総務部長が状況を市長に報告し，市長が決定する。
ただし緊急を要し，総務部長が不在かつ連絡不能の場合は，市長公室長が代行する。
なお，市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長が代行する。

3 決定者

上記 1 と 2 の決定者は次のとおりとする。

○職員の動員配備体制の決定

体制	決定者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	総務部長	市長公室長	保健福祉部長
非常体制	市 長	副市長	教育長

第3 職員の動員

総務部長は，第 2 項における動員配備体制の決定に基づき，応急対策実施のため，必要な職員の動員を行うものとする。

第4 配備体制及び災害対策本部等の設置基準

1 職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準

職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準は，災害の状況等により次表「職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準」のとおり定める。

2 職員配備及び災害対策本部等の廃止の決定基準

- ① 応急対策が概ね完了した場合
- ② その他市長が必要なしと認めた場合

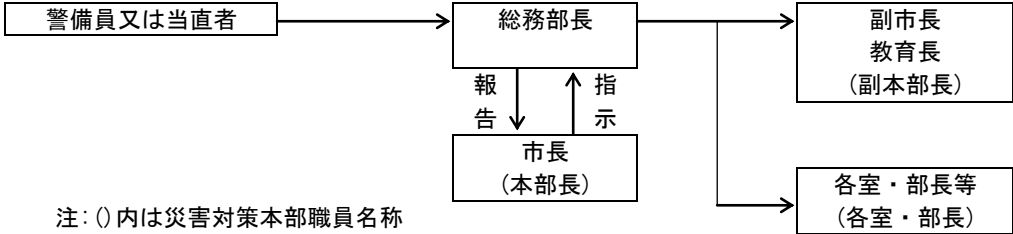
第5 招集の方法

各部における職員の招集は，各部長がそれぞれ実情に即した方法をあらかじめ定めておく。

1 警備員又は当直者のとるべき処置

警備員又は当直者は，災害が発生することを察知した場合，又は災害が発生した場合には，次により連絡するものとする。

○警備員又は当直者による連絡系統



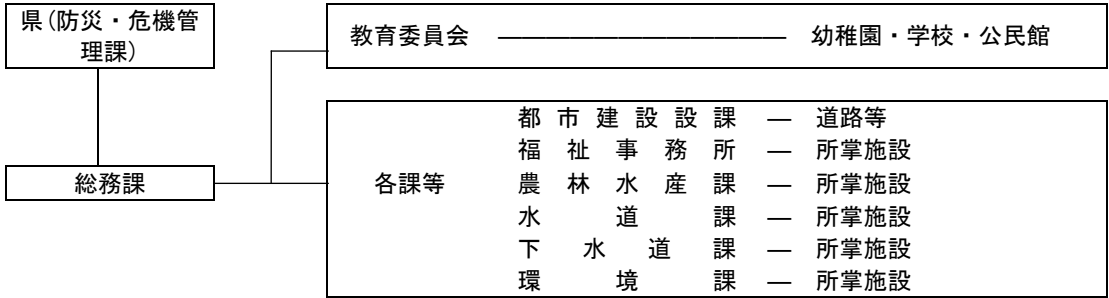
2 勤務時間外における職員の招集

各部における職員の招集は、あらかじめ定めておくものとし、勤務時間外等における職員招集のための連絡は携帯電話、一般加入電話、FAX、又は市防災行政無線のうち最も速やかに行える方法によるものとする。

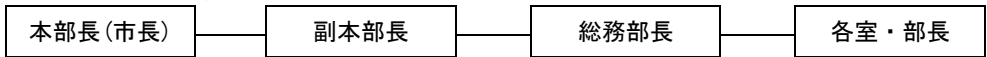
3 災害対策本部設置前の招集連絡体制

災害対策本部設置前における主に警戒体制の状況下においては各施設・ライフライン等の所掌する施設の状況把握に努め防災担当課と情報共有をするものとする。

○災害対策本部設置前の招集連絡体制



4 配備指令系統



○職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準

種類	設置基準等	配備人員	災害対策本部 の設置
震災			
連絡体制	本市で震度4を記録したとき 市長がこの体制を命じたとき	・防災担当課防災担当職員3名以上 ・防災担当課長が命ずる職員	
警戒第一体制	本市で震度5弱を記録したとき 内閣総理大臣が警戒宣言を発令したとき 市長がこの体制を命じたとき	・課長級以上職員全員 ・施設管理者並びに施設管理者が指定する者 ・防災担当課係長級以上職員全員 ・道路等担当課係長級以上職員全員 ・防災担当職員全員 ・その他所属長が指定する職員	
警戒第二体制	本市で震度5強を記録したとき 市長がこの体制を命じたとき	・課長級以上職員全員 ・施設管理者並びに施設管理者が指定する者 ・防災担当課職員全員 ・道路等担当課職員全員 ・所属長が指定する者（所属員の1／3以上）	必要に応じ災害対策本部を設置
非常体制	本市で震度6以上を記録したとき 市長がこの体制を命じたとき	・全員	災害対策本部を設置

※該当者に事故があるときは次席の長がその任を遂行するものとする。

※所属員の配備についてはあらかじめ所属長が指定をする。

第6 災害対策本部等組織の運営

1 本部室の運営

行方市災害対策本部条例により運営をする。

2 本部会議

(1) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議・報告する。なお、会議の庶務は総務班が担当する。

- ① 災害救助法の実施に関すること。
- ② 本部の活動体制に関すること。
- ③ 現地災害対策本部に関すること。
- ④ 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- ⑤ 応援に関すること。
- ⑥ 災害広報に関すること。
- ⑦ 県・国に対する要望に関すること。
- ⑧ 災害対策本部の廃止に関すること。
- ⑨ その他重要な事項に関すること。

(2) 招集については本部長が必要の都度招集する。

3 現地災害対策本部

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときはより被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

(1) 現地災害対策本部の設置基準

- ① 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ② 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

(2) 現地災害対策本部の分掌事務

- ① 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること。
- ② 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること。

4 職員の健康管理

所属長・班長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、勤務状況に配慮した適切な措置を講じるものとする。

5 関係者以外の立入り制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入を制限する。

第2節 災害情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達は、地震発災対応・予知対応時に気象及び水防に関する注意報、警報及び伝達等が災害情報の収集に密接に関連することを踏まえ、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。

第1 注意報・警報

1 注意報・警報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象にして行っている注意報及び警報の種類と、その発表基準は次のとおりである。なお注意報とは大雨、強風等により被害が予想される場合に行うものであり、警報とは重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に行うものである。本市は、下表に示した基準値となる。

○注意報、警報の基準値

注・警報名		注意報	警報	特別警報
風雪(平均風速)		12m/s 以上 雪を伴う	—	数十年に一度の大雨，暴風，高潮，波浪，暴風雪，大雪が予想される場合
強風(平均風速)		12m/s 以上	—	
暴風(平均風速)		—	20m/s 以上	
暴風雪(平均風速)		—	20m/s 以上 雪を伴う	
波浪(有義波高)		—	—	
高潮(潮位:TP 上)		—	—	
大雨	平坦地	40 mm/3h	80 mm/3h	※発表にあたっては，降水量，積雪量，台風の中心気圧，最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け，これらの実況および予想に基づいて判断される。
	平坦地以外	30mm/h	60mm/h	
	土壌雨量指数	84	122	
洪水	平坦地	40 mm/3h	80 mm/3h	
	平坦地以外	30mm/h	60mm/h	
大雪(24 時間降雪の深さ)		10cm/24h	30cm/24h	
雷		落雷等により被害が予想される場合	—	
乾燥 (湿度は水戸地方気象台の値)		最小湿度 40%以下で，実効湿度 60%以下	—	
濃霧(視程)		100m	—	
霜(最低気温)		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	—	
低温(最低気温)		夏期:最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬期:最低気温-7℃以下	—	
着氷・着雪		激しい着氷(雪)が予想される場合	—	

2 注意報・警報の運用

(1) 注意報、警報の構成と発表の仕方について

- ① 発表時刻，発表官署名
- ② 注意警戒事項
- ③ お知らせ
- ④ 注意報・警報等の発表状況
- ⑤ 特記事項
- ⑥ 量的予測

気象庁は，気象要素(雨量，土壌雨量指数，流域雨量指数，風速，波の高さ，潮位など)が基準に達すると予想した区域に，警報・注意報を発表する。この基準は，災害の発生と気象要素の関係を調査した上で，都道府県などの防災機関と調整して決めている。基準は地域ごとに異なっており，災害発生状況の変化や防災対策の進展を考慮して，適宜見直しがなされている。

(2) 発表の仕方について

注意報，警報は，県内全域に発表する場合と，県内を北部，南部あるいは沿岸の海域，更に県北地域，県央地域，鹿行地域，県南地域，県西地域に分けて発表する場合とがある。また，注意報，警報は，単独で発表することもあり，あるいは同時に 2 つ以上発表することもある。このような場合次のように取り扱う。

① 同時発表の表記について

2 つ以上の注意報，警報を同時に発表する場合は多い。例えば冬期，季節風が強い時，強風

注意報、乾燥注意報を同時に発表する。また、発達した台風が接近する時には、暴風警報、大雨警報、洪水警報、波浪警報を同時に発表する場合などである。

この場合、表題にこれらの注意報や警報の種類を併記し、以下本文は共通になっている。

② 注意報、警報の切りかえについて

1 つ又は 2 つ以上の注意報や警報を発表した後において、1 つ又は 2 つ以上の注意報や警報を発表した場合には、前に発表した注意報や警報は、後で発表した注意報や警報に切りかえられたことになる。例えば強風注意報、波浪注意報を発表した後において大雨注意報を発表した場合には、前の強風注意報と波浪注意報は自動的に解除されて、大雨注意報に切りかえられることになる。同じようにして警報から注意報への切りかえも行われる。

③ 注意報、警報の解除について

一度発表した注意報、警報はその必要がなくなった時、解除したことを発表する。

④ 気象情報の種類と役割

◎ 台風情報(台風第〇〇号に関する気象情報)

台風情報には、台風の中心気圧、最大風速、風速 25m/s 以上の暴風域、風速 15m/s 以上の強風域、進路予報をその内容としている。台風が日本に近づいた時には、台風の位置情報は 1 時間ごと(毎正時)、進路予報は 3 時間ごと(3, 6, 9, 12, 24 時)に発表する。なお、48, 72 時間の進路予想は 6 時間ごとに発表する。

◎ 大雨情報(大雨等に関する気象情報)

大雨情報では、大雨に関する警報を発表時にそれらを補う形で、現在観測している大雨の分布やその強弱、盛衰、移動などの状況を具体的に記述し、図示化した気象情報である。特に、最近では、防災関係機関における防災体制の確立や防災活動に十分利用しやすいよう適宜、的確な内容で発表するよう努める。

なお、災害があらかじめ数日前に予想される時には予告的な気象情報を発表する。

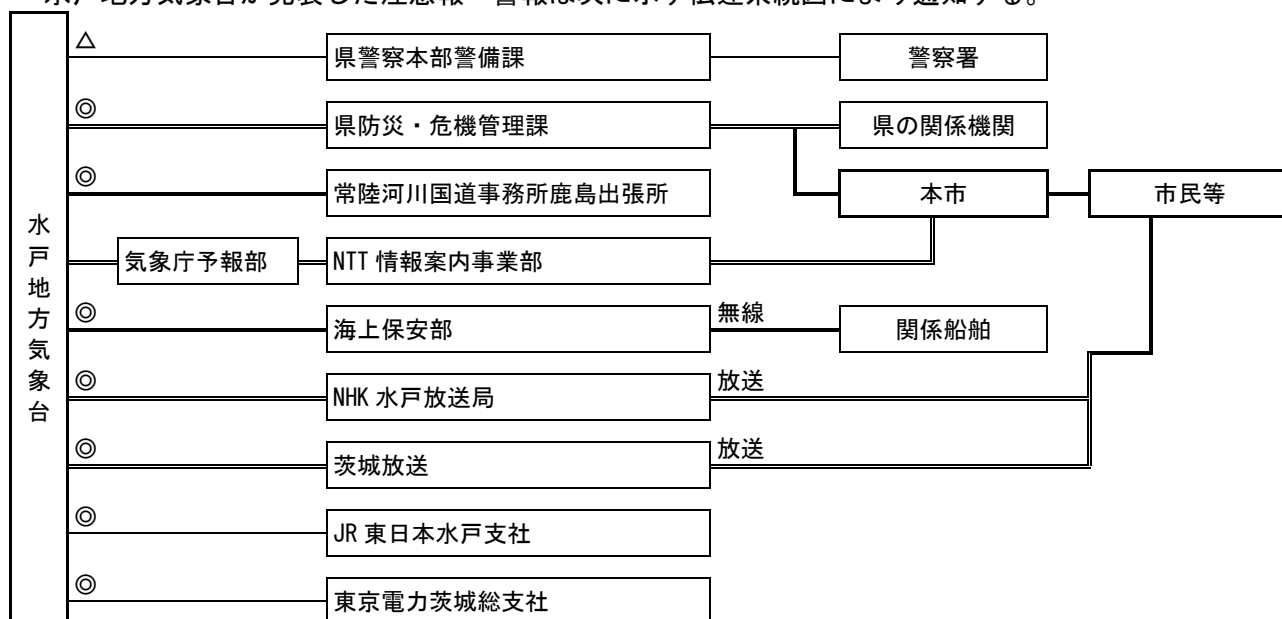
◎ 記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表中に県内で数年に 1 回程度発表する程度のまれな短時間の大雨を観測した場合、現在の降雨強度の把握と今後の降雨状況に対するさらなる警戒を喚起するために「記録的短時間大雨情報」という名称を用いた情報を発表する。

3 注意報・警報の伝達

(1) 水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した注意報・警報は次に示す伝達系統図により通知する。



凡例

==== 気象業務法による通知系統

—— 地域防災計画等による伝達系統

◎:専用線 △:インターネット活用システム

*通信絶時は県防災行政無線にて通知

*気象台～気象庁～NTT 間はシステム継続

(2) 県関係

水戸地方気象台から通報を受けた県は市町村等へ伝達する。

(3) 東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本) 関係

水戸地方気象台から NTT 東日本に通報された警報は、NTT 東日本の通信系統により関係の各市町村に伝達される。この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。

(警報の種類)

暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報、高潮警報

(4) 日本放送協会 (NHK) 関係

水戸地方気象台から NHK 水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送もこれに準じている。

放送局名	コール・サイン	周波数	備考
NHK 東京第1放送	JOAK	594KHz	300kw
NHK 水戸 FM 放送 (水戸)	JOEP-FM	83.2MKz	1kw
〃 (日立)	〃	84.2MKz	100w
〃 (北茨城)	〃	82.9MKz	100w
〃 (大子)	〃	84.8MKz	10w
NHK 水戸デジタルテレビジョン放送	JOEP-DTV	水戸 20CH (UHF) 日立 20CH (〃) 十王 47CH (〃) 山方 20CH (〃) 常陸鹿島 20CH (〃)	300w 3w 10w 3w 3w
茨城放送水戸放送局	JOYF	1,197KHz	5kw
茨城放送土浦放送局	JOYL	1,458KHz	1kw

(5) 水戸地方気象台から県警察本部 (警備課) に通報され警察の通信系により各警察署に伝達される。

(6) この外主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報している。

4 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

第2 火災気象通報

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

1 通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

2 通報の対象地域

茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、注意報・警報の細分区域に基づく。

3 通報先及び通報手段

茨城県生活環境部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災情報提供装置とする。

4 通報文の構成

- ① 標題
- ② 発表官署名及び発表・解除日時分
- ③ 本文は主文及び予想値 (風向・風速・実効湿度・最小湿度)

5 通報の基準

気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報し、基準値を下回る状況になった場合は解除を行う。

第3 異常現象発見者の通報義務等

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、市役所、又は最寄りの警察署へ通報するものとし、通報を総務部長に集約する。

総務部長は、報告された事項を市長に報告し、指示を仰ぐとともに状況を判断し速やかに水戸地方気象台等の専門機関及び県に連絡し、その現象についての見解を求める。

第4 災害情報の収集・伝達計画

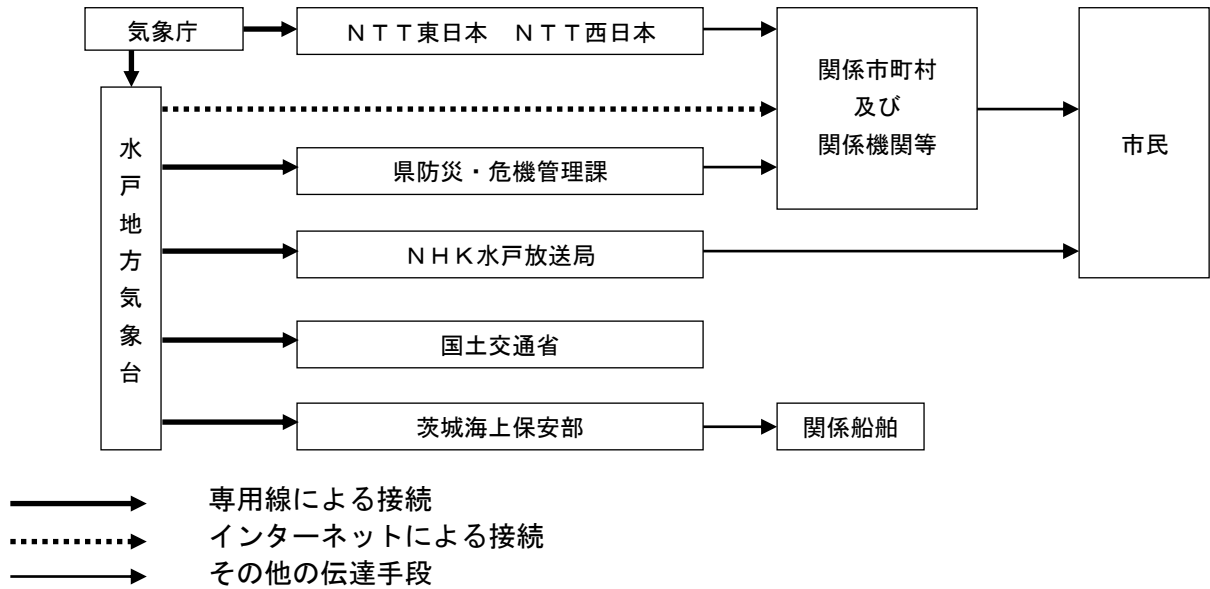
災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

1 情報収集・伝達活動

(1) 市の活動

- ① 市は市内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システムを利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。
また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。
なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。
併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。
 - 1) 市災害対策本部が設置されたとき
 - 2) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
 - 3) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展する恐れがあるとき
 - 4) 地震が発生し、震度4以上を記録したとき
 - 5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき
- ② 県に報告することが出来ない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- ③ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- ④ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

(2) 地震情報の伝達



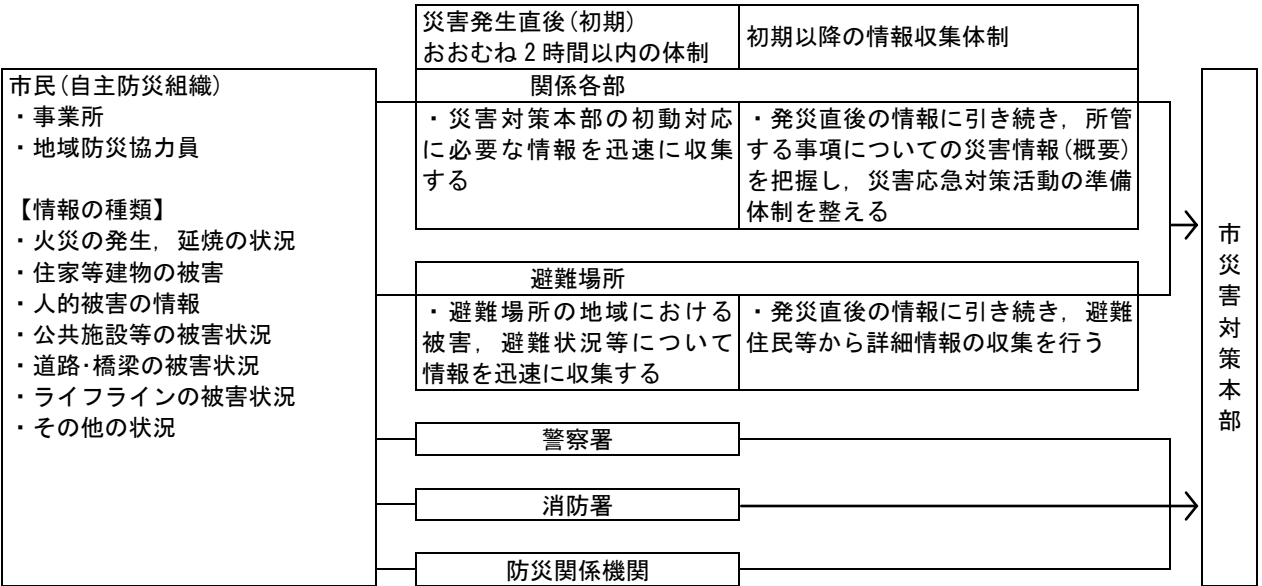
※地域における防災気象情報の利用を推進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、茨城県を通じた情報伝達に加えて、インターネットを活用したシステムにより、関係市町村及び防災機関等に情報を提供している。

※市民への情報伝達として茨城県南部地域に震度 5 弱以上の大規模な地震が生じた場合には防災行政無線による全国瞬時警報システム（J-ALERT）により周知がなされる。

2 被害報告の報告系統

県災害対策本部設置前は、県防災・危機管理課に報告することとし、設置後は、以下の要領で実施する。

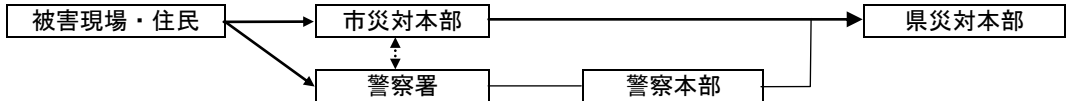
(1) 市災害対策本部被害報告系統



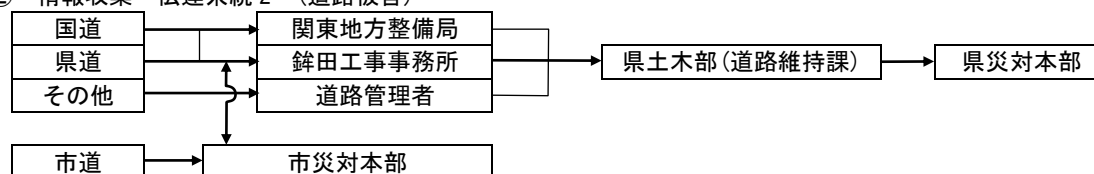
(2) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

① 情報収集・伝達系統1 (死者、負傷者、建物被害、その他の被害)



② 情報収集・伝達系統 2 (道路被害)



○災害緊急報告の報告・公表先

報告・公表先	方法	担当	備考
総務省消防庁宿直室	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	災害対策本部付班長	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じNHK及び茨城放送を通じて行う(報道機関を除く) 1 NHK 水戸デジタルテレビ (20CH) 2 NHK 水戸FM (83.2MHz) 3 IBS 水戸放送局 (1197KHz) IBS 土浦放送局 (1458KHz) 4 NHK-TV(総合) 5 NHK ラジオ第1放送 (594KHz)
総務省消防庁防災課	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537		
県防災・危機管理課	直通 TEL 029-301-8800 ダイヤル TEL 029-301-2885 FAX 029-301-2898		
	防災電話 008-600-82401~3 防災FAX 008-600-8300~1		
	衛星電話 008-600-2885 衛星FAX 008-600-2898		
鹿行県民センター	TEL 0291-33-4110 (防) 602-8410	災害対策本部付班長	
報道機関	口頭又は文書		
市民	NHK 水戸放送局 (TEL 029-232-9830) (防) 862-401 茨城放送 (TEL 029-244-3991) (防) 863-401 防災行政無線, その他		

3 代替通信機能の確保

(1) NTTの非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115」にダイヤルし、次の事項をオペレーターに告げ申し込むこととする。(※22時以降～翌朝8時までは0120-000115で受付)

- ・非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- ・発信電話番号と機関名称等
- ・電報の宛先住所と機関名称等
- ・通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付を制限する場合がある。

※大規模な災害時においては、一般加入電話がかかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすい。しかし、輻輳の程度に応じて通話時間が制限されるほか、相手等の通話設備の被害状況によって利用が困難な場合がある。

(2) 非常通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、優先通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。

(3) 他機関の通信設備の利用

予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる(災対法第55～57条)。

また、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市町村長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる(災対法第79条)。

- ① 警察通信設備
- ② 航空通信設備

- ③ 鉄道通信設備
- ④ 消防通信設備
- ⑤ 海上保安通信設備
- ⑥ 電力通信設備
- ⑦ 水防通信設備
- ⑧ 気象通信設備
- ⑨ 自衛隊通信設備

災対法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。なお、災対法第 79 条に基づく災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

(4) 放送機能の利用

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、災害に関する通知、要請、伝達、予備報等の放送をNHK水戸放送局及び茨城放送に知事を通じて要請する。

(5) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信を確保するものとする。

(6) 自衛隊の通信支援

自衛隊における通信支援の必要が生じた場合は要請手続きを行う。

(7) アマチュア無線ボランティアとの連携・協力

災害発生後にボランティア担当窓口を開設する際、コーディネートを担当する職員を配置し、関係する連絡調整、情報収集、提供並びに広報活動等を行う。

○防災に関係ある各関係機関窓口

各関係機関	防災担当課	電話番号(夜間・休日の場合等を含む) 太字は非常・緊急通話受付用指定電話	
1. 行方市	総務課	0299-72-0811	0299-72-0815
2. 茨城県機関			
茨城県	防災・危機管理課	029-301-2885	029-301-8800
	河川課	029-301-4490	029-301-4490
	厚生総務課	029-301-3129	029-301-3129
	原子力安全対策課	029-301-2916	029-301-6001
鹿行県民センター	県民福祉課	0291-33-4110	0291-33-5793
鉾田工事事務所		0291-33-2141	
県警察本部	警備部警備課	029-301-0110	内線 5751
行方警察署	警備課	0299-72-0110	
鉾田保健所		0291-33-2158	
3. 指定地方行政機関			
農林水産省関東農政局水戸地域センター		029-221-2184	
国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所調査課		0299-63-2415	
水戸地方気象台	防災業務課	029-224-1106	029-224-1105
成田空港事務所	総務課	0476-32-6547	
4. 指定公共機関			
東日本電信電話株式会社(株)茨城支店		029-232-4825	
東京電力(株)カスターセンター		0120-995-332	
(株)エヌティティドコモ茨城支店		029-222-5285	
KDDI(株)水戸支店		029-228-6671	
水資源機構利根川下流総合管理所		0299-79-3311	
日本赤十字社茨城県支部		029-241-4516	
5. 指定地方公共機関			
行方市社会福祉協議会		0299-36-2020	
茨城県社会福祉協議会		029-241-1133	
茨城県医師会		029-241-8446	
茨城県歯科医師会		029-252-2561	
茨城県薬剤師会		029-225-9393	

茨城県看護協会	029-221-6900	
茨城県バス協会	029-247-6603	
茨城県トラック協会	029-243-1422	
茨城県土地改良事業団体連合会	029-225-5651	
6. 自衛隊（駐屯地）		
陸上自衛隊施設学校（勝田）	警備課	029-274-3211 内線 234 時外 302
陸上自衛隊武器学校（土浦）	警備課	029-887-1171 内線 285 時外 302
陸上自衛隊第1施設団（古河）	第3科	0280-32-4141 内線 236 時外 203 防 767-403
陸上自衛隊関東補給処（霞ヶ浦）	警備課	029-842-1211 内線 2410 時外 2302
航空自衛隊第7航空団（百里）	防衛班	0299-52-1331 内線 231 時外 215
7. 鹿行広域消防本部	指令室	0291-34-2119

4 災害時の広報

(1) 実施機関

原則として災害対策本部総務部（広報班）において広報活動を担当する。ただし、災害の状況に応じて、その他の各部及び関係機関においても実施するものとする。

(2) 広報活動

災害時において収集した情報を一般住民に広報し、住民の心の安定と社会秩序の維持を図ることに努める。収集した情報及び対策は速やかに住民に広報するものとし、その実施内容・方法は次のとおりである。

- ① 広報の内容は、災害情報及び応急措置の状況等を具体的にわかりやすくまとめて広報するものとし、視聴覚障害者にも配慮したものとする。報道機関、その他関係機関に対して収集した情報及び対策は、総務部（広報班）により速やかに発表して住民への周知を図る。
- ② 広報の方法は、保有する人員、資機材、被害状況等により効果的な方法を用いるものとする。主な方法としては、防災行政無線、防災対応型エリア放送、広報車、ハンドマイクによる呼びかけ、ビラ配布、インターネット（メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、立看板、掲示板等である。

(3) 報道機関対応

震災情報の報道機関への発表については、あらかじめ指定された様式を用い、速やかに実施するものとする。発表については、原則として本部長が行うものとし、発表事項及び発表場所等については広報班長があらかじめ調整をしておくものとする。

また、発表した内容については必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第3節 応援・派遣

大規模地震時には、被害が拡大し単独でこれに対処することが困難な事態が想定されるため、各防災関係機関は、あらかじめ他関係機関と十分に協議を行い、相互応援体制を整えとともに、災害時の円滑な応急対策活動を実施することとする。

第1 県に対する応援要請

市長は、知事に応援又は職員派遣のあつせんを求める場合には、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

1 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、機具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

2 職員派遣のあつせん時に記載する事項

- ① 派遣のあつせんを求める理由

- ② 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

第2 国に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

1 指定地方行政期間の長に対する応援要請

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

2 災害対策用資機材等の派遣要請

- ① 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所に対し、参考資料内の様式により要請する。

第3 市町村相互の応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

第4 民間団体等に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、締結された協定等に基づき民間団体に応援を要請する。

第5 消防機関の応援要請

市長は、本市管轄消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

第6 受入体制の確保

1 受入窓口の明確化

- ① 県の応援受入窓口は、茨城県生活環境部防災・危機管理課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、茨城県災害対策本部とする。
- ② 本市の応援受入窓口は、原則的に総務課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、行方市災害対策本部とする。

2 受入施設の整備

市長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

3 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な応援活動を行う。

- ① 災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)
- ② 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示
- ③ 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供(公園等)
- ④ 活動資機材の調達・提供

4 経費負担

応援隊が本市応援活動に要した費用は、原則として本市が負担するものとする。

第7 自衛隊災害派遣要請計画

1 計画方針

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図るための計画とする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として以下のとおりである。

- (1) 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- (2) 緊急性：差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

3 災害派遣要請の依頼

- ① 自衛隊に対する災害派遣要請者は茨城県知事であるので、市長は知事に対し派遣要請を依頼するものとする。

- ② 知事に対し派遣要請を依頼する場合は、「自衛隊の災害派遣要請について（依頼）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合等上記様式文書をもってすることができない場合は、電信電話等により依頼するものとし、事後速やかに上記様式文書を送付するものとする。

- ◎ 提出先 茨城県災害対策本部（生活環境部 防災・危機管理課）
- ◎ 提出部数 1 部
- ◎ 記載事項

- 1) 被害の状況及び派遣要請の理由
- 2) 派遣を希望する期間
- 3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4) その他参考となるべき事項

※参考資料「自衛隊の災害派遣要請について（依頼）」参照

- ③ 知事に対して要請が出来ない場合には、その旨及び当該地域にかかわる災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

4 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関わる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ④ その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5 災害派遣部隊の受入体制

(1) 体制整備

県知事の連絡により自衛隊の派遣が決定したときは、派遣部隊の受入体制の整備を図るものとする。

(2) 受入に対する活動

市長は、派遣部隊の受入に際し、次の事項に留意し、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努めなければならない。

- ① 災害派遣部隊到着前

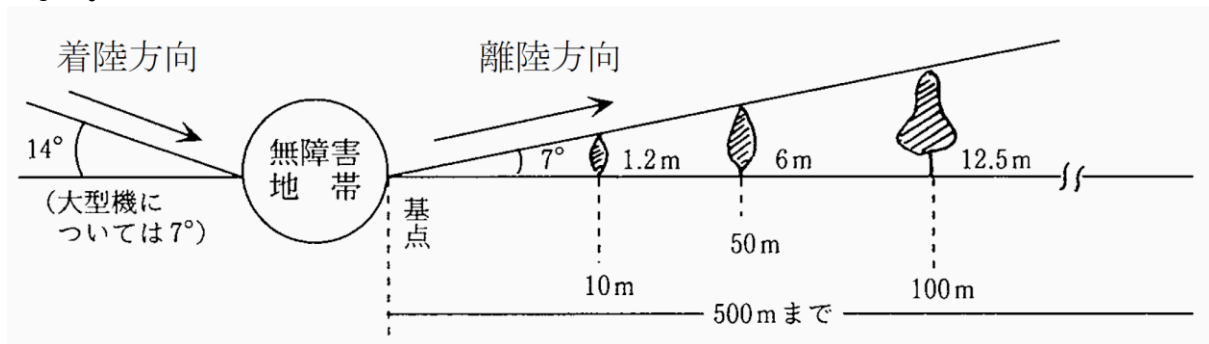
- ・ 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ・ 連絡職員を指名する。
- ・ 派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

② 災害派遣部隊到着後

- ・ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ・ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。
- ・ 必要に応じ派遣された部隊に対し、本部事務室、宿舍、材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）、駐車場を用意する。

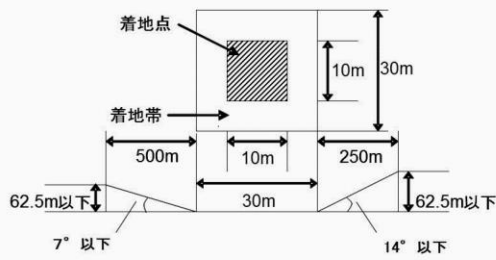
(3) ヘリコプターの受入

自衛隊等のヘリコプター受入に関しては、ヘリポートを確保する。離着地点は堅固な地盤を有し、表土の砂塵が発生しやすいところでは、進入方向に留意して散水等の措置を講じるものとする。なお、離着地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

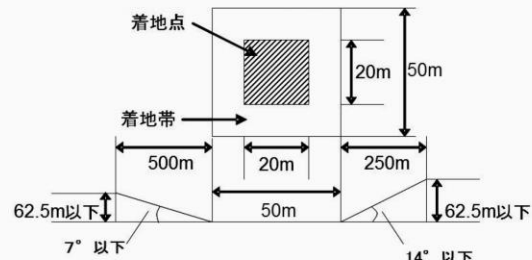


① 離着地点及び無障害地帯の基準

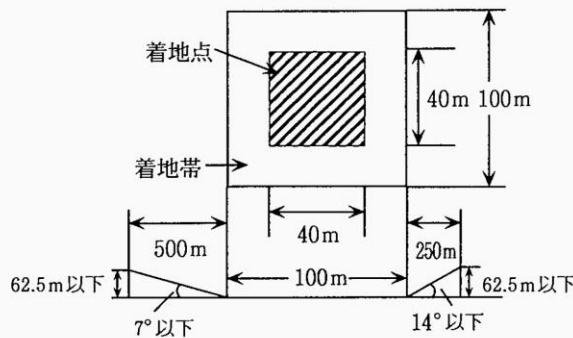
・小型機（OH-6）の場合



・中型機（UH-1（1J）, UH-60JA）の場合

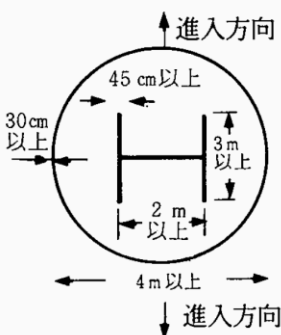


・大型機（CH-47）の場合

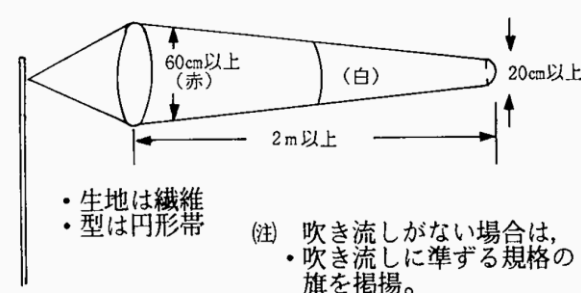


② 離着地点の標示

離着地点には、H記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時には、着陸に必要な灯火施設を設置する。



・石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

○自衛隊部隊等指揮連絡用ヘリコプター発着場（平成 24 年 4 月 1 日現在）（防災ヘリコプター等離着陸場兼用）

名 称	所在地	電話番号	座 標 (国土地理院 HP 検索値)	広 さ
麻生中学校	南 269-1	0299-72-0120	北緯 36° 1' 21" 東経 140° 28' 33"	約 13,000 m ²
天王崎公園	麻生字天王崎、西浜地先	0299-55-0111	北緯 35° 59' 25" 東経 140° 28' 23"	約 9,000 m ²
北浦第一グラウンド	山田 2175	0291-35-2120	北緯 36° 4' 52" 東経 140° 31' 54"	約 18,000 m ²
北浦中学校	内宿 390	0291-35-2161	北緯 36° 5' 10" 東経 140° 30' 23"	約 14,000 m ²
玉造中学校	玉造甲 2807	0299-55-0131	北緯 36° 6' 11" 東経 140° 25' 30"	約 15,000 m ²
浜野球場	浜 2454	0299-55-3211	北緯 36° 7' 21" 東経 140° 24' 8"	約 15,000 m ²

○防災ヘリコプター等離着陸場（平成 24 年 4 月 1 日現在）

Dr ヘリ 呼称	防災 ヘリ	名称	所在地	管理者	電話	備考
IB2432		武田小学校	内宿 1598	武田小学校	0291-35-2571	
IB2434	緊急	北浦中学校	内宿 390	北浦中学校	0291-35-2161	
IB2435	緊急	北浦第一グラウンド	山田 2175	北浦体育館	0291-35-2120	芝地
IB2436		津澄小学校	繁昌 212	津澄小学校	0291-35-2869	
IB2437		要小学校	小幡 940	要小学校	0291-35-2773	
IB2475		北浦第二グラウンド	山田 2175	北浦体育館	0291-35-2120	舗装
IB2438		現原小学校	芹沢 1071-2	現原小学校	0299-55-0359	
IB2439		羽生小学校	羽生 738	羽生小学校	0299-57-0057	
IB2440		玉造西小学校	浜 1360	玉造西小学校	0299-36-2051	
IB2441		玉造小学校	玉造甲 4263	玉造小学校	0299-55-0037	
IB2442	緊急	玉造中学校	玉造甲 2807	玉造中学校	0299-55-0131	
IB2443		手賀小学校	手賀 2584	手賀小学校	0299-55-0009	
IB2444		玉川小学校	井上 1930-1	玉川小学校	0299-56-0100	
IB2445	場外	なめがた地域総合病院	井上藤井 98-8	なめがた地域総合病院	0299-56-0600	ヘリポート
IB2476	緊急	浜野球場	浜 2454	玉造運動場	0299-55-3211	芝地
IB2477	緊急	玉造総合運動場	玉造甲 3185	玉造運動場	0299-55-3211	芝地
IB2478		泉野球場	玉造甲 3251-1	玉造運動場	0299-55-3211	
IB2479	緊急	高須崎公園	玉造甲 1969-3	行方市開発公社	0299-55-3927	芝地
IB2492		霞ヶ浦ふれあいランド	玉造甲 1234	行方市開発公社	0299-55-3927	舗装
IB2447		大和第二小学校	四鹿 367	大和第二小学校	0299-73-2202	
IB2448		大和第一小学校	小牧 140	大和第一小学校	0299-73-2062	
IB2450		旧小高小学校	小高 408	行方市	0291-35-2120	芝地
IB2451		大和第三小学校	宇崎 1561	大和第三小学校	0299-73-3116	
IB2452		太田小学校	矢幡 506	太田小学校	0299-73-3116	
IB2454		麻生小学校	麻生 1147-1	麻生小学校	0299-72-0049	
IB2480	緊急	麻生中学校	南 269-1	麻生中学校	0299-72-0120	
IB2481		白浜少年自然の家	白浜 1416-1	白浜少年自然の家	0299-73-2345	
IB2484	緊急	白浜少年自然の家キャンプ場	宇崎 1389	白浜少年自然の家	0299-73-2345	芝地
IB2482		レイクエコー	宇崎 1389	レイクエコー	0299-73-3877	舗装
IB2483	緊急	天王崎公園	麻生字天王崎、 西浜地先	行方市	0299-55-0111	芝地

5 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 市長又は関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

※参考資料「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)」参照

- (2) 知事は、前項 1 の依頼を受けた場合又は派遣の目的を達成したと認めるとき若しくは他の理由により派遣の必要がなくなつたと認めるときは、部隊の長と協議のうえ、速やかに撤収要請を行う。

6 経費負担区分

派遣された自衛隊の救援活動に要した次に掲げる経費は、原則として本市において負担するものとし、2 以上の市町村にわたって活動した場合は、関係市町村が協議して定めるものとする。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義が生じた場合の、自衛隊と市が協議で決定した費用

第 8 労務供給計画

1 計画方針

災害時において応急対策を実施する場合は、本市職員をもってこれらに充てるが、特定作業あるい

は労力に不足を生ずる場合に労務の供給を受けるための計画とする。

2 実施機関

災害応急対策に必要な労務者の雇用等、労務の供給については市長が実施する。

3 労務者の雇用

(1) 求人申込みの方法

- ① 市長は、災害応急対策の実施において労務者を必要とするときは、公共職業安定所長に対し、文書又は口頭をもって求人を申し込むものとする。
- ② ①により求人を申し込む場合は、次の事項を明らかにするものとする。
 - 1) 職種別所要労務者数
 - 2) 作業場所及び作業内容
 - 3) 賃金等労働条件
 - 4) 宿泊設備の状況
 - 5) その他必要な事項

(2) 労務者の賃金

公共職業安定所の斡旋により就労する労務者に対する賃金は、地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準によるものとする。

4 労務の提供

市長は、必要に応じて住民に対し、災害応急対策に必要な労務の提供、協力を求めるものとする。この場合、市長は各区長等を通じて行うものとする。

第4節 被害軽減対策

第1 警備・交通計画

災害時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が発生する。このため市民の救助、避難誘導、犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施し、市民の生命、身体、財産の保護を図り、社会秩序の安定を図る。

本市計画は、茨城県警察災害警備計画を上位計画とし、整合を図ることから当該県計画を引用する。

1 茨城県警察災害警備計画

(1) 災害警備の任務

警察は、災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合において、災害の拡大を防止するため、住民の救助・避難誘導、犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制の発令

警察本部長は、茨城県警察災害警備計画により必要な警備体制を発令する。

(3) 災害警備本部の設置

警備体制を発令した場合、災害警備本部を設置して指揮体制を確立する。

(4) 警備の実施

警備活動の要領は、次のとおりとする。

- ① 被害実態の把握
- ② 救出救助
- ③ 避難誘導
- ④ 交通対策
- ⑤ 遺体の検視、見分

- ⑥ 地域安全対策
- ⑦ 保安対策
- ⑧ 関係防災機関に対する協力支援

(5) 警備体制の解除

警備体制を解除したときは、次の措置を行う。

- ① 被害状況等のまとめ
- ② その他必要な事項

2 交通規制計画

災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制にかかわる区域又は道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や道路情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

(1) 道路管理者の通行禁止又は制限

道路管理者は、道路法第 46 条の規定により、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 公安委員会の交通規制

- ① 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 4 条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- ② 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域にかかわる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(3) 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第 5 条又は第 114 条の 3 の規定により、道路における交通の規制を行う。

(4) 警察官の交通規制等

- ① 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じる恐れがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第 6 条又は第 75 条の 3 の規定により、交通規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- ② 警察官は、通行禁止区域等(前記(2) ②により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ)において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わないときや、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

- ① 自衛官及び消防吏員(以下「自衛官等」という。)は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項(公安委員会の指定)に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記(4) ②の職務の執行について行うことができる。
- ② 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

3 交通規制の指針

本市とかわる交通規制の対象となる主な緊急交通路指定予定路線は、本計画「地震被害軽減への備え」に記載のある路線である。

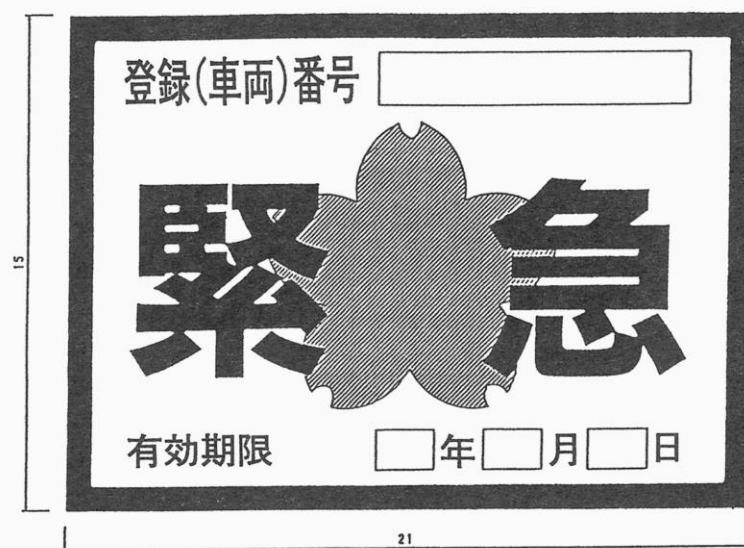
4 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続きにより適正に交付する。

- ① 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用人は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。
- ② 前記により確認をしたときは、知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用人に対し、災対法施行規則第6条の規定する標章及び証明書を交付する。
- ③ 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。
- ④ 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に審査し災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前届け出の取扱について災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時から周知に努める。

○標章



備考1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 径 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

- ① 事前届出の申請者は、緊急通行(輸送)の実施について責任を有する者(指定行政機関等の長)とする。申請先は、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請するものとする。
- ② 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。
- ③ 災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、警察本部、警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

5 災害発生時における運転者のとるべき措置

災害発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ④ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に至る運転者は次の措置をとること。

- ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に移動させる。
- ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所へ移動させる。
- ③ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ④ 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破壊することがあること。

6 緊急輸送道路の確保

災害発生時には、市の主要道路について交通規制を要請し、連絡道路や緊急輸送道路を確保する。

災害時における被災者の避難及び救助物資並びに応急対策実施に必要な人員資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

市長(災害対策本部長)の指揮の下に、各課長等(各部長)の要請により以下の事項を実施する。

(1) 被害状況の把握

本市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県工事事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。

(3) 車両の確保

市は、車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

※参考資料「公用車一覧」参照

(4) 事前届出

市は、緊急通行車両について、災害応急対策用としてあらかじめ県公安委員会に届出を行い、事前審査を済ませておくことにより、災害時に速やかな標章等の交付が受けられるよう準備しておく。

(5) 交通規制

災害発生直後において、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は規制する。

(6) 被災地内における一般交通の確保

交通規制を行ったときは、その状況を次の方法によって周知の徹底に努め、一般交通の確保を図るものとする。

- ① 規制道路への道路標識等の設置
- ② 関係機関への連絡
- ③ 一般住民に対する広報
- ④ 迂回路等の指示

7 輸送方法

災害時における輸送の方法は、災害の種類、規模及び程度により、次のうち最も適切な方法で実施する。

(1) 自動車輸送

○調達順位

第1位 公共機関所有車両 第2位 営業用車両 第3位 一般自家用車両

注：自衛隊車両については状況により適切に要請する。

(2) 航空機による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合は、ヘリコプター等により実施する。

8 輸送の優先順位

(1) 総括的に優先されるもの

- ① 人命の救助，安全の確保
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後各段階において優先されるもの

・第1段階（災害発生直後の初動期）

- ① 救助・救助活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資
- ② 消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員，物資
- ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者，重症患者
- ④ 自治体等の災害対策要員，ライフライン応急復旧要員等，初動期の応急対策要員及び物資
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員，物資

・第2段階（応急対策活動期）

- ① 前記第1段階の続行
- ② 食料，水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員，物資

・第3段階（復旧活動期）

- ① 前記第2段階の続行
- ② 災害復旧に必要な人員，物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

第2 避難計画

1 計画方針

災害に際し、危険地域にある住民を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図り、かつ、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会施設等の既存建物又は仮設テント等に収容し保護する計画とする。さらに、高齢者等要配慮者に配慮し、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

2 避難が必要となる災害

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・津波 | ・余震による建物倒壊 |
| ・崖崩れ，地すべり | ・地震水害（河川，海岸，ため池等） |
| ・延焼火災 | ・その他 |
| ・危険物漏洩（毒劇物，爆発物） | |

3 実施機関

(1) 避難勧告・指示・準備（要配慮者避難）情報

避難勧告又は指示を発すべき権限のある者は，それぞれの法律によって次のように定められている。なお，避難準備（要配慮者避難）情報は，市長が適切に出すよう努める。

- ① 市長（災害対策基本法第 60 条）
- ② 警察官（災害対策基本法第 61 条，警察官職務執行法第 4 条）
- ③ 水防管理者（水防法第 22 条）
- ④ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第 22 条，地すべり等防止法第 25 条）
- ⑤ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官「その場に警察官がいない場合に限る。」（自衛隊法第 94 条）

4 避難の勧告，指示，避難準備（要配慮者避難）情報

勧告・指示・避難準備情報を発する権限ある者は，人々の生命又は身体 の安全確保を目的に，その他災害の拡大を防止するために特に必要と認めたときに，直接住民に，あるいは広報車，市防災行政無線等を通じて勧告，及び指示，若しくは避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。

避難勧告，指示，避難準備情報が出されたときには，次により通知等を行うものとする。

(1) 避難勧告，指示，避難準備情報の内容

避難の勧告・指示は，次の内容を明示して実施するものとする。

- ① 要避難（準備）
- ② 避難先及び避難経路
- ③ 避難勧告，指示，準備の理由
- ④ その他必要な事項

(2) 避難措置の周知

避難の勧告・指示・避難準備（要配慮者避難）情報を出した者は，当該対象地域の住民に対してその内容を周知させるとともに，速やかに関係機関に対して連絡する。

① 住民への周知徹底

避難の勧告・指示・避難準備（要配慮者避難）情報を出した者は，速やかにその旨を住民に対して周知する。また，避難の必要がなくなった場合も，速やかに周知する。

- 1) 直接的な周知として，市防災行政無線，広報車等を利用する。また，これによる避難呼びかけの際には，住民の避難行動を促すため，緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。
- 2) 避難の勧告・指示・避難準備情報を出し，又は解除した場合には，速やかに放送事業者あて F A X によりそのことを伝え，報道機関の協力を得て，間接的に住民に広報する。
- 3) 文書（点字版含む）や掲示板による周知を行うこととし，視聴覚障害者への周知徹底を期すとともに情報の混乱を防止する。
- 4) 自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り，要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

② 関係機関相互の連絡

避難の勧告又は指示，及び解除を行った者は，その旨を関係機関に連絡し，現場での情報混乱を未然に防止する。

5 市長の避難の指示等

市長は，災害対策基本法第 60 条に基づき避難の指示等を行う。

- ① 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人々の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。
- ② 前項の規定により避難のための立ち退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市長は、その立ち退き先を指示することができる。
- ③ 市長は、第 1 項の規定により避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、その旨を県知事に報告しなければならない。
- ④ 市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

(参照条文)災害対策基本法第 61 条、第 63 条、水防法第 22 条、地すべり等防止法第 25 条、警察官職務執行法第 4 条

【解説】

市長が「避難の勧告又は指示」を発することができるのは、災害が現に発生している場合のほか、避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき、河川が警戒水位を突破し洪水の恐れがあるとき、火災が拡大する恐れがあるとき、地すべり、山崩れ及び土石流等による著しい危険が切迫しているとき等が考えられる。

「その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき」とは、豪雨等により、大被害を防止するためダム貯水を漸次放流しなければならないとき、河川のはん濫の恐れが生じ一部地域を犠牲にしなければならないとき等が考えられる。「居住者、滞在者その他の者」とは、居住者、滞在者、通過者等を意味し、その地域にいるすべての者をいう。「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為である。これに対し「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられる「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるためのものである。

しかし、指示に従わなかった者に対しての直接強制は、時期的に早い段階では直接強制すべきでないこと、急迫した場合は即時強制が可能であること、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由によりとられていない。なお、消防職員は、市町村長の委任を受けて、居住者等に対し避難のための立ち退き勧告及び指示をすることができる(地方自治法第 153 条第 1 項)。

6 避難誘導方法

避難誘導は次の事項に留意して行うものとする。特に、要配慮者が避難できるよう、あらかじめ定める避難情報伝達マニュアルや避難支援計画に基づき、適切な避難支援を実施する。

- ① 誘導経路は、出来る限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者による誘導監視措置を講じること。
- ② 危険な地点には表示、縄張りを行うほか状況により誘導員を措置すること。
- ③ 浸水地にあつては舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。
- ④ 状況により老幼病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ車両又は舟艇による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- ⑤ 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。
- ⑥ 避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、出来得れば防災用備蓄拠点地域内単位で行うこと。

7 避難順位及び携行品等

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- | | |
|------------------|---------|
| ① 介護を要する高齢者及び障害者 | ⑤ 学童 |
| ② 病弱者 | ⑥ 女性 |
| ③ 乳幼児及びその母親・妊婦 | ⑦ 男性 |
| ④ 高齢者及び障害者 | ⑧ 防災従事者 |

(2) 携行品等の制限

携行品等は、緊急を要する場合には、貴重品(現金、預金通帳、印鑑、有価証券等)手拭、チリ紙等とし、時間的余裕のある場合は若干の食料、日用身の廻り品、あらかじめ備えた防災用品などするように住民の理解を得るよう努める。

第 3 消火活動・救助・救急活動

地震発生による火災、浸水等の災害による死傷者等をできる限り軽減するために、関係機関の連携

を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

1 消防機関（消防本部、消防団）による消火活動

(1) 情報収集、伝達

① 被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則によりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

① 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

② 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

③ 市街地火災消火活動優先の原則

工場、危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

④ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

⑤ 火災現場活動の原則

- ・ 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

- ・ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

- ・ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 応援派遣要請

自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により応援を要請する。

(4) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

2 消防機関（消防本部、消防団）による救助・救急活動

(1) 情報収集、伝達

① 被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

- ① 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- ② 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ(治療優先順位による患者の振り分け)を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

- ① 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の疾病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
- ② 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- ③ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

(6) 応援派遣要請

自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により応援を要請する。

(7) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

3 自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

第4 応急医療

1 計画方針

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

2 実施機関

- (1) 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) 市長は、必要に応じて医療救護班を編成し出勤するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出勤を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

3 災害救助法による医療・助産

災害救助法が適用された場合、医療救護基準は同法及びその運用方針によるがその概要は次のとお

りであり、災害救助法が適用されなかった場合においてもこれらに準じて実施するものとする。

(1) 医療

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失ったときに応急的に医療を施し、被災者の保護を図ることを目的とする。

① 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

② 医療の範囲

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看護

③ 実施方法

救護班が実施する。ただし、緊急患者等については病院、診療所に移送し治療するものとする。

④ 費用の限度額

- ・ 救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費
- ・ 一般病院、診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内。
- ・ 施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内。

⑤ 実施期間

災害発生の日から 14 日以内とする。

(2) 助産

災害のため助産の途を失った者に対して分べんの介助及び分べんの前後にわたる処置を確保し、その保護を図ろうとするものである。

① 対象者

災害のために助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者。

② 助産の範囲

- 1) 分べんの介助。
- 2) 分べん前、分べん後の処置。
- 3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給。

③ 実施方法

助産は医療と同様救護班により実施するものとするが必要に応じて助産師、産院又は一般医療機関の応援、協力を得て行うものとする。

④ 費用の限度額

- 1) 救護班、産院、一般医療機関の場合
衛生材料費、処置費(救護班の場合を除く)、薬剤の実施。
- 2) 助産師による場合
当該地域における慣行料金の 8 割以内の額。

⑤ 実施期間

分べんした日から 7 日以内とする。

4 医療救護のための医療品等の調達

医療救護のための医療品等の調達は、市内の医療品小売業者から市長が一括購入する。ただし、被害の状況により、医療品小売業者から購入することが不可能又は購入量が不足する場合には、県に対して医療品等の調達を依頼する。

※参考資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照

5 応急医療体制の確保

市は必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。また、災害の程度により市の能力をもっては十分でないと認められるときは、県及びその他の関係機関に協力を要請する。

また、医療救護所についても必要と認めた場合は市の関係各所へ設置するものとし、さらに、市災害対策本部から県への要請による県施設への設置等万全を期すものとする。

6 応急医療活動

市は、医療施設における医療活動、医療救護チーム・DMA T※による医療活動等が円滑に遂行されるよう協力するものとする。医療救護チームの業務は次のとおりである。

- ① 被災者のスクリーニング（症状判別）
- ② 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④ 死亡の確認
- ⑤ 遺体の検索
- ⑥ その他状況に応じた処置

※DMA T：災害急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、トレーニングを受けた災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）であり、医師、看護師、業務調整員（救急救命士、薬剤師、事務員等）で構成される。

第 5 燃料対策

災害時においても、庁舎等の重要施設の自家発電燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

1 連絡体制の確保と情報の収集

震災発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

2 災害応急対策車両への燃料供給

燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、災害時における燃料等の供給に関する協定により優先給油を行うものとする。

さらに、給油が困難である場合は県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

3 重要施設への燃料供給

災害時における燃料等の供給に関する協定により燃料の供給を受けるものとし、さらに供給を受けることが困難な場合には県への報告を行うものとする。

4 災害時緊急給油票の発行

市は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

5 緊急車両への燃料供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。また、災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

6 燃料供給状況の周知

給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。

1 登録窓口の設置

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2 避難者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備

市は、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

① 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

② 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。※参考資料「被害状況調査票」参照

(2) 調査の実施

市は、(1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。なお、この要請に対する調査は被害状況により必要だと認められる場合に実施される。

(3) 調査結果の報告

調査の結果については、県により統括されることから市は調査結果を速やかに報告するものとする。

① 救助法の適用 → 保健福祉部

② 避難所の開設 → 生活環境部

③ 食料、水、生活必需品の供給 → 生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部

④ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給 → 生活環境部、保健福祉部

⑤ 応急仮設住宅入居者の選定 → 土木部

第2 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に收容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を收容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

1 避難所の開設

市は、被害状況により避難所を設置する必要があると認められる時は、次により避難所を開設する。

(1) 対象者

① 住家が被害を受け居住の場所を失った者

② 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者

③ 災害によって、現に被害を受ける恐れのある者

(2) 設置場所

- ①避難所としてあらかじめ指定している施設
- ②広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

(3) 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

- ①費用の範囲
 - ・賃金職員等雇用費
 - ・消耗器材費
 - ・建物、器物等使用謝金
 - ・燃料費
 - ・仮設便所及び炊事場の設営費等
 - ・衛生管理費
- ②限度額
 - ・基本額：避難所設置費 1人1日当たり 300 円以内
 - ・加算額：冬季(10月～3月)についてはその都度定める額

(4) 設置期間

災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を受ける。

(5) 避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(6) 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難所開設の目的
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

(7) 避難所設置のための経費内容及び限度額等

避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗機材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費など、限度額は別に定める。

※参考資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照

2 避難所の運営

避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

(1) 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、平常時より避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- ① 自治組織の結成とリーダーへの協力
- ② ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- ③ 要配慮者への配慮
- ④ プライバシーの保護
- ⑤ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(2) 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び生活保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を実施する。

(3) 対象者に合わせた場所の確保

避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

(4) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレの消毒等の保健指導や健康教育を行う。

(5) 福祉避難所における支援

① 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、福祉避難所を指定し支援を行う体制を整備する。

② 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

③ 福祉避難所の周知

様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報の周知に努める。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては直接配布するなどして周知徹底を図る。

④ 食料品・生活用品等の備蓄

食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

⑤ 福祉避難所の開設

一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

⑥ 福祉避難所開設の報告

福祉避難所を開設した場合は、直ちに次の事項を県へ報告する。

- ・ 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- ・ 福祉避難所開設の目的
- ・ 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）
- ・ 開設期間の見込

3 避難者の健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

- ① 県及び市は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談を行う。
- ② 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。
- ③ 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。
- ④ エコノミークラス症候群（深部静脈血栓閉栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。
- ⑤ 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。
- ⑥ 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象にレクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- ⑦ 幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(2) 要配慮者の把握

避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 関係機関との連携の強化

支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

(4) 精神保健、心のケア対策

市は、県関係機関（精神保健福祉センター、保健所等）と連携の上、被災した住民の心のケア対策を実施する。必要な場合は県への要請により心のケアチーム派遣を要請する。また、次に示す内容を保健所と連携して実施する。

① 第一段階

- ・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療とする。

② 第二段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応

③ 第三段階

- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動

- ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

【参考：厚生労働省ホームページより】

PTSD とは外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder）の略語です。生死にかかわるような実際の危険にあったり、死傷の現場を目撃したりするなどの体験によって強い恐怖を感じ、それが記憶に残ってこころの傷（トラウマ）となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるという病気です。

こうした体験の後では、誰しもが、繰り返しそのことを思い出したり、恐怖を感じたりするものですが、普通は数週間のうちに恐怖が薄れ、記憶が整理されて、その体験が過去のものとして認識されるようになります。PTSD では、トラウマの記憶が1ヵ月以上にわたって想起され続け、下に述べるような症状をともなっており、また生活面でも重大な影響を引き起こしていることが特徴です。

PTSD という呼び方は、1980年の米国の精神医学会の診断基準で初めて用いられたもので、それまでの精神医学では外傷神経症、災害神経症などと呼ばれてきました。日本でこの病気が注目されるようになったのは、阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件がきっかけですが、実際にはこのような大規模な災害、犯罪だけではなく、交通事故、単独の犯罪被害、DV（家庭内暴力）、虐待などによっても生じています。

わが国でも近年、PTSD の診断と治療に関する知識は急速に普及してきました。厚生労働省や国立精神・神経センター精神保健研究所による研修事業を通じて、多くの医療者が PTSD やトラウマについての知識を身につけ、また多くの専門書籍でも取り上げられています。

なお、PTSD を発症した人の半数以上がうつ病、不安障害などを合併しています。また、人によってはアルコールの問題や摂食障害を合併することもあります。PTSD に注目し、治療を受けることは、こうした多くの精神疾患を治療、あるいは予防することにもつながります。

(5) 継続的要援助者のリストアップ

特に心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障害者、外国人に対しては十分に配慮し適切なケアを実施する。なお、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(6) 関係機関との連携の強化

県及び市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないように継続的な援助を行う。

(7) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、県、市は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第3 ボランティア協力計画

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア団体や個人の協力に対する受入れ・調整体制を整備するとともに、活動のなかで指導的な役割を果たすボランティアリーダー等の養成に努める。

1 ボランティアの活動分野

避難所の運営や炊き出し、食料等の配付など一般分野での活動（一般ボランティア）をはじめ、医療や看護、通訳、アマチュア無線など専門分野での活動（専門ボランティア）についても、個人の能力に応じて積極的に協力を受入れることとする。

2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

市は、ボランティア担当窓口を開設し、ボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動を実施する。なお、主にボランティアへ協力依頼する内容は次のとおりである。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- ③ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- ④ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- ⑤ その他被災者の生活支援に必要な活動

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

災害時におけるボランティア活動の重要性について、平常時から広報誌やパンフレット等による周知を行い、発災時には積極的に参加を呼びかけることに努める。

4 災害時におけるボランティアの登録、派遣

専門分野ボランティアの受付及び登録は、原則として発災後に県が窓口となり実施することとなっているが、県及び関係機関と十分な連携を図りながら状況に応じて窓口を市内に設置し、一般分野ボランティアの受け付けと併せ、迅速な対応に徹することとする。また、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の把握を行い、県のボランティア受入窓口である県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会との連絡を密にし、必要に応じて派遣の要請を行う。

5 ボランティア受入体制

災害発生直後直ちに、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置することとし県社会福祉協議会（ボランティア支援本部）と連携によりボランティア受入体制を確保するものとする。なお、市はボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じてボランティア活動拠点の提供を行うなど支援に努める。また、活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。

(1) ボランティア現地本部における活動内容

- ① 市及び関係機関からの情報収集
- ② 被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ ボランティアの受付
- ⑤ ボランティアの調整及び割り振り
- ⑥ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦ 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
- ⑧ ボランティア保険加入事務
- ⑨ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) ボランティア支援本部における活動内容

- ① 県及び関係機関からの情報収集
- ② ボランティア現地本部への情報提供
- ③ ボランティアの募集及びボランティア現地対策本部への紹介
- ④ 防災ボランティア登録者への協力依頼
- ⑤ 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの派遣
- ⑥ ボランティア現地本部で利用する活動用資機材、物資等の調達・供給
- ⑦ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑧ 必要に応じて、関係団体等への協力依頼
- ⑨ 他の都道府県社会福祉協議会への応援要請

- ⑩ ボランティア保険加入事務及び広報
- ⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動

第4 ニーズの把握

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

県及び市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数ヶ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ① 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

2 相談窓口の設置

(1) 総合窓口の設置

(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、市、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。この総合窓口は、震災被害の程度及び複合的な災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(2) 各種相談窓口の設置

県各部局、市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- ① 生命保険、損害保険(支払い条件等)
- ② 家電製品(感電、発火等の二次災害)
- ③ 法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
- ④ 心の悩み(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等)
- ⑤ 外国人(安否確認、震災関連情報等)
- ⑥ 住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事)
- ⑦ 雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- ⑧ 消費(物価、必需品の入手)
- ⑨ 教育(学校)
- ⑩ 福祉(障害者、高齢者、児童等)
- ⑪ 医療・衛生(医療、薬、風呂)

- ⑫ 廃棄物(ガレキ, ゴミ, 産業廃棄物, 家屋の解体)
- ⑬ 金融(融資, 税の減免)
- ⑭ ライフライン(電気, ガス, 水道, 下水道, 電話, 交通)
- ⑮ 手続き(り災証明, 死亡認定等)
- ⑯ 複合災害に関する相談(例: 原発事故に伴う健康・避難・風評被害等)

3 生活情報の提供

各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意な情報をもって各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) テレビ, ラジオの活用

テレビ, ラジオ局等の協力を得て, 定期的に被災者に対する放送を行い, 生活情報の提供を行う。
なお, 聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て, 災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに, 防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して, 被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため, N T T, 電器メーカー等の協力を得て, ファクシミリを活用した定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して, 新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ, 震災ニュースとして, 避難所, 各関係機関等に広く配布する。

(6) コミュニティ放送局の活用

地域に密着した情報を提供している F M 局等の放送事業者と情報提供に関する協定等を締結し, 被災者に対する生活情報等のスムーズな提供に努める。また, この活用に関する市民への周知等の環境整備を推進する。

第5 食料供給計画

1 計画方針

災害時に, 住家の被害等により自宅で炊飯ができず, 食品の販売機構が停止し, 食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い, 又は, 住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し, 一時的に被災者の食生活を保護する。

2 実施機関

- (1) 食料の供給は, 市長が実施する。ただし, 災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで供給が困難な場合は, 近隣市町村, 県, 国, その他関係機関の「災害時の相互応援に関する協定」に基づき, 応援を得て実施するものとする。

3 食料の調達

県は, 市から支援の要請を受けたとき, 又は被害の状況等から判断して必要と認めたときは, 県が備蓄している食料を放出することはもとより, さらに不足が生じたときは, あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食料を調達し供給を行う。

(1) 公的備蓄

- ① 県は, 次の手順により, 食料及び飲料水を迅速に供給する。

- 1) 県は, 本市から支援要請があった場合, 又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は, 県の備蓄物資の放出を決定する。同時に, 輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要

請をする。

2) 輸送業者等は、県の備蓄場所から本市が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

② 市は、次の手順により、食料及び飲料水を迅速に供給する。

1) 市は、①麻生公民館、②北浦公民館、③玉造保健センターに備えられた備蓄倉庫より必要とする食料を迅速に供給する。

(2) 流通在庫備蓄

① 県は、次の手順により食料及び飲料水を迅速に調達し供給する。

・ 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合

1) 県は、本市から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、協定締結等をしている事業者等に対する物資の調達要請を決定する。

2) 県は、協定締結等をしている事業者等へ文書又は口頭により物資の調達要請をする。同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。

3) 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

4) 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。

・ 前記による輸送が困難な場合

1) 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、自衛隊に航空機等による輸送を要請するものとする。

2) トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、あらかじめ協定を締結しているトラック協会等に輸送を要請する。

② 市は、次の手順により、食料及び飲料水を迅速に供給する。

1) 「災害時における支援及び協力に関する協定書」等による締結された協定書に基づき適切に保有される物資の供給を要請する。

(3) 政府所有の米穀・乾パンの調達

救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、市長は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ関東農政局水戸地域センター長又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領(平成 18 年 6 月 15 日付 18 総食第 294 号制定)」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給を受ける。

参照：茨城県地域防災計画(資料編)平成 22 年 2 月

4 食料の給与

(1) 炊き出しの実施及び食品の配分

市は、あらかじめ定めた食料供給計画に基づき、被災者等に対する食料の調達、供給を行う。

(2) 県、近隣市町村への協力要請

市は、本市が多大な被害を受けたことにより、市のみに於いて炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

県は、市から要請を受けたときは、次により措置を講じるものとする。

① 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請

② 集団給食施設への炊飯委託

③ 調理不要なパン、おかゆ等の供給

(3) 品目

米穀(米飯を含む)、パン及びおかゆ等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

第6 衣料、生活必需品等物資供給計画

1 計画方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

2 実施機関

- (1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、本市が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 生活必需品の調達

県は、本市からの支援の要請を受けたとき、又は被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している毛布等備蓄物資を放出することはもとより、さらに、不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している小売業等関係業界から生活必需品を調達し供給を行う。

(1) 公的備蓄

- ① 県は、次の手順により、生活必需品を迅速に供給する。
 - 1) 県は、本市から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を決定する。同時に、輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。
 - 2) 輸送業者等は、県の備蓄場所から本市が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡を行う。
- ② 市は、次の手順により、生活必需品を迅速に供給する。
 - 1) 市は、①麻生公民館、②北浦公民館、③玉造保健センターに備えられた備蓄倉庫より必要とする生活必需品を迅速に供給する。

(2) 流通在庫備蓄

- ① 県は、次の手順により生活必需品を迅速に調達し供給する。
 - ・ 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合
 - 1) 県は、本市から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、協定締結等をしている事業者等に対する物資の調達要請を決定する。
 - 2) 県は、協定締結等をしている事業者等へ文書又は口頭により物資の調達要請をする。同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。
 - 3) 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。
 - 4) 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。
 - ・ 前記による輸送が困難な場合
 - 1) 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、自衛隊に航空機等による輸送を要請するものとする。
 - 2) トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、あらかじめ協定を締結しているトラック協会等に輸送を要請する。
- ② 市は、次の手順により、生活必需品を迅速に供給する。
 - 1) 「災害時における支援及び協力に関する協定書」等による締結された協定書に基づき適切に保有される物資の供給を要請する。

4 生活必需品の給(貸)与

(1) 給(貸)与の実施

市は、あらかじめ定めた生活必需品供給計画に基づき、被災者に対する生活必需品の調達、供給を行う。

(2) 県、近隣市町村への協力要請

市が、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

県は、市からの要請を受けたときは、近隣市町村等の連携を図りながら生活必需品の給(貸)与を行う。

(3) 品目

- | | |
|---------|---|
| ① 寝 具 | (毛布等) |
| ② 日用品雑貨 | (石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等) |
| ③ 衣 料 品 | (作業着、下着、靴下、運動靴等) |
| ④ 炊事用具 | (鍋、釜、やかん、包丁、缶切等) |
| ⑤ 食 器 | (箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等) |
| ⑥ 光熱材料 | (ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等) |
| ⑦ そ の 他 | (ビニールシート等) |

第7 集積地の指定及び管理

1 集積地の指定

県は、災害が発生した場合において、あらかじめ指定した備蓄倉庫及び広域防災活動拠点等を活用し、調達した物資の集積及び配分を行うものとし必要に応じて民間倉庫等を活用する。

市は、物資の保管を備蓄倉庫に行う。また、被災の状況に応じて別に集積地を設けることが必要と認められる場合は民間倉庫の活用も視野に入れ速やかに指定・周知を行うものとする。

2 集積地の管理

県及び市は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理等の万全を期するものとする。また、効率的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。

第8 給水計画

1 計画方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護するための計画とする。

2 実施機関

(1) 飲料水の供給は市長が行う。

(2) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 飲料水の供給

災害救助法が適用された場合の飲料水の供給は同法及びその運用方針によるものとし、その概要は次のとおりであるが災害救助法が適用されない場合においても、これに準じて実施するものとする。

(1) 飲料水の供給を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 飲料水供給の方法

① 水道水の搬水給水

市営上水道から給水タンク及びポリ容器等で搬水し給水する。なお、これらの応急給水資機材(給水タンク、ポリ容器、浄水器等)が不足し、調達が必要と認められる場合は県へ調達を要請

することができる。

県は、市からの要請があった場合は、災害時における応急給水資機材、給水車の調達を他の関係機関へ要請する。

② ろ水器による給水

水道水の搬水給水を補う方法として、本市、県、近隣市町村、その他関係機関が所有するろ水器を利用して、ろ水し薬品による消毒、検水の後応急的に給水する。

(3) 給水基準・目標

① 応急給水活動における給水基準は1日1人3リットルとする。

② 応急給水の目標設定例

※医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、震災直後から確保する。

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3ℓ／人・日	概ね1km以内	貯水槽、タンク車
10日	20ℓ／人・日	概ね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100ℓ／人・日	概ね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 (約250ℓ／人・日)	概ね10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓

(4) 災害救助法における飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により、期間を延長することができる。

(5) 供給のため支出できる費用

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、ろ過器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費として、当地域における通常の実費とする。

※参考資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照

4 給水施設の応急復旧

災害時においては、供給区域外に飲料水を供給すべき事態が発生すると同時に、その供給源である水道等の施設も被害を受けることが予想されるので、次により応急復旧を行い供給の確保を図るとともに供給区域外に対する供給源の目的を達するものとする。

(1) 一次災害による場合

① 地震による場合

地震により配水管等が破損した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最小限度に止め、要員を非常招集して復旧する。

(2) 二次災害による場合

① 火災による場合

水道施設の大部分は地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上がり等であるので、作業員の出勤を求め極力漏水を止める。また、必要な箇所に臨時給水栓を設置する。

② その他による場合

トラック等路面交通により配水管が切断された場合は至近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲に止め応急復旧を行う。これに要する各種水道資材は極力準備しておく。

5 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。市から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、衛生研究所において検査を実施する。

第9 要配慮者安全確保対策

地震災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの

確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

1 留意点

(1) 状況把握の早期実施

在宅や避難所で生活する要配慮者への安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期に行うことが必要である。

(2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施に当たっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

2 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

県及び市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入れ先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。

県及び市は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

県及び市は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配付を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。

県及び市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

県及び市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

3 在宅の要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

県及び市は、避難行動要支援者名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。特に、市はあらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保

県及び市は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

県及び市は、民生・児童委員、ホームヘルパー、点訳、朗読、手話、要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配付を行う際の要配慮者への配慮

県及び市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、食料備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配付場所や配付時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配付を行う。

(5) 保健・福祉巡回サービス

県及び市は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 行方市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)

市は、行方市避難行動要支援者避難支援計画により地域での包括的な安全確保対策を実施する。

4 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

県及び県国際交流協会は、市の要請により語学ボランティアに協力を要請する。市は広報車や防災行政無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 外国人の安否確認

市は、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

県及び市、県国際交流協会は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

県及び市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口、語学ボランティア

市は、県、その他各種団体と連携の上、相談窓口の確保に努める。なお、災害発生直後に県国際交流協会に語学ボランティアの受入窓口が開設されることから必要に応じ協力依頼を行う。

第10 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、あるいは地域の避難施設となった場合等により、通常の教育ができなくなった場合の応急教育を実施するための計画とする。

1 児童生徒等の安全確保

(1) 情報の収集・伝達

- ① 市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、学校の長（以下「校長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ② 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- ③ 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市町村その他関係機関に報告する。
- ④ 停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

(2) 児童生徒等の避難等

① 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

② 避難の誘導

校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

③ 下校時の危険防止

校長等は、下校中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、集団下校、教員による引率下校、保護者への引き渡し下校等の措置を講じる。なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

④ 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが非常に危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。この場合、速やかに県や市に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

⑤ 保健衛生

帰宅できず校内で保護する児童生徒のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

2 文教施設の応急復旧対策

- ① 被災状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- ② 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画を作成する。

3 応急教育実施の留意点

- ① 被災の程度に応じ、おおむね次表のような方法により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。
- ② 応急教育実施の予定施設については事前に関係者と協議のうえ選定し、教職員、住民に対し周知徹底を図るものとする。

○応急教育実施施設

災害の程度	応急教育実施の予定場所
校舎の被害が軽微な場合	(1) 応急修理し利用する
一部の校舎が被害を受けた場合	(1) 残存の安全な校舎を利用する (2) 特別教室、屋内体育施設等を利用する (3) 2部授業を実施する
校舎が全て被害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設を利用する (2) 隣接学校の校舎を利用する (3) 避難所機能を考慮し、仮校舎を設営する。

4 応急教育方法

学校の施設が被災したとき、あるいは地域の避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- ① 学校の施設が被災した場合は、まず応急修理を速やかに行い、教育ができるよう措置する。
- ② 応急修理が不可能な場合は、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設等を借上げて実施する。
- ③ 一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、勉学の方法や内容等をあらかじめ周知させる。
- ④ 長期にわたり授業不能な場合は、学校と児童、生徒との連絡方法や勉学上の組織（地域組織など）の整備と活用を十分にする。
- ⑤ 市教育委員会の教職員の動員態勢を整え管内各学校が連携のもとで対処できるようにする。

5 教材、学用品の調達及び配給方法

災害救助法関係及びその基準外の教材、学用品の調達及び配給方法については、本市教育委員会並びに学校においてあらかじめ計画を樹立しておくものとし、災害救助法の定めるところの概要は次のとおりであるが、計画においてもこれらに準じるものとする。

(1) 学用品の給与

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により学用品を喪失又は、き損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行うものとする。

(2) 学用品の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用

① 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

② 文房具及び通学用品

小学生及び中学生各1人につき災害救助法の定める額以内とする。

(4) 学用品の給与を実施できる期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内とする。

6 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有することから、避難所の運営上のマニュアル等を整備する。

第11 帰宅困難者対策

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業に対して、従業員等を一定期間事業所等内へ留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。この対策に万全とするためには、自助・共助・公助による総合的な対応が不可欠である。

1 市の取り組み

① 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実効性のあるものとなるよう安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

② 帰宅困難者の誘導

帰宅できずに滞留する通勤者や観光客等は必要に応じて速やかに避難所へ誘導し、情報の提供に努める。

③ 備蓄の確保

備蓄品の給与を実施することから、日頃より備蓄に努めるものとする。

2 企業等の取り組み

① 従業員の待機

企業等は、交通の寸断等により復旧の見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

② 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

③ 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

④ 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

⑤ 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

⑥ 市町村、自主防災組織等との連携

企業等は、市町村や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

3 集客施設の取り組み

集客施設においては、多くの帰宅困難者の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

第12 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に配送を行うものとする。

1 義援物資の受入

災害対策本部への情報集中を行い、備蓄品名、数量、運搬搬入方法等の必要な情報を的確に把握する。

2 集積

受入物資については、備蓄倉庫を基本として集積を行う。ただし、被災の状況や避難所設置の状況、維持管理の適性、運搬等を勘案しより適切な場所が想定される場合はその場所へ集積するものとする。

3 情報の収集・発信

各避難所において必要な物資の種類・数量を把握し、不足する場合は県に対して要請を行う。また、必要な物資、その他必要な事項に関してホームページ等を活用し、情報発信するものとする。

第13 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の愛玩動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの愛玩動物が飼い主とともに避難所へ避難してくることが予想される。市は動物愛護の観点から、県やその他関係団体と協力して愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

1 愛玩動物の保護及び適正飼養

災害時における愛玩動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、飼い主が避

難所に愛玩動物と同行避難できるよう県と協力して必要な措置を講じるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。

2 協力体制の確立

市は県、関係団体と連携の上、必要な措置を検討し、対応を行うものとする。

3 活動項目

- (1) 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護
- (2) 避難所における愛玩動物の飼養に係る措置

第6節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用手続等

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条によるが、本市における具体的適用基準は次のとおりである。

○災害救助法の適用基準

適用基準	被災世帯の算定	
	減失世帯の算定	住家の減失等の認定
1) 市内の住家のうち減失した世帯の数が60世帯以上であること。	住家が全壊、全焼、流出等により減失した世帯を1世帯とし、住家が半壊、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあっては1/3世帯とみなして算定する。	①【全壊、全焼、流出】 住家の損傷、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。
2) 県内の住家のうち減失した世帯の数が2,000世帯以上であって、市内の住家のうち減失した世帯の数が30世帯以上であること。		②【半壊、半焼】 住家の損傷、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもので、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。
3) 県内の住家のうち減失した世帯の数が9,000世帯以上で、市内の住家のうち減失した世帯の数が多数の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護が著しく困難である場合であって市内の住家のうち減失した世帯の数が多数であること。		③【床上浸水】 ①、②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は、土砂、竹林等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものである。
4) 被害が上記1)、2)、3)には該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が減失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。		

(2) 災害救助法の適用手続

- ① 市の被害状況報告に関し、市長は、市内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表」を用いて、茨城県福祉指導課を窓口とし、知事に対して報告する。
- ② 知事は、市長の報告により、救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、本市及び県各部局に指示するとともに、厚生労働大臣に報告する。
なお、救助法を適用したときは、速やかに告示するものとする。

(3) 救助業務の実施者

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととなる。この場合、事務の内容及び期間を市長へ通知することとされている。

なお、市長は、救助を実施したときは速やかにその内容を知事へ報告するものとする。

(4) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」による。

第7節 応急復旧・事後処理

上水道・電気・通信等の施設、農林水産業用施設又は道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。これらの施設については、災害直後の応急復旧により、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

また、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。特に、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していくものとする。

応急仮設住宅の建設については、要配慮者の実情、安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成、女性の視点等を考慮し、必要に応じては愛玩動物の受入にも配慮するものとする。

第1 応急危険度判定

1 判定士派遣要請・派遣

(1) 判定士派遣要請

市は、余震等による二次災害を防止するため、判定士（被災宅地判定士等）の派遣を県に要請する。

(2) 判定士の派遣

県は、市の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

2 応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ① 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- ② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として1人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、市長が負う。

(2) 判定の関係機関

- ① 市は、判定の実施主体として判定に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

(3) 判定作業概要

- ① 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ④ 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。
- ⑤ 判定は、原則として「目視」により行う。
- ⑥ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

3 被災宅地危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ① 危険度判定は、被災した市長が行うものとする。
- ② 県は、管下の被災した市の要請により、危険度判定活動を支援する。
- ③ 判定結果の責任については、市長が負う。

(2) 判定の関係機関

- ① 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

(3) 判定作業概要

- ① 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
- ③ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- ④ 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。

第2 住宅の応急修理

1 計画方針

災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する計画とする。

2 実施機関

- (1) 住宅の応急修理は、市長が実施する。
- (2) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の修理基準等は、同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりであり、災害救助法が適用されなかった場合においても、これに準じて実施するものとする。

(1) 規模及び費用

修理の規模は居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分のみとし、修理に要する費用は1世帯当たり災害救助法に定められた費用の限度額以内とする。

(2) 実施期間

住宅の応急修理は災害発生の日から1ヶ月以内に完成されるものとする。

(3) 選定及び実施方法

応急修理の対象とする住家は別に定める基準によりその実施方法は現物をもって行う。

※参考資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照

4 資材調達

市において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

第3 応急仮設住宅の設置

1 計画方針

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

2 実施機関

災害救助法適応時の応急仮設住宅の建設は、知事が基本的に実施するものとする。なお、管理については市の協力により県が行うが、状況に応じて市に委任することができる。

3 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりであり、災害救助法が適用されなかった場合においても、これに準じて実施するものとする。

(1) 建設場所の提供

国及び県は、応急仮設住宅の建設計画に応じて、国・県公有地を提供する。

(2) 建設場所

建設予定場所は、国、県又は本市公有地とするが、私有地の場合は所有者と本市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場合は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

(3) 実施期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、その供与期間は完成の日から 2 年以内とする。設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

4 応急仮設住宅の借り上げ等

県は借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などを市町村に提供する。市は必要な住宅の借り上げを行う。

5 入居者の選定

県が、市の協力により被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

(1) 住家が全焼、全壊、又は流出した者であること。

(2) 居住する住家がない者であること。

(3) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること。

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等
- ④ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
- ⑤ 前各号に準じる経済的弱者

第4 上水道施設

震災により上水道施設へ被害が生じた場合は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、作業が困難な場合は県に対して協力を要請する。

1 応急復旧作業の実施

応急復旧作業の実施についての行動指針、主な優先復旧施設等は以下のとおりである。

(1) 行動指針

- ① 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- ② 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- ③ 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員があることを想定する。
- ④ 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- ⑤ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- ⑥ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

(2) 主な優先復旧施設

- ① 医療施設
- ② 避難場所
- ③ 福祉施設
- ④ 老人施設

(3) 作業実施

把握された破損状況により適切な対策を検討し応急復旧を実施する。その際、有害物等が混入しないよう衛生保持を徹底し処理するものとする。

(4) 応急復旧資機材の確保

応急復旧資機材が不足する場合には、県に対して調達を要請する。

2 広報

断水・減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

3 本格復旧対策

復旧工事については、特に次の点に留意して進めるものとする。

- (1) 施設の耐震化を図る。
- (2) 管路は多系統化及びグループ化を基本とする。
- (3) 計画的施設の整備を図る。

4 本格復旧作業における漏水防止対策

災害、特に震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- (1) 漏水箇所の調査を行い、漏水修理計画書を作成し、工事を実施する。老朽化、漏水の多発している管路については布設替えを行う。
- (2) 修理体制の整備を図り、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

第5 下水道施設

震災により下水道施設へ被害が生じた場合は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、作業が困難な場合は県に対して協力を要請する。

1 応急復旧作業の実施

応急復旧作業の実施については以下のとおりである。

(1) 作業実施

①下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

②ポンプ場、終末処理場

停電等による機能停止の排水不能が生じない措置をとる。また、終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響がでた場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

2 広報

被害状況、応急復旧の見通し等について住民への広報を実施する。

3 代替措置

市は、代替措置として避難場所等に仮設トイレを設置する。また、便槽等が使用不能となった地域に対して応急的な部分汲取り実施を検討する。

第6 電力施設

東京電力株式会社は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について最優先に電力復旧計画を立てる。被災の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

1 復旧順位の原則

設備名	復旧順位
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電指令回線(制御・監視および保護回線) ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線

2 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- (1) 無断昇柱、無断工事はしないこと。
- (2) 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- (3) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) その他事故防止のため留意すべき事項

第7 ガス施設

本市はLPGガスを使用しているため、LPGガス協議会等と協議を行い、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立て、災害状況、施設復旧の難易度により復旧効果の大きいものから復旧を行う。

1 被害状況の調査

- (1) ガス供給設備
- (2) 重要建物のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した供給設備の修理復旧順位及び供給再開地域の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

2 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

3 復旧作業

(1) LPGガスボンベ充填所における復旧作業

所定の点検計画に基づき施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、供給を再開する。

(2) 需要家設備の復旧作業

- ① 被災地域の復旧ブロック化
- ② 復旧ブロック内巡回点検作業
- ③ 各家庭の漏洩調査
- ④ 漏洩箇所の修理
- ⑤ 配管検査(気密テスト等)

- ⑥ 点火・燃焼試験及び警報機作動・メーター遮断試験
- ⑦ 安全点検完了
- ⑧ 供給再開

4 再使用時事故防止措置

各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各施設の安全性を確認した後、供給を再開する。

(1) 充填施設

ガス充填時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

(2) 需要家施設

各需要家の配管検査及びガスメータの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

第8 通信施設

東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等により通信施設の応急復旧を実施する。

1 電話停止時の代替措置

(1) 臨時回線の設置

部内打合せ線、政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため 設置する。

(2) 臨時電話・電報受付所の設置

当該地域を受け持つNTT東日本の窓口、避難所、救護所等に臨時電報、電話受付所を設置する。

(3) 災害時特設公衆電話の設置

孤立化する地域をなくすため、避難場所及び地域の主要場所に災害時特設公衆電話を設置する。

(4) 通信の利用制限

震災等により、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行い、利用制限を行う。

(5) 電話の輻輳対策

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする、災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。（※別に災害用伝言板 web171 も原則同時提供される。）

2 復旧工事の順位

災害、特に震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

(1) 通信施設復旧の順位

順位		復旧回線	
第 1 順位	電話サービス	・ 重要通信を確保する機関(第 1 順位)の加入電話回線各 1 回線以上 ・ 交換局所前(無人局を含む)に公衆電話 1 個以上 ・ Z C 以下の基幹回線の 10%以上	
	総合デジタル通信サービス	・ 重要通信を確保する機関(第 1 順位)の各第 1 種、第 2 種双方について、1 契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に 1 契約回線以上 ・ Z C 以下の基幹回線の 10%以上	
	電報サービス	・ 電報中継回線の 1 回線以上	
	専用サービス等	専用サービス	・ 重要通信を確保する機関(第 1 順位)の専用回線各 1 回線以上 ・ テレビジョン放送中継回線 1 回線(片方向)以上
		国際通信事業者回線	・ 対地別専用線の 10%以上
		国内通信事業者回線	・ 対地別専用線の 10%以上
		社内専用線	・ 第 1 順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
パケット交換サービス	・ 重要通信を確保する機関(第 1 順位)の当該回線各 1 回線以上 ・ 第 1 順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数		

第2順位	電話サービス	・重要通信を確保する機関(第2順位)の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上
	総合デジタル通信サービス	・重要通信を確保する機関(第2順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に1契約回線以上
	専用線サービス等	・重要通信を確保する機関(第2順位)の専用回線各1回線以上
	パケット交換サービス	・重要通信を確保する機関(第2順位)の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

(2) 通信施設復旧の順位

順位	重要通信を確保する機関(契約約款に基づく)
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 仮復旧

前記の復旧順位に基づき、次の方法により順次仮復旧する。なお、復旧活動の進展にともない、本復旧を実施する。

- ① 可搬無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保
- ② 臨時回線の設置
- ③ 回線の分断若しくは延長又は中継順路の変更
- ④ 特設公衆電話の設置
- ⑤ その他

第9 農林業等施設

1 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用水施設

- ① 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 用水路護岸の破壊で、決壊の恐れのあるもの。

(2) ため池

- ① 堤体の決壊又はその恐れがあり、ため池の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの。

(3) 道路施設

- ① 道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(4) 排水施設

- ① 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 護岸等の決壊で、破堤の恐れのあるもの。
- ③ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの。

2 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な天然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。

特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

(1) 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの。

(2) 治山施設

治山施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設、道路等に被害を生じる恐れのあるもの、又はその他の著しい被害を生じる恐れのあるもの。

第 10 公共土木施設

1 道路等公共土木施設

道路等の公共土木施設については、発災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧が終り、社会全般が一応落着きを取戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ被害を受けた施設を復旧するものとする。

2 河川、急傾斜地崩壊防止施設

河川、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ① 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- ② 堤防護岸等の決壊で、破堤の恐れのあるもの。
- ③ 河川の堤防護岸等の脚部の深堀れで、根固めをする必要があるもの。
- ④ 河川で、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- ⑤ 護岸、床止、水門、樋門、樋管、又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると、著しい被害を生じる恐れがあるもの。

第 11 清掃

1 計画方針

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿、瓦礫等）の処理について適切に実施する。

2 実施機関

- (1) 災害時におけるごみ処理、し尿処理等は県と連携の上、市が実施する。
- (2) 本市のみで処理不可能な場合は、必要に応じて県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。
ただし、処理に関しては、ごみ処理緊急時相互支援に係る協定を優先する。

3 廃棄物の処理量想定・収集・処理

(1) 廃棄物の処理想定

災害時に処理する廃棄物については一般生活により発生するものと災害により排出されるものに区分し排出量を想定の上、対策を講じる。

(2) 廃棄物の収集運搬

廃棄物の収集運搬は清掃班（土木班）を編成して実施する。なお、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運搬事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備し、迅速に処理対応を行うものとする。

(3) 臨時の措置

廃棄物の処理について処理能力を越え、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急処置を講じる。

(4) 適切な仮置き場の確保

災害の状況を十分に勘案し、必要な仮置き場の設置を速やかに実施する。なお、仮置きした廃棄物の管理には火災や倒壊などの危険性を考慮し安全対策を講じるものとする。

4 廃棄物処理施設

名 称	所在地	電話番号	処理能力
ゴミ処理施設 行方市環境美化センター	麻生 3268-14	0299-72-2413	ごみ処理 (20t/8h×2基) 計 40t/8h リサイクル処理 19t/5h 最終処分場 埋立容量 54,700 m ³
し尿処理施設			
行方市麻生衛生センター	板峰 77	0299-73-0204	24t/日
行方市玉造有機肥料供給センター	玉造甲 6497-3	0299-36-2411	28t/日

第 1 2 防疫**1 計画方針**

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症の広がりを未然防止することを目的とする。

2 本市の実施事項及び要請事項

本市は県の指示に基づき次の事項を行うものとする。

(1) 実施事項

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)における対策を実施するほか、避難所の衛生管理及び防疫指導等必要な防疫措置を実施する。

(2) 防疫用資材の調達方法

市長は、あらかじめ防疫用資材の調達方法を確立しておく。

3 医療ボランティア

県及び本市は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

4 情報収集・報告

市は、警察、消防等の関係機関の協力を得て以下の内容を把握し、その状況を管轄保健所長に報告する。

- ① 被害状況
- ② 防疫活動状況
- ③ 防疫活動に必要な物品及び経費
- ④ 防疫活動の終息と事務処理の結果等

5 災害防疫の実施

災害防疫の実施については、「災害防疫実施要綱」(昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生労働省公衆衛生局長通知)により行う。

第 1 3 障害物の除去**1 計画方針**

災害に際し住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、り災者の日常生活の確保を図るとともに、道路等の利用目的に著しい障害を及ぼしているものを除去し、人的物的輸送を確保しようとするものである。

2 実施機関

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

- ① 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市長が行う。
- ② 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 道路に障害を及ぼしているものの除去

道路に障害を及ぼしているものの除去は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に規定する道路管理者が行うものとする。この場合においても、災害の規模、障害の内容等により、各道路管理者が相互に協力し交通の確保を図るものとする。

3 障害物の除去

災害救助法が適用された場合の、住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、同法及びその運用基準によるが、その概要は次のとおりであり、災害救助法が適用されなかった場合においてもこれらに準じて実施するものとする。

(1) 障害物の除去の対象となるもの

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- ② 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住家の被害程度は、半壊若しくは床上浸水したものであること。

(2) 障害物の除去の方法

実施機関が自らの組織、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(3) 障害物除去の救助の程度、方法

※参考資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照

4 道路における障害物の除去

道路の利用目的に著しい障害を及ぼしているものの除去は、各道路管理者において、その所有する関係機械、器具車両等をもって速やかにこれを除去し交通の確保を図る。

(1) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、それぞれの実施機関において定めるものとするが、市長が管理する道路にかかわる障害物の集積場所は、次の基準により災害発生箇所の近くに設けるものとする。

- ① 交通に支障ない市有地を選ぶものとする。
- ② ①による適地がなく民有地を借用する場合は、所有者と協議し、契約を締結して使用するものとする。

(2) 必要な機械器具の現況等

本市が保有する機械器具において対処するものとするが、災害の種類、規模及び程度により保有する機械器具が不足するときは、県及び市内土木業者の協力を求め、借用又は調達使用するものとする。

第 14 行方不明者等の搜索

1 計画方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等のための処理を行いかつ遺体の応急的な埋葬を実施する計画とする。

2 実施機関

- (1) 行方不明者等の搜索、收容、処理及び埋葬は市長が行う。ただし、災害救助法を適用した時の遺体の処理については県が自ら行うことを妨げない。
- (2) (1)により県の行う遺体の処理は、日赤茨城県支部との委託契約に基づき日赤茨城県支部及び県

が組織する救護班により実施する。

3 救助

災害救助法が適用された場合の救助基準等は、同法及びその運用方針によるものとし、その概要は次のとおりであるが、災害救助法が適用されなかった場合においてもこれに準じるものとする。

(1) 行方不明者等の搜索

① 遺体の搜索を受ける者

- 1) 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。
- 2) 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。
- 3) 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。
- 4) 死亡した原因は問わないこと。

② 災害に係った者の救出の救助の程度、方法

※参考資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照

(2) 遺体の処理

① 遺体を処理する場合

- 1) 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合
- 2) 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合
- 3) 遺体取扱規則(昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号)の規定により、警察官の遺体検視終了後警察当局から遺族又は市長に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

② 遺体の処理内容

- 1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- 2) 遺体の一時保存
- 3) 検案

(3) 遺体の搜索、遺体の処理の救助の程度、方法

※参考資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照

4 埋葬

(1) 埋葬を行う場合

- ① 災害時の混乱の際に死亡した者
- ② 災害のために埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内

(3) 埋葬の方法

埋葬の程度は、応急的な仮葬とし、土葬又は火葬とする。

(4) 埋葬の救助の程度、方法

※参考資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照

5 その他

(1) 身元不明者に対する措置

身元不明者の措置については所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、知事、行方警察署長等と緊密に連絡し、関係方面に手配するとともに、遺体の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるように努める。

(2) 遺体の搜索及び収容

遺体の搜索及び収容は、災害時においては救助活動と併せて実施するが、災害の規模及び程度により、これによりがたい場合は、別に搜索班(救助班)を編成し、行方警察署、その他関係機関の応援を得て実施する。

(3) 遺体の検視

遺体を発見したときは、行方警察署に届出をし、死体取扱規則により検視を受けた後、市長若しくは遺族が引渡しを受けるものとする。

6 火葬場、埋葬場所及び遺体の一時保存のための収容所等**(1) 火葬場**

○火葬場

所在地	電話番号	名称	処理能力	管理人
行方市手賀 4339-39	0299-55-2710	霞ヶ浦聖苑	火葬炉 5 基 予備炉 1 基	鹿行広域事務組合

(2) 埋葬場所

市内共同墓地若しくは市長の指定する場所

(3) 遺体の収容（安置）、一時保存**① 遺体収容所（安置所）の設置**

市は、遺体の収容（安置）、一時保存、検視場所として以下の施設を使用するものとする。ただし、被害の状況により活用が困難な場合は、被害地域周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に設置、運営をするものとする。

また、施設のロビー等も遺族の待機場所として必要であることからスペースの確保に配慮するものとする。

- ・行方市麻生公民館 体育施設
- ・行方市北浦体育館
- ・行方市B & G海洋センター 体育施設

② 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保する。

③ 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設け、身元不明遺体を集中安置する。

④ 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元確認を行い、遺体の処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋葬許可証を発行する。

第3章 地震災害復旧・復興対策計画**第1節 被災者の生活の安定化****第1 義援金品の募集及び配分****1 義援金品の募集及び受付**

一般県民及び他都道府県等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、県は直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。なお、義援品は、被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際して品名を明示するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。

2 委員会の設置

(1) 委員会の設置

県は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。県において委員会が設置されない場合は、必要に応じ県に準じた委員会を市に設置する。

3 義援金品の保管

一般県民及び他都道府県から寄託された被災者に対する義援金品については、各受付機関において適正に保管する。なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを行い、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法(対象、基準、時期並びにその他必要な事項)について、協議の上決定する。なお、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的な配分をすることとされている。

(2) 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに報道機関を通じて公表することとされている。

第2 被災者の生活確保

1 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等

「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)」に基づく、行方市災害弔慰金の支給等に関する条例に定めるところにより災害弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。また、被災者の生活確保のため、関係する制度周知を十分に行うものとする。

(1) 災害弔慰金の支給

対象災害	・行方市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給限度額	①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市町村(1/4)

(2) 災害障害見舞金の支給

対象災害	・行方市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
障害の程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの

	⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	①生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ②その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国（1／2），県（1／4），市町村（1／4）

(3) 災害援護資金の貸付

対象災害	・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 限度額 150万円 ②家財の1/3以上の損害 限度額 150万円 ③住居の半壊 限度額 170万円(250万円) ④住居の全壊 限度額 250万円(350万円) ⑤住居の全体が滅失 限度額 350万円 ⑥①と②が重複 限度額 250万円 ⑦①と③が重複 限度額 270万円(350万円) ⑧①と④が重複 限度額 350万円 () は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員 市町村民税における前年の総所得金額 1人……………220万円未満 2人……………430万円未満 3人……………620万円未満 4人……………730万円未満 5人以上………1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただしその世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする
	貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)
	据置期間	3年(特別の事情のある場合は5年)
	償還期間	10年(据置期間を含む)
	償還方法	年賦又は半年賦
その他	災害規模等により条件変更が生じる場合あり	

(4) 災害見舞金の支給

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの ①一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 ②①の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない ①「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 ②「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当するもの。 ・死亡 1人当たり10万円 ・重度障害 1人当たり5万円 ・住家全壊 1世帯当たり5万円 ・住家半壊 1世帯当たり3万円
費用負担割合	県（10／10）

第3 農林漁業者への融資

1 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

- ① 貸付の相手方 被害農林漁業者
- ② 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る)、家畜、家き

ん、しいたけほだ 木、漁具(政令で定めるものに限る)、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船(政令で定めるものに限る)の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金

- ③ 貸付利率 年6. 5%以内(利率はその都度定める。)
- ④ 償還期限 6年以内(ただし、激甚災害のときは7年以内)
- ⑤ 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内(激甚災害のときは250万円)
- ⑥ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、農業協同組合又は金融機関
- ⑦ その他 当該市町村長の被害認定が必要である。

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

◆ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

- ① 貸付の相手方 被害農林漁業者
- ② 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
- ③ 貸付利率 5%以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内)
- ④ 償還期限 6年以内
- ⑤ 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内
- ⑥ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
- ⑦ その他 当該市町村長の被害認定が必要である。

◆ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

- ① 貸付の相手方 被害組合
- ② 貸付対象事業 被害を受けたために必要となった資金を融資する。
- ③ 貸付利率 6. 5%以内
- ④ 償還期限 3年以内
- ⑤ 貸付限度額 2, 500万円以内(連合会は5, 000万円以内)
- ⑥ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

◆ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

- ① 貸付の相手方 被害農業者又は特別被害農業者
- ② 貸付対象事業 指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
- ③ 貸付利率 5%以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内)
- ④ 償還期限 12年以内
- ⑤ 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内(共同利用施設は2, 000万円以内)
- ⑥ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
- ⑦ その他 当該市町村長の被害認定が必要

(3) 株式会社日本政策金融公庫(農林漁業施設資金)

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

- ① 償還期限
 - <共同利用施設> 20年(据置期間3年を含む。)以内
 - <主務大臣施設> 15年(据置期間3年を含む。)以内
- ② 貸付利率 年0. 55%~1. 30%(償還期間により異なる)
- ③ 貸付限度額
 - <共同利用施設> 貸付対象事業費の80%
 - <主務大臣指定施設> 貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円、漁船1, 000万円のいずれか低い 額
- ④ 担保 保証若しくは担保
- ⑤ その他 農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む。

(4) 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

第4 中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行・信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫)の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4 その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

第5 住宅復興資金

1 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け、次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害復興住宅建設資金

- | | |
|---------|--|
| ① 貸付対象者 | 50%以上の被害を受けたもので、13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する者 |
| ② 貸付限度 | ・木造等 1, 100万円以内 ・耐火, 準耐火 1, 160万円以内 |
| ③ 土地取得費 | 770万円以内 |
| ④ 整地費 | 380万円以内 |
| ⑤ 償還期間 | ・木造 25年以内 ・順耐火 30年以内 ・耐火 35年以内 |

(2) 補修資金

- | | |
|---------|--|
| ① 貸付対象者 | 補修に要する費用が10万円以上で、住宅部分が1/2以上ある住宅を補修する者 |
| ② 貸付限度 | ・木造等 10万円以上590万円以下
・準耐火, 耐火 10万円以上640万円以下 |
| ③ 移転費 | 380万円以内 |
| ④ 整地費 | 380万円以内 |
| ⑤ 償還期間 | 20年以内 |

(3) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった被災地の市は、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

第6 租税・公共料金等の特例

1 税金の減免等

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

2 郵政事業

災害が発生した場合、公衆の被災状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い、及び援護対策を実施する。

(1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便事業株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

(2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は郵便事業者が指定した支店及び郵便局とする。

(3) 被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物(速達郵便物及び電子郵便物を含む)の料金免除を実施する。なお、取扱場所は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

(4) 相互協力

市は「災害時における相互協力に関する覚書」により必要な対応を要請することができる。

3 通信事業

(1) 東日本電信電話株式会社

「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

「FOMAサービス契約約款 料金表通則 31」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

4 電気事業

(1) 東京電力株式会社

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

第7 雇用等

1 離職者への措置

(1) 公共職業安定所、県により震災による離職者の情報が把握されることから市は情報交換等の連携に努める。

- (2) 災害救助法が適用された状況下で、市に労務需要が生じている場合は関係機関と連携の上、労働者のあっせんを受けることができる。

2 雇用保険の失業給付に関する措置

公共職業安定所による対策が講じられることから、市は周知、案内に努めるものとする。

3 被災事業主に関する措置

茨城労働局により労働保険料の納付等の特例措置が講じられることから、市は周知、案内に努めるものとする。

4 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため市は、生活保護の要件に適合している被災者に対し最低生活を保障する措置を実施する。

第8 被災者生活再建支援法の適用

市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1 被災者生活再建支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- ② 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- ③ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)
- ④ ①又は②に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第4号)
- ⑤ ③又は④に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で①～③に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第5号)
- ⑥ ③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、その自然災害により5(人口5万人未満の市町村にあつては2)世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第6号)

2 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

- ① 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- ② 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- ④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に

居住することが困難であると認められる世帯(②及び③に掲げる世帯を除く。)

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準

3 支援法の適用手続き

市は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告「被害状況報告票」で兼ねることができる。

なお、適用された場合は県により通知による連絡がある。

4 支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体 長期避難	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

(2) 単数世帯の場合(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体 長期避難	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

5 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② リ災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上速やかに県に送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。ただし、口座振替払いによる支援金支給ができないものについては、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第9 リ災証明書等の発行

市は、被災者の各種生活支援に必要とされる制度において被災者より求められる事実認定の証明書を適切に交付するものとする。

1 リ災証明書

市は、「行方市リ災証明書等交付要綱」並びに「行方市法人及び個人事業者リ災証明書等交付要綱」により被害の状況を適切に把握し、証明書を交付するものとする。なお、交付に向けた事務手続きは多岐に渡ることからあらかじめマニュアル等を整備し速やかな交付に向けた環境整備に努めるものとする。

2 被災後の一般的なスケジュール

応急対策から復旧・復興に対応が推移する中でリ災証明書の必要性が高まることから速やかに体制づくりを実施するものとする。以下に示すスケジュールは参考とし速やかな対応に努めるものとする。

- (1) 地震発生後 2 日～10 日
 - ① 判定士による応急危険度判定
 - ② 市職員による被災状況調査
- (2) 地震発生後 2 週間
 - ① 住宅相談
 - ② リ災証明申請・認定調査開始
- (3) 地震発生後 3～4 週間
 - ① リ災証明書の交付開始

3 住家の被害の程度と被害認定基準等

内閣府防災担当より示される「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や各種手引き十分活用し実施するものとする。

4 リ災証明書による様々な被災者支援策

被災者生活再建支援法による支援を主とし活用されるリ災証明書であるが、官民の独自支援を含めた様々な被災者支援策に活用される。各種制度により対象物、申請期限、必要項目等に違いがあることから円滑に発行ができるよう努めるものとする。

- (1) 給付 → 被災者生活再建支援法、義援金 等
- (2) 融資 → 住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
- (3) 減免・猶予 → 税の減免・猶予、社会保険料の減免、公共料金の減免 等
- (4) 現物給付 → 災害救助法に基づく住宅の応急修理、仮設入居 等

5 建物の被害調査

大震災による住家被害が発生した場合、住家の被害認定の他に、被災建築物応急危険度判定(応急危険度判定)や被災度区分判定といった建物調査が実施されることがある。これらは、それぞれ目的が違ふことから被災市民からの混同が生じないよう十分な周知が必要である。

また、これら制度は共通的な部分も多いことから必要な部分の情報共有に努めるものとする。

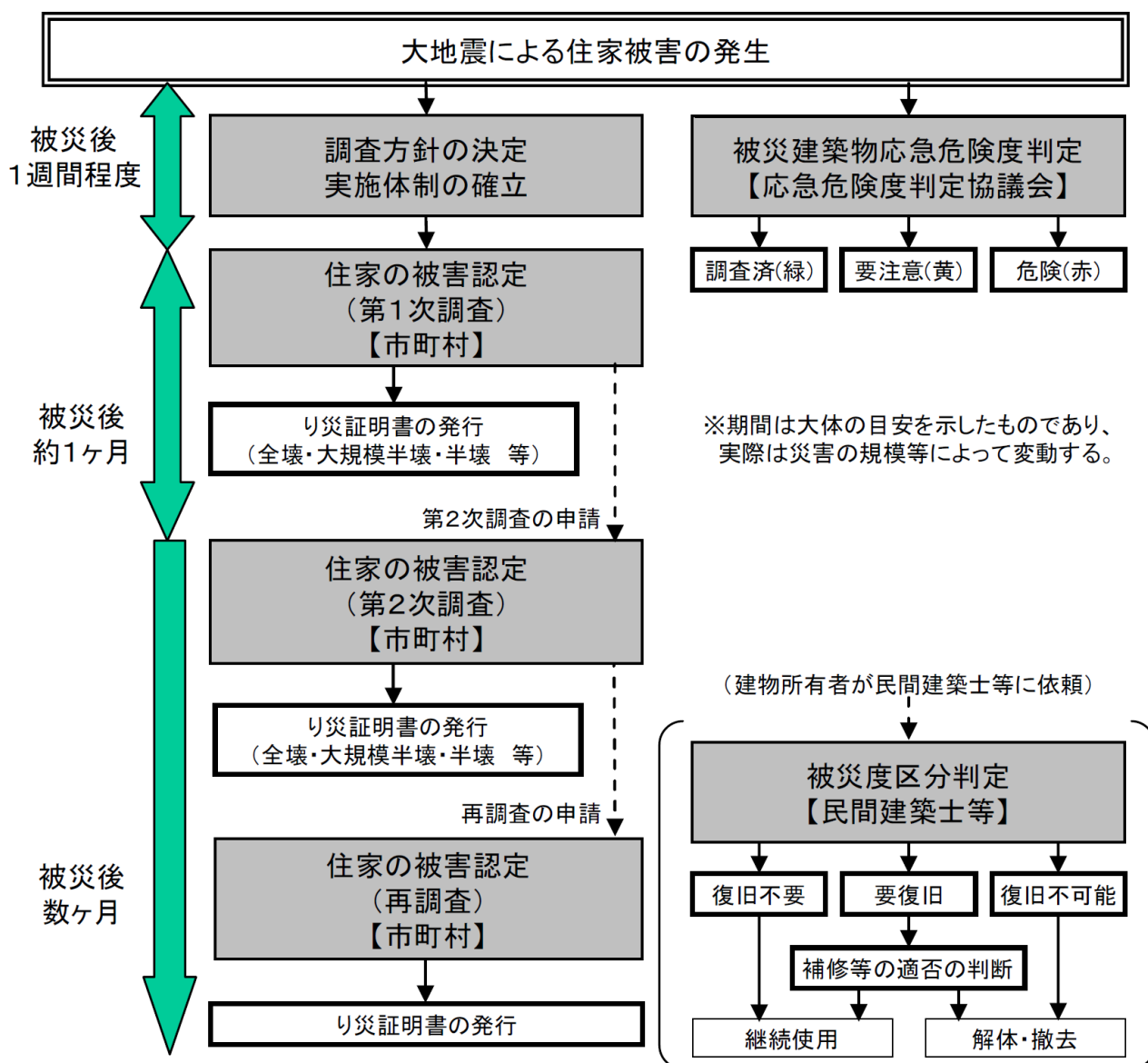
○建物被害調査の内容(参考)

	住家の被害認定	応急危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係るリ災証明書の発行	余震等による二次災害の防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市町村	市町村(都道府県・応急危険度判定協議会※が支援)	建物所有者
判定調査員	主に行政職員(リ災証明書発行は行政職員のみ)	応急危険度判定士(行政又は民間の建築士等)	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合(経済的被害の割合)の算出	当面の使用の可否	継続使用のための復旧の要否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査済	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	リ災証明書に判定結果を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知

※応急危険度判定協議会(全国被災建築物応急危険度判定協議会)

地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

＜大地震発生後の3つの建物被害調査の実施の流れ＞



第2節 被災施設の復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の設計又は、改良を行なう等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成する。

第1 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行なうため指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとること。

2 災害復旧事業計画

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関間で十分な調整を図り、計画を作成する。また、速やかに効果のあがるよう事業期間の短縮にも努めるものとする。主な災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (10) その他計画

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

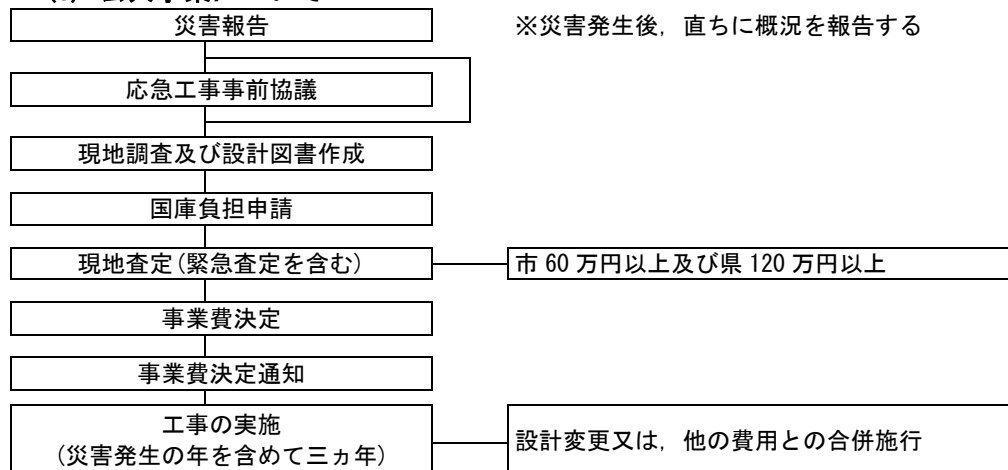
災対法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、県及び市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。

4 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるよう努める。

6 公共土木施設災害復旧の取扱い手続き（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の取扱い手続きは次のとおりである。

(1) 公共事業について**(2) 小災害の措置について**

上記以外の小災害(上記の国庫災害からはずしたものを含む。)で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

又は、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講じる等災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

第1 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号以下「激甚法」という。)並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」による。

第2 激甚災害指定の手続き

市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況を調査及びこれに対してとられた措置の概要を把握して早期に県知事に報告し、激甚法の指定手続に着手する。

第3 激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する緊急措置が完了するまでの間、次に掲げる次項について行うものとする。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度(災害対策基本法施行規則別表第 1 に定める事項)
- ⑤ 災害に対しとられた措置
- ⑥ その他必要な事項

第4 特別財政援助額の交付手続き等

市長は、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出するものとする。

第4節 復興計画の作成

地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

1 事前復興対策の実施

県及び市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。また、復興対策に必要な測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備しデータベース化を図るよう努める。

2 震災復興方針・計画の策定

市は、検討組織により震災復興方針を策定し、この方針に基づき震災復興計画の策定を行う。計画の主な事項は次のとおりである。

- ① 市街地復興に関する計画
- ② 産業復興に関する計画
- ③ 生活復興に関する計画
- ④ 実施事業の手法
- ⑤ 財源
- ⑥ 推進体制

3 震災復興事業の実施

市は、震災復興に関する専管部署を設置し、この部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

風水害等対策計画編

3. 風水害対策計画

第1章 風水害予防計画

本計画については、地震災害対策計画における「予防」を基本的に準用し対策を講じるものとする。

第1節 水政計画

第1 計画方針

この計画は、本市における洪水による水害を警戒、円滑かつ迅速な避難を確保し、これによる被害を軽減するため避難体制の整備など、必要な措置を講じ、住民その他公共施設の安全を確保するための計画とする。

第2 水害予防対策

1 河川の概要

○本市における河川概要

河川名	種別	管理主体	河川名	種別	管理主体
霞ヶ浦	1級河川	国	山田川	1級河川	県
北浦	〃	〃	武田川	〃	〃
雁通川	〃	県	城下川	〃	〃
蔵川	〃	〃	梶無川	〃	〃

○関係する河川の量水標所在地

河川名	水位標所在地		平水位	通報水位	警戒水位	危険水位	計画高水位	既往最高水位		零点高	管理者
	観測所	所在地						最 高水位	年月日		
北浦	白浜	行方市白浜	1.3	1.5 (1.4)	2.1 (1.5)	2.5 (2.1)	2.85	2.49	平 3.10.13	YP -0.113	国土交通省
霞ヶ浦 (西浦)	出島	かすみが うら市坂	1.3	1.5 (1.4)	2.1 (1.5)	2.5	2.85	2.5	平 3.10.14	YP -0.120	国土交通省

※1 () は暫定基準水位

2 水害予防対策

河川改修の進捗にあわせ、本市は次の水害予防対策に努める。

- (1) 定期的に排水不良箇所を点検し、溢水危険箇所については堤防の補強等その管理団体に防止策を要請する。未改修地域については、国、県関係機関に働きかけ改修促進を要請する。
- (2) 水田などの低地部に位置する宅地については、国、県に対して工事の促進を図るよう運動し、併せて用排水整備を図って営農体制を確立するものとする。
- (3) 被害を未然に防止するため樋管等の点検管理を行うとともに逐次排水施設等の検討を行う。

3 洪水予報河川対策

洪水予報河川については、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、円滑な避難の確保を図るために必要な事項等が記載された洪水ハザードマップ等を作成し、住民に配付すること。

(1) 避難マニュアルの作成

市は、避難の勧告・指示・避難準備（要配慮者避難）情報等について、国又は県及び水防管理者等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

○洪水予報河川

河川名	区域	担当官署名
霞ヶ浦 ・北浦	霞ヶ浦 ・北浦	霞ヶ浦河川事務所 水戸地方気象台 銚子地方気象台

(2) 周知及び訓練の実施

避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、消防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。

(3) 要配慮者への配慮

特に、要配慮者に配慮した情報伝達、避難支援体制についても、整備するものとする。

第2節 土砂災害予防計画

第1 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講じる。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の県指定への協力

県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。これに伴い本市は、県の指定にあたって、意見をのべ協力する。

急傾斜地の崩壊や地盤の液状化等による災害から住民を保護するため、情報の収集、伝達手段、警戒避難体制を整備し、防災体制の万全を期するものとする。

2 警戒避難体制の整備

警戒区域の指定があった場合、本市は地域防災計画に基づき、各警戒区域毎に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項、並びに警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を検討し、以下を実施するものとする。

(1) 避難マニュアルの作成

市は避難の勧告・指示・避難準備（要配慮者避難）情報等について、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(2) 周知及び訓練

円滑な避難の確保を図るために必要な事項等が記載された印刷物を配付し、住民に周知するものとする。また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。

(3) 要配慮者への配慮

市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制の整備を図るものとする。

3 土砂災害警戒区域等

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を関係機関と連携のもと推進する。

注：参考資料 第10節土砂災害警戒区域等の指定箇所による。

第2 がけくずれ等対策

本市の、がけくずれ・地すべり等災害が予想される危険な区域を次表に示す。

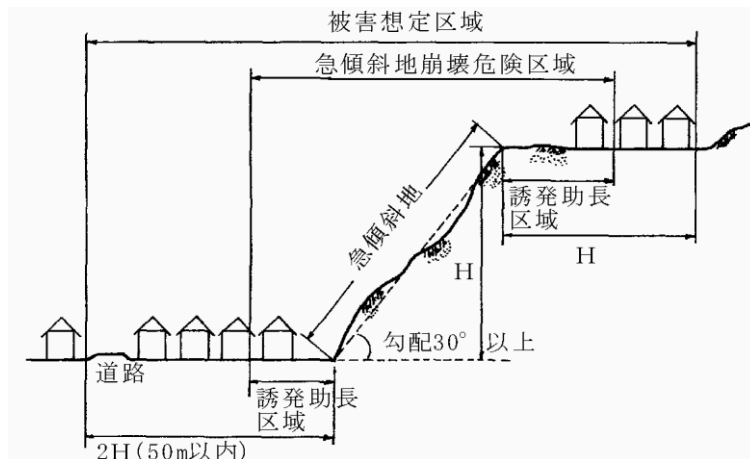
これらの被害を未然に防止し、又被害を最小限にとどめるためおおむね次のような対策を実施する。

○急傾斜地崩壊危険区域指定範囲

1 危険個所の実態調査及び防災パトロールの強化

本市においては、がけ崩れ災害を未然に防止し、又、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びがけ崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、その情報をもとに定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施する。

又、斜面判定士等の人材の育成及び活用を図る。なお、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整するものとする。



2 急傾斜地危険箇所数

I	II	III	計
65	26	36	127

注：危険箇所Ⅰとは、被害想定区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む)ある場所、危険箇所Ⅱとは、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所、危険箇所Ⅲとは、被害想定区域内に人家がないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所を指す。詳細の内容については茨城県地域防災計画(資料偏)による。

○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

指定箇所番号	箇所名	位置	勾配°	高さm	延長m	面積ha	人家戸	指定年月日	告示番号	備考
15	内谷津の2	小牧	60	5	40	0.25	-	49.1.31	81号	幼稚園
87	行方	於下	90	15	134	0.45	6	58.1.31	151号	
113	麻生矢幡	矢幡	48	40	147	1.453	7	62.5.21	865号	
137	麻生宿	麻生	31～34	18	245	1.39	14	元8.3	910号	
144	橋門第一	橋門	40	10～26	116	0.75	6	2.12.25	1499号	
147	島並	於下	45	15	130	0.68	7	3.3.14	314号	
175	善兵衛屋敷	籠田	30～70	14～20	156	0.822	5	5.3.11	304号	
169	新宮	新宮	41～45	7～11	205	0.99	5	5.2.25	214号	
183	橋門第二	橋門	35～65	10～18	120	0.673	7	6.3.31	478号	
113-1	麻生矢幡	矢幡	30～70	5～15	34.4	0.384	1	8.7.18	905号	
33	富士下	玉造甲	50	20	265	1.5	11	52.5.26	648号	
47	根本	玉造甲	45	16	136	0.57	10	54.8.20	1242号	
48	横町	玉造甲	45	11	77	0.22	7	54.8.20	1243号	
63	柄貝	玉造甲	45	16	180	0.78	7	56.2.5	143号	
91	加茂	玉造甲	45	15	145	0.53	5	58.10.6	1364号	
98	井上	井上	40	20	195	0.7	9	59.12.3	1466号	
140	山下	谷島	50～70	17～23	377	2.6	18	2.5.17	656号	
145	内宿	玉造甲	40～70	8～14	231	1.318	12	2.12.25	1500号	
149	井上	井上	40～70	14～20	191	0.891	9	3.5.20	609号	
165	吉川	吉川	50～55	20～25	240	2.52	12	5.2.12	148号	
167	井上-3	井上	35～76	5.5～13.5	254	1.201	8	5.2.25	211号	
168	井上-4	井上	32～57	5.1～6.7	121	0.41	5	5.2.25	212号	
170	町屋敷	西蓮寺	50	8～14	60	0.197	6	5.3.8	277号	
171	横須賀	手賀	40	5～15	263	0.692	8	5.3.8	278号	

173	諸井	玉造甲	40～50	6～9	150	0.742	8	5.3.8	281号
187	妙儀台	山田	30～70	5～20	235	1.430	12	6.4.11	531号
217	竹ノ塙	手賀	75	9～15	120	0.27	5	9.5.29	622号
218	西廓	手賀	45～55	6～15	255	0.56	10	9.5.29	623号
219	新宿	羽生	30～50	13～18	116	0.471	7	9.5.29	624号
221	内根	井上	30～55	5～11.5	85	0.1693	5	9.6.12	690号
222	西廓-2	手賀	30～75	7～22	430	1.53	9	9.6.12	691号
223	西谷-2	井上	40～50	5～8.55	160	0.23	5	9.8.18	900号
228	繁昌	繁昌	30～45	11～13	120	0.416	6	11.6.17	708号
229	宮作	井上	35～50	7～9	137	0.254	5	11.6.17	709号
242	前浦	籠田	30～70	12～20	144	0.596	5	14.3.11	234号
247	西蓮寺-1	西蓮寺	32～62	5～13.5	140	0.316	5	15.2.20	232号
248	西蓮寺-2	西蓮寺	32～60	5～9.6	400	1.073	11	15.2.20	233号
249	西蓮寺-3	西蓮寺	32～54	5～14.7	180	0.521	5	15.2.20	234号
251	三和	三和	30～75	7～30	340	1.58	5	15.2.27	268号
252	大田	藤井	31～54	5.2～8.2	97.9	0.21	5	15.2.27	269号
253	円道地	藤井	30～55	5.1～17.5	141.5	0.53	5	15.2.27	270号
254	小牧	小牧	31～59	9.9～22.4	460	3.71	15	15.3.24	440号
255	宮下	蔵川	30～70	6～36	215	1.26	10	15.4.3	521号
258	浜	浜	30～75	5～25	61.4	0.183	2	15.9.11	1428号
269	富田	富田	31～42	8～14	60	0.19	5	18.10.12	1152号
278	小牧-2	小牧	30～60	7～24	600	2.386	15	20.2.14	191号
33-1	富士下	玉造甲	34～45	8～16	70.76	0.309	1	24.12.20	1280号
289	山田	山田	30～40	11～26	458	2.666	11	25.10.17	1168号

注：出典 平成 27 年 3 月 茨城県地域防災計画（資料偏）

第 3 警戒避難体制の確立

がけ崩れの発生の恐れがある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な勧告又は指示及び伝達ができるよう、その必要な事項を定めるため昭和 44 年 8 月 20 日付消防防第 328 号「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について」の通知に準拠して危険地域の指定のないものについても警戒避難体制、パトロール、地域住民への連絡等の整備に努める。

注：資料編「地方自治体における風水害対策推進のための基礎資料について」（内閣府 平成 14 年 2 月）参照

第 3 節 防災まちづくり

第 1 道路

1 道路建設上配慮すべき事項

- (1) 平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- (2) 縦断線形、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- (3) 横断勾配、路面水を速やかに側溝に流下させるに必要なこう配をとる。
- (4) 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土おそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- (5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通水断面とする。
- (6) 排水側溝、路面水を処理し、速やかに排水路にみちびき、地下水が高く路面排水困難な所は盲暗渠等を施す。

2 道路防災事業計画

災害防除事業等により、災害の発生する恐れのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消をはかる。

第2 農地計画

1 ため池等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修に努める。

2 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずる恐れのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修に努める。

3 水質障害対策事業

農業用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するために、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備に努める。

第3 農業計画

1 農林漁業災害対策委員会の設置

激甚災害等の発生に対応し被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講じることを目的として設置する。委員会の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 災害の未然防止対策

① 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

② 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進するため、農業共済地域対応強化総合対策事業等を実施する。

(2) 災害の事後対策

① 県条例の迅速な適用

被害の状況に応じ、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例を迅速に適用し、被害農業者への助成措置を講じる。

② 制度資金の活用

県条例が適用されない小さな災害については被害農家の再生産が図られるよう農業経営維持安定資金（農林漁業金融公庫資金）の活用の推進を図る。

2 資材の確保

資材の確保は、以下の項目について、県及び農業関連団体に要請し整備を図る。

(1) 防除器具の整備

県有及び市の病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう関係団体等を通じて必要量の備蓄を行う。

(3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

3 家畜対策

家畜対策は、以下の項目について、県及び農業関連団体に要請し整備を図る。

(1) 低湿地畜舎は周囲の土盛り、排水路の整備を行う。

- (2) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。
- (3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

第4 下水道等整備の推進

1 雨水排除対策

台風などによる浸水・床下浸水被害は、市街地内での排水施設の未整備によるものと、湖岸や河川に隣接した滞水しやすい地形に立地した家屋に見られる。従って、市街地における下水道等排水施設整備の推進に努めるとともに水害を受けやすい宅地地盤の周知と災害に強い家づくり、まちづくりへの啓発並びに指導に努める。

第4節 防災教育・訓練

1 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水の恐れのある地域の選定に努め、実施については関係機関と緊密な連絡を図りつつ、必要と認める場合は他の関連する訓練と併せて実施するものとする。

第2章 風水害応急対策計画

本計画については、地震災害対策計画における「応急対策」を基本的に準用し対策を講じるものとする。

第1節 動員計画

第1 職員の動員配備体制の決定

1 警戒体制

気象情報及び被害情報等に基づく総務部員の報告をもとに、総務部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

2 非常体制

総務部員の報告をもとに、総務部長が状況を市長に報告し、市長が決定する。ただし緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、市長公室長が代行する。なお、市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長が代行する。

3 決定者

上記 1 と 2 の決定者は次のとおりとする。

○職員の動員配備体制の決定

体制	決定者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	総務部長	市長公室長	保健福祉部長
非常体制	市 長	副市長	教育長

第2 配備体制及び災害対策本部等の設置基準

○職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準

種類	設置基準等	配備人員	災害対策本部の設置
風水害			
連絡体制	次の警報の1以上が市内に発表されたとき (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)暴風警報 (4)大雪警報 (5)暴風雪警報 市長がこの体制を命じたとき	・防災担当課防災担当職員3名以上 ・防災担当課長が命ずる職員	
警戒第一体制	おおむね12時間後に災害が発生する恐れがある場合若しくは局地災害が発生した場合 市長がこの体制を命じたとき	・課長級以上職員全員 ・施設管理者並びに施設管理者が指定する者 ・防災担当課係長級以上職員全員 ・道路等担当課係長級以上職員全員 ・防災担当職員全員 ・その他所属長が指定する職員	
警戒第二体制	事態が切迫し、市内に災害が発生すると確実視される場合、若しくは既に発生した場合 市長がこの体制を命じたとき	・課長級以上職員全員 ・施設管理者並びに施設管理者が指定する者 ・防災担当課職員全員 ・道路等担当課職員全員 ・所属長が指定する者（所属員の1／3以上）	必要に応じ災害対策本部を設置
非常体制	災害が拡大し、警戒第二体制では対応できない場合 市長がこの体制を命じたとき	・全員	災害対策本部を設置

※廃止基準、配備人員等の運用については地震災害対策計画によるものとする。

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 霞ヶ浦・北浦洪水予報、利根川下流部洪水予報

霞ヶ浦河川事務所並びに水戸地方気象台及び鉾子地方気象台が共同で発表する霞ヶ浦・北浦洪水予報、及び国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表する利根川下流部洪水予報（注意報・警報又は情報）は、霞ヶ浦河川事務所等が県河川課に通報し、工事事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課に通報し関係市町村に伝達する。また、水戸地方気象台からNTT東日本へも伝達し、NTT東日本の通信系統により関係市町村に伝達される。この場合、警報の標題のみの伝達となる。

第3節 水防計画

第1 計画方針

この計画は、本市における洪水による水害を警戒し、かつ、防御して、これによる被害を軽減し、もって住民その他公共諸施設の安全を確保するための計画とする。

第2 水防組織

本市における水防活動は、消防組織を中心とし、各関係機関と密接な連携と協力のもとに推進する。

第3 水防非常配備態勢の基準

水防警報等が発せられた場合における出動準備及び出動の基準は、国土交通省霞ヶ浦河川事務所洪水対策計画書による水防警報の種類・内容発表基準の待機、準備、出動、指示、情報、解除に準じる。

第4 警報の伝達

水防法に基づく予報又は警報の伝達を受けた場合、水防管理者である市長が必要と認めたときは、水防関係機関等にこれを伝達するとともに、次の方法により一般住民に周知するものとする。

1 消防署

サイレンの吹鳴、広報車等による市内巡回伝達等、周知の徹底と消防団に対する連絡の徹底

2 消防団

サイレンの吹鳴、巡回広報等による周知の徹底

3 本市

市防災行政無線、防災対応型エリア放送の利用、広報車等による市内巡回伝達を実施し、住民への周知を徹底

第5 応援

水防法第16条の規定に基づき水防管理者は緊急の必要のあるときは、他の水防管理者、消防団長に対し応援を求めることができる。

第6 避難のための立ち退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められているとき、水防管理者は水防法第22条の規定により必要と認められる区域の居住者に対し、消防車、広報車等により立ち退き又はその準備を指示するとともに警察署長に通知する。これらを実施するため水防管理者は、警察署長、その他関係機関と協議のうえ事前に避難計画を作成して周知しておくものとする。

避難指示、避難勧告、避難準備を発令したときには、災害対策基本法に基づき県に報告するとともに、申し合わせによりテレビ、ラジオの放送事業者に対しても、「災害時における放送要請に関する協定(NKK・茨城放送)」に基づき「放送要請の手続き」の様式(参照：茨城県地域防災計画資料編 協定及び広域応援)により発令について連絡する。

第7 水防報告と水防記録

災害対策本部長に報告する事項は次のとおりとし、作成した記録は、これを保管しなければならない。

- (1) 天候状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 消防団員(水防員)又は消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防、その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第21条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその理由
- (10) 応援の状況
- (11) 警察の援助状況
- (12) 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- (13) 現場指揮者名
- (14) 水防関係者の死傷の有無
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (17) 堤防、その他の施設について緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- (18) その他必要な事項

第4節 農業の応急対策

第1 農地の応急対策

1 計画方針

農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずる恐れがある場合は、応急ポンプ排水等の応急仮設工事を行う。

2 農業用施設

(1) 堤防

ため池等の堤防ののり崩れの場合における腹付工、及び土止杭棚工事を行う。

(2) 水路

素堀仮水路の設置、及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

3 頭首工

一部被害の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

4 農道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

第2 農業の応急対策

1 農作物の応急措置

災害時には、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

2 家畜の応急措置

(1) 風害

- ① 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること。
- ② 外傷家畜の治療と看護に努めること。
- ③ 事故畜等の早期処理に努めること。

(2) 水害

- ① 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図ること。
- ② 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること。
- ③ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当を行うこと。
- ④ 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること。
- ⑤ 必要に応じ発病が予想される家畜感染症の緊急予防注射を実施すること。

第3章 風水害復旧・復興対策計画

本計画については、地震災害対策計画における「復旧・復興」を基本的に準用し対策を講じるものとする。

4. 航空災害対策計画

本計画は、市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定め、災害予防計画については、航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関が平常時から次に掲げる対策を実施する計画とする。

第1章 災害予防計画

本計画は、地震災害対策計画における「予防」を基本的に準用し対策を講じるものとする。

第1節 茨城県と本市の航空状況

本県には、公共用飛行場が1か所(つくば)、非公共用飛行場が2か所(阿見・龍ヶ崎)、非公共用ヘリポートが3か所(宍戸・前山下妻・県庁)及び自衛隊の飛行場が2か所(霞ヶ浦(陸上自衛隊)、百里(航空自衛隊))がある。また、成田、羽田及び百里の管制区が設定され、さらに茨城空港の開港による民間旅客機の運行に伴い航空機の運航事故想定による対策の必要性が高まっている。

第2節 航空交通の安全のための情報の充実

本市は、以下の情報体制と緊密な関連を保つように努める。

第1 安全確保情報伝達体制の確保

成田空港事務所は、航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。

第2 気象情報発表伝達体制の確保

水戸地方気象台は、航空機の安全にかかわる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。

第3 航空交通の安全情報の活用

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因等に分類、整理し、事故予防のために活用し必要な措置を講じるものとする。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡

本市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え、茨城県・県警察本部、成田空港事務所、公共機関、航空運送事業者等機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

本市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

2 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、本計画 2. 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備に準じるものとする。

第2 災害応急体制の整備

1 職員等の体制

本市職員及び自主防災組織、地域防災協力員を含む防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、職員等に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

1 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、本市及び防災関係機関は、現状の救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶、航空機等の把握を行い、備える機材で対応が不足することが予想されるものについて、応援先との連携による対応に努めるものとする。

2 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本計画 2. 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第3節 地震被害軽減への備えに準じるものとする。

第4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、本計画 2. 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくりに準じるほか、次により実施するものとする。

- ① 信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。
- ② 災害時の交通規制を円滑に行うため、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

第5 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第2章 災害応急計画

災害応急計画は、航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。なお、地震災害対策計画における「応急対策」を基本的に準用し対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1 災害情報の収集・連絡

1 航空事故情報等の収集・連絡

○発見者

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報しなければならないものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

○成田空港事務所

航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合、事故情報等の連絡を県に行うものとする。

○県(生活環境部)

成田空港事務所又は自衛隊等から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡するものとする。また、県に航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ、運輸省等に連絡するものとする。

○本市

航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。

○自衛隊

自衛隊機による事故災害発生の場合は、陸上自衛隊又は航空自衛隊は速やかに県及び関係機関に連絡するものとする。

○航空運送事業者

自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を成田空港事務所へ連絡するものとする。また、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに成田空港事務所へ連絡するものとする。

2 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

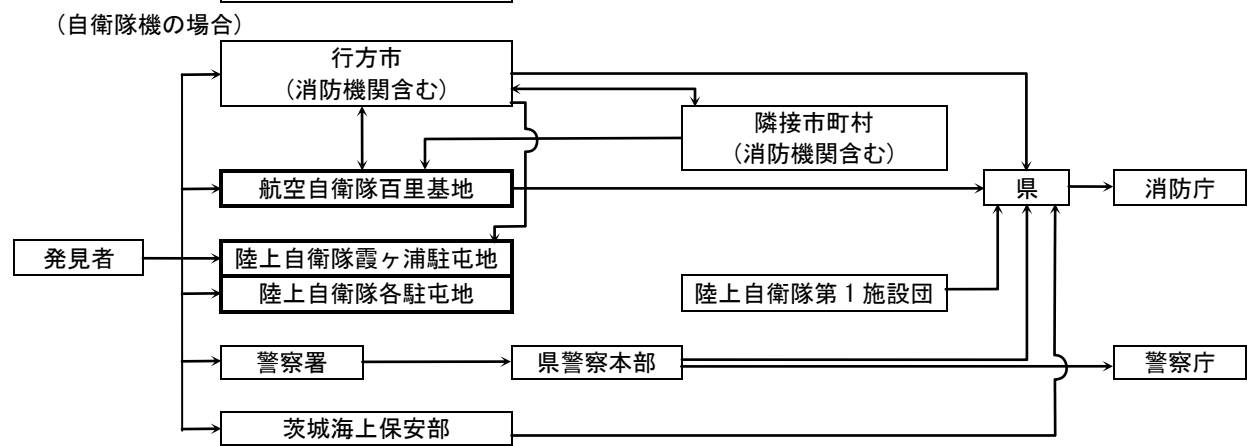
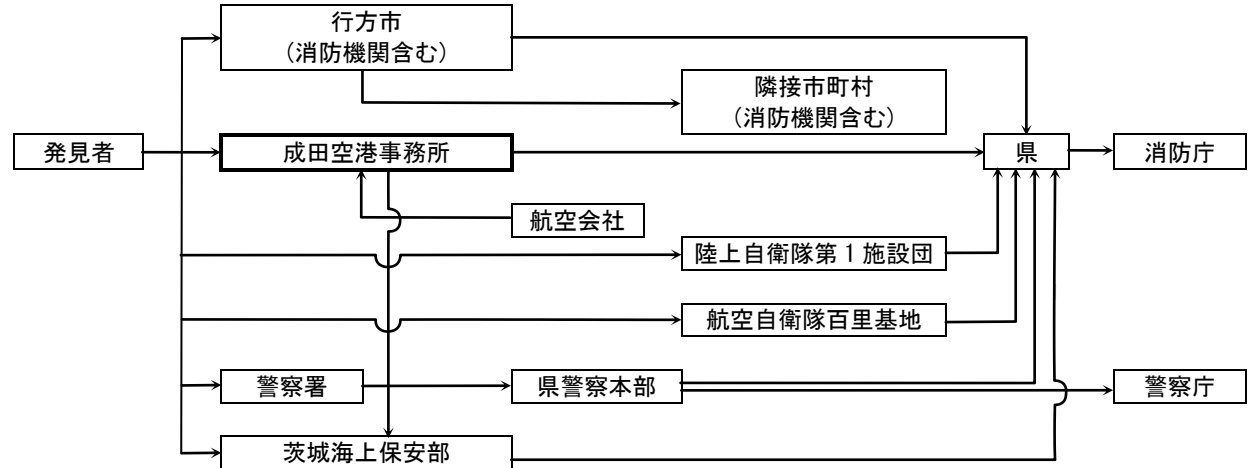
○航空事故情報等の連絡先一覧表

機関名	担当部署	電話番号・(夜間・休日の場合)	
消防庁	〔宿直室〕	03-5253-7777	(同左)
成田空港事務所	航空管制情報官	0476-32-6410 又は 6411	(同左)
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304	(同左)
陸上自衛隊第1施設団(古河)	第3科	0280-32-4141 内線 236	(同 内線 203)
陸上自衛隊関東補給処(霞ヶ浦)	警備課	029-842-1211 内線 2410	(同 内線 2302)
航空自衛隊第7航空団(百里)	防衛班	0299-52-1331 内線 231	(同 内線 215)
茨城県	防災・危機管理課	029-301-8800	(同左)
茨城県警察本部	警備部警備課	029-301-0110 内線 5751	(同左)
行方市	総務課	0299-72-0811	(同左)
鹿行広域消防本部	指令室	0291-34-2119	(同左)

第2 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、防災関係機関とは応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○航空事故情報等の収集・連絡系統図
(民間機の場合)



第2節 活動体制の確立

本市の活動体制は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

なお、職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本計画 1.地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第1節 組織計画・初動対応に準じる。

○職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準

種類	設置基準等	配 備 人 員	災害対策本部 の設置
航空災害			
警戒体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生する恐れのあるとき、又は、その他の状況により総務部長が必要と認めたとき ●廃止基準 航空事故による多数の死傷者等の発生の恐れがなくなったとき	・課長級以上職員全員 ・施設管理者並びに施設管理者が指定する者 ・防災担当課係長級以上職員全員 ・道路等担当課係長級以上職員全員 ・防災担当職員全員 ・その他所属長が指定する職員	
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生したとき、又は、その他の状況により市長が必要と認めたとき ●廃止基準 航空事故の応急対策が概ね完了したとき、又は、その他市長が必要なしと認めたとき	・航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部 を設置

第1 広域的な応援体制

本市において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本計画 2. 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・派遣に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

第2 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合には、直ちに要請するものとする。

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1 搜索活動

災害の状況により、県（生活環境部、警察本部）および消防機関と相互に連携して搜索を実施するものとする。

第2 救難、救助・救急及び消火活動

被害状況の早急な把握に努め、消防機関と連携し化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動に協力する。又は自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたるとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体 の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するための情報を収集し応援を要請するものとする。

第3 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとし、本市は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、本計画 2. 地震災害対策計画 第1章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

第4節 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、本市等が行う避難勧告等については、本計画 2. 地震災害対策計画 第1章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策に準じて実施するものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。又は、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本計画 2. 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達に準じるほか、次により実施するものとする。

第1 情報伝達活動

航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

伝達内容は、以下のとおりとする。

- ・本市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

第2 関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置・人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7節 遺族等事故災害関係者の対応

県および応援機関と連携し、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫、遺体の処理、清掃、障害物の除去等については、本計画 2. 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理に準じて実施するものとし、特に、本市にあつては、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

第3章 災害復旧計画

本計画については、地震災害対策計画における「復旧・復興」を基本的に準用し対策を講じるものとする。

5. 道路災害対策計画

本計画は、市内において大規模な道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防計画

本計画は、地震災害対策計画における「予防」を基本的に準用し対策を講じるものとする。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の伝達

本市は、大規模な道路災害にかかわる水戸地方気象台が発表する予・警報情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための施設及び設備の充実を図るものとする。

第2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

第2節 道路施設等の管理と整備

第1 管理する施設の巡回及び点検

本市及び各道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

第2 安全性向上のための対策の実施

本市及び各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集、連絡

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

2 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、本計画 2. 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備に準じるものとする。

第2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

1 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、本市及び防災関係機関は、現状の救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶、航空機等の把握を行い、手持機材で対応が不足することが予想されるものについて、応援先との連携による対応に努めるものとする。

2 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本計画本計画 2. 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第3節 地震被害軽減への備えに準じるものとする。

第3 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、本計画 2. 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第3節 地震被害軽減への備えに準じるものとする。

第4 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な道路事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第2章 災害応急計画

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。なお、地震災害対策計画における「応急対策」を基本的に準用し対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1 災害情報の収集・連絡

1 道路災害情報等の収集連絡

○発見者

道路災害の発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防署員又は道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

○道路管理者

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は速やかに被害状況を鉾田工事事務所に連絡するものとする。

○県(生活環境部・土木部)

国土交通省常陸河川国道事務所鹿島出張所等の関係機関から受けた情報を本市及び関係機関等へ連絡するものとする。

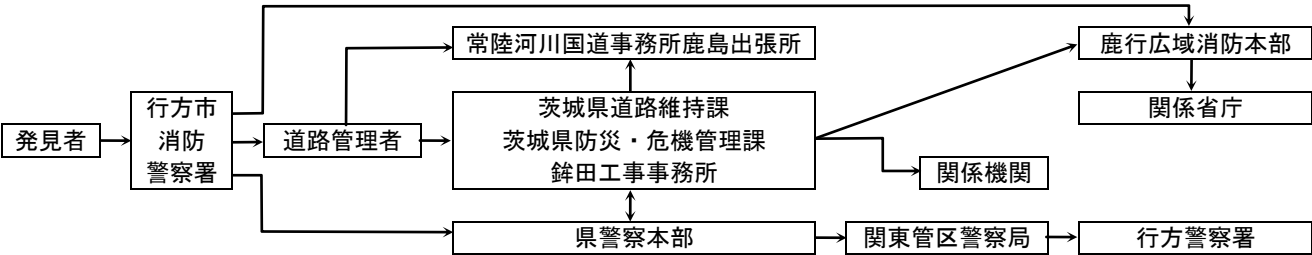
また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡するものとする。

○本市

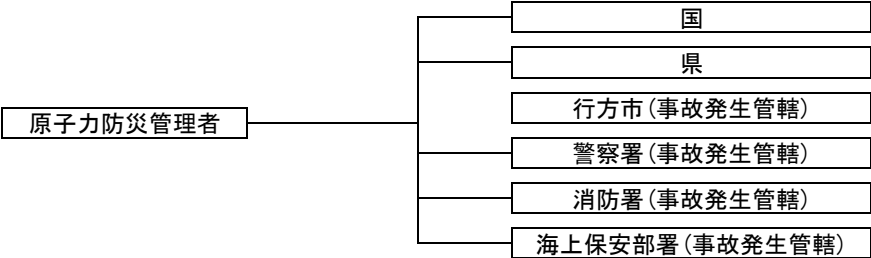
大規模な道路災害の発生又は発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県(防災・危機管理課)に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

第2 道路災害情報等の収集・連絡系統

○道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先



○核燃料物質等の事業所外運搬中の災害の連絡先



○道路災害連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号・(夜間・休日の場合)
行方市	総務課	0299-72-0811 (同左)
行方市	都市建設課	0299-55-0111 (同左)
鉾田工事事務所	道路管理課	0291-33-2141
消防庁	防災課	03-5253-7525 (宿直室 03-5253-7777)
茨城県	道路維持課	029-301-4459 防 600-8241
茨城県	防災・危機管理課	029-301-8800 (同左)
行方警察署	警備課	0299-72-0110
鹿行広域消防本部	指令室	0291-34-2119

第2節 活動体制の確立

本市の活動体制は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本計画 2.地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第1節 組織計画・初動対応に準じる。

○職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準

種類	設置基準等	配 備 人 員	災害対策本部の設置
道路災害			
警戒体制	道路災害により、多数の死傷者が発生する恐れのあるとき、又は、その他の状況により総務部長が必要と認めたとき ●廃止基準 道路災害による多数の死傷者等の発生の恐れがなくなったとき	・課長級以上職員全員 ・施設管理者並びに施設管理者が指定する者 ・防災担当課係長級以上職員全員 ・道路等担当課係長級以上職員全員 ・防災担当職員全員 ・その他所属長が指定する職員	
非常体制	道路災害により、多数の死傷者等が発生したとき、又は、その他の状況により市長が必要と認めたとき ●廃止基準 道路災害の応急対策が概ね完了した場合、又は、その他市長が必要なしと認めたとき	・道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置

第1 広域的な応援体制

本市において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本計画 2. 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・派遣に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

第2 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合には、直ちに要請するものとする。

本市においては、本計画 2. 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・派遣に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急活動

災害の状況により、県(生活環境部、警察本部)および消防機関と相互に連携して捜索を実施するものとする。

第4 救難、救助・救急及び消火活動

被害状況の早急な把握に努め、消防機関と連携し化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動に協力する。また、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたり、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体确保安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するための情報を収集し応援を要請するものとする。

第3節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第4節 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、茨城県風水害等対策計画編 7 危険物等災害対策計画に準じ行うものとする。

第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。

災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努めるものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本計画 2. 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達に準じるほか、次により実施するものとする。

第 1 情報伝達活動

道路災害の状況，安否情報，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際，聴覚障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕付き放送，文字放送によるものとする。

伝達内容は，以下のとおりとする。

- ・本市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示，勧告及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

第 2 関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後，速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置・人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第 7 節 防疫及び遺体の処理

県および応援機関と連携し，遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに，地域住民やバス会社等の協力を得て，輸送等の各種サービスを実施し，遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第 8 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質及等の事業所外運搬中に原災法第 10 条第 1 項前段に規定された通報すべき事象（以下，「特定事象」という。）が発生した場合は，次により，原子力事業者等，国，県は連携して，応急対策を実施するものとする。

第 1 原子力事業者等

原子力防災管理者は，核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合，原災法に基づき，国，県，事故等の発生場所を管轄する市町村，警察機関，消防機関，原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて，主要な機関等に対しては，その着信を確認するものとし，以後，応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は，事故等発生後直ちに適当な方法により，立入制限区域の設定，汚染や漏えいの拡大防止対策，遮へい対策，モニタリング，消火や延焼の防止，救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし，併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し，消防機関，警察機関と協力して応急対策を実施するものとする。さらに，必要に応じ，他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行い，応急対策に万全を期するものとする。

第 2 国

国は，核燃料物質等の運搬中の事故により，特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には，速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。さらに，原災法第 15 条に規定された原子力緊急事態に至った場合には，同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発するとともに，原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し，原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

第3 本市(消防機関)

事故の通報を受けた本市(消防機関)は、直ちにその旨を県(生活環境部原子力安全対策課)に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

第4 県(警察本部、警察署)

事故の通報を受けた警察機関は、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な対応を行うものとする。

第5 県(生活環境部)

県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するほか、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講じるものとする。

第3章 災害復旧計画

本計画については、地震災害対策計画における「復旧・復興」を基本的に準用し対策を講じるものとする。

6. 林野火災対策計画

本計画は、本市において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防計画

本計画は、林野火災の発生を未然に防止するため、平常時から次に掲げる対策を講じるものとし、地震災害対策計画における「予防」を基本的に準用するものとする。

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるので、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

第2 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又はは拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講じるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

2 通信手段の確保

県と連携し、防災情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保するとともに、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システムの運用に支障がないよう環境を整える。

一方、住民に対する災害情報等を広報するため防災行政無線の整備を推進するものとする。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

非常通信体制を含めた林野火災時における通信手段については、本計画 2. 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第2節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備に準じるものとする。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

○林野火災対策連絡協議会

県内における大規模林野火災に対処するために、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置した林野火災対策連絡協議会において情報交換等を積極的に実施する。

3 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努めるものとする。

第3 救助・救急、医療活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、車両、航空機等の整備に努めるものとする。

また、迅速な医療活動実施のため、本計画 2.地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策に準じて事前対策を講じるものとする。

第4 消火活動への備え

防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

第5 緊急輸送活動への備え

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。又は、事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して要配慮者に配慮した避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備するものとする。

第7 防災関係機関等の防災訓練の実施

様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。

第3節 防災活動の促進

林野へ入る者に対する啓発を実施するとともに、広報誌掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努めるものとする。

第2章 災害応急計画

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次の対策を講じるものとする。なお、地震災害対策計画における「応急対策」を基本的に準用し対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

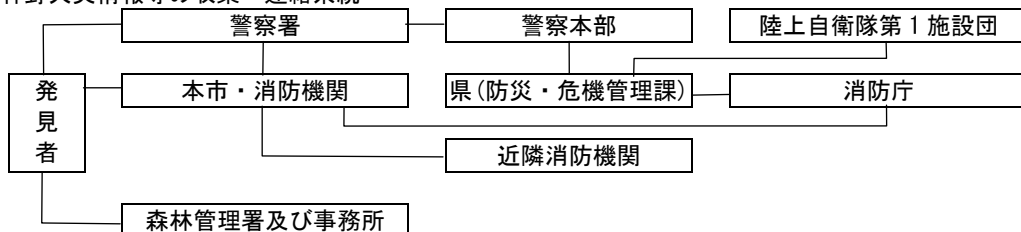
第1 災害情報の収集・連絡

1 林野火災情報の収集・連絡

火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

2 林野火災情報等の収集・連絡系統

○林野火災情報等の収集・連絡系統



○連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)
陸上自衛隊 第1施設団	第3科	0280-32-4141 (団当直長内線 203) 内線 236
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 (総合当直) 内線 5751 内線 3571

3 応急対策活動情報の連絡

応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2節 活動体制の確立

本市の活動体制は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、本計画 2.地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備に準じる。

○職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準

種類	設置基準等	配備人員	災害対策本部の設置
林野火災災害			
警戒体制	林野火災により、多数の死傷者等が発生する恐れのあるとき、又は、その他の状況により総務部長が必要と認めたとき ●廃止基準 林野火災による多数の死傷者等の発生の恐れがなくなったとき	・課長級以上職員全員 ・施設管理者並びに施設管理者が指定する者 ・防災担当課係長級以上職員全員 ・道路等担当課係長級以上職員全員 ・防災担当職員全員 ・その他所属長が指定する職員	
非常体制	林野火災により、多数の死傷者等が発生したとき、又はその他の状況により市長が必要と認めたとき ●廃止基準 林野火災の応急対策が概ね完了したとき、又は、その他市長が必要なしと認めたとき	・林野火災応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置

第1 広域的な応援体制

本市内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本計画 2.地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・派遣に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

第2 救助・救急活動

被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、災害対策本部、現地災害対策本部を設置し、県・国の各機関に応援を要請するものとする。

第3 医療活動

林野火災発生時に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には、茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第5「応急医療」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行うものとする。

第4 地上消火活動

本市において林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。

自主防災組織および住民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

第5 空中消火活動

本市が空中消火を要請した場合は、県が設置する現地指揮本部の指揮のもとに協力し連携に務める。

空中消火基地は、消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。本市において空中消火の実施が決定された場合は、県（防災・危機管理課）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決めるものとする。

空中消火用資機材等は、県内4カ所（石岡市消防本部、常陸大宮市消防本部、高萩市消防本部・茨城県消防学校）に管理されている消火薬剤散布装置をヘリコプターの機体下部に吊るし、上空から散水、又は消火薬剤を散布する。

- ・県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準
- ・地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。
- ・その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。
- ・自衛隊ヘリコプターの派遣

第3節 緊急輸送のための交通の確保

第1 交通の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

又は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第4節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本計画 2.地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備に準じるほか、次により実施するものとする。

第1 情報伝達活動

林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。

第2 その他必要な事項

関係者からの問い合わせに対する対応は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第5節 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努めるものとする。

第3章 災害復旧計画

本計画については、地震災害対策計画における「復旧・復興」を基本的に準用し対策を講じるものとする。

7. その他

第1節 原子力災害対策について

第1 基本方針

原子力災害対策については、「茨城県地域防災計画原子力災害対策計画編」によるものとする。

第2 関係する取組

原子力災害における避難計画は、国の防災基本計画等に基づき、原子力発電所からおおむね30キロメートルの範囲、いわゆるUPZ圏内の市町村が策定することになっており、茨城県によりその取り組みを支援するため、広域的な避難先、避難経路、輸送手段など基本的事項を定めた「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」が平成27年3月に策定されている。

原子力災害については、国・県等により必要とされる計画が順次示されることから内容を精査しながら、他自治体と連携を図り対応するものとする。

その他、東日本大震災における福島第一原子力発電所事故に起因する、原子力災害の公的関係機関等における調査・研究等に関しては積極的に協力をするものとし、情報の収集に努めるものとする。

第2節 津波災害対策について

平成24年3月に改定がなされた茨城県地域防災計画において、「減災」の考え方に基づき海岸保全施設等のハード整備と、「避難」を中心とするソフト対策の組み合わせによる津波対策強化の観点から、「津波災害対策計画編」が独立編として設けられた。

また、茨城沿岸津波対策検討委員会の検討結果として、平成24年8月24日付にて「目指すべき堤防高」と「津波浸水想定」が公表されている。

本市の状況としては、地理的關係より影響が少ないと見込まれるが、他自治体との連携等の観点より必要な対応が求められると考えられる。

本市への直接的・間接的両側面に対する影響について、情報の把握に努め、適切に対応するものとする。

※参考資料「茨城県津波浸水想定図全体図」参照

第3節 竜巻・突風災害対策について（風水害対策関連別記）

竜巻・突風災害については、国の竜巻等突風対策局長級会議により検討内容に関し報告・公表されている。

本市については、茨城県地域防災計画に加え、この内容に基づき対応を検討・実施していくものとする。基本的な対策として、住民に対し、竜巻等に対する理解を深めるべく対処行動等の普及啓発に努めるものとする。

8. 参考資料

第1節 気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動，屋内の状況，屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが，地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には，揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が，揺れを感じる。眠っている人の中には，目を覚ます人もいる	電灯などのつり下げ物が，わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが，揺れを感じる。歩いている人の中には，揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が，目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが，揺れを感じる。眠っている人のほとんどが，目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ，棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が，倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて，揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が，恐怖を覚え，物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ，棚にある食器類，書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり，不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が，物につかまらなさと歩くことが難しいなど，行動に支障を感じる。	棚にある食器類や，書棚の本で，落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり，停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し，倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下することがある。

6 強	立っていることができず、はわなと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂（※1）や液状化（※2）が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが発生し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある（※3）。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある（※）。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動（※）による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油タンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第2節 災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表

保健福祉部福祉指導課扱				発生 被害状況報告表 中間 様式 決定		
平成 年 月 日 時現在						
行 方 市						
① 災害発生の日時						
② 災害発生場所						
③ 災害発生の原因						
④ 被災の状況						
区 分			棟	世 帯	人	備 考
ア	人的被害	死者				
イ		行方不明者				
ウ		負傷者	重傷			
エ			軽傷			
オ	住家被害	全壊・全焼又は流失		棟	世帯	人
カ		半壊又は半焼				
キ		一部破損				
ク		床上浸水				
ケ		床下浸水				
⑤ 救助の措置						
救助の種類						
区 分						
ア 既に措置したもの						
イ 今後措置を要するもの						
⑥ その他の特記事項						
平成 年 月 日 時報告						
茨城県保健福祉部長殿						
(報告者)				市災害対策本部長		
報告書作成者 職 氏 名				(印)		
注： 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。						
2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。						

第3節 被害の認定基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (大規模半壊)	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
住家半壊 (半壊)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊があるもの、すなわち、住家の損壊があるが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%未満のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

※「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第4節 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,404,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内に着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡、2,404,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																						
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発 生の日 から10 日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額																																						
		2 下記金額の範囲内		2 現物給付に限ること																																						
		<table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上1人を増すごとに加算する額</td></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全流失</td><td>夏季</td><td>円 17,500</td><td>円 22,600</td><td>円 33,300</td><td>円 39,900</td><td>円 50,500</td><td>円 7,400</td></tr><tr><td>冬季</td><td>29,000</td><td>37,500</td><td>52,300</td><td>61,300</td><td>77,000</td><td>10,500</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半床上浸水</td><td>夏季</td><td>5,700</td><td>7,700</td><td>11,600</td><td>14,000</td><td>17,700</td><td>2,400</td></tr><tr><td>冬季</td><td>9,200</td><td>12,200</td><td>17,100</td><td>20,300</td><td>25,800</td><td>3,300</td></tr></table>	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	全壊 全流失	夏季	円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400	冬季	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500	半壊 半床上浸水	夏季	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400	冬季	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300		
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																			
全壊 全流失	夏季	円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400																																			
	冬季	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500																																			
半壊 半床上浸水	夏季	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400																																			
	冬季	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300																																			
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発 生の日 から14 日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	患者等の移送費は別途計上																																						
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	妊婦等の移送費は別途計上																																						
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発 生の日 から3日 以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 一世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から（教科書）1月以内、（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 199,000円 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 〔但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり〕	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒、縫合等） 1体当たり3,300円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 （検 索） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 137,500円以内	災害発生の日から10日以内 〔但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり〕	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実 施が認めら れる期間以 内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第 10条第1号から第4号ま でに規定する者	1 人 1 日当たり 医師及び歯科医師 22,700円以内 薬剤師, 診療放射線技師, 臨 床検査技師, 臨床工学技師及び 歯科衛生士 17,100円以内 保健師, 助産師, 看護師及び 准看護師 16,900円以内 救急救命士 17,100円以内 土木技術者及び建築技術者 17,600円以内 大工 17,800円以内 左官 17,900円以内 とび職 16,800円以内	救助の実施 が認められ る期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別 途に定める額

第5節 災害救助法の概要

1 災害救助法の概要

・救助の実施機関

救助は国の責任において行われるものであるが、その実施については、知事に全面的に委任されており、知事が国の機関として救助の実施に当たる。

知事は、避難所の設置、炊き出し等最も緊急を要する救助及び学用品の給与等市町村において実施することが適切であるものについては、その救助に関する職権の一部を市町村長に委任して実施する。

市町村長は知事の委任を受けた救助を実施するほか、法による救助に関して知事を補助する。また、本法の適用基準に満たない小災害については、災害対策基本法第5条及び第62条により市町村長が所用の対策を講じて被災者の救助の実施にあたらなければならない。

・救助の種類（茨城県災害救助法施行細則により救助の程度・限度額等を規定）

- （1）収容施設の供与（避難所、応急仮設住宅の設置）
- （2）炊き出しその他の食品の給与及び飲料水の供給
- （3）被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産
- （5）災害にかかったものの救出
- （6）災害にかかった住宅の応急修理
- （7）学用品の給与
- （8）埋葬
- （9）遺体の搜索及び検案・個人識別、処理
- （10）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼしているものの除去

・費用

県及び国は、市町村が災害救助に要した費用を負担する。負担率は、概ね1/2ずつである。

茨城県では、法第44条の規定に基づき、市町村長が救助を実施した場合、その費用については市町村が一時繰替支弁するものとする。

2 災害救助法適用時の事務の流れ

【被害状況の報告】

被害状況報告…………被害状況報告表による

(災害救助法の適用基準に達した場合、又は達することが確実な場合等)

↓

【災害救助法の適用判断】

県（福祉指導課）は、電話・ファクシミリ等により次の事項を確認し、災害救助法の適用を判断

- ・ 市町村において、今後どのような救助を実施していくのか。
- ・ 市町村において災害救助法適用の必要があるか。

(適用の必要がある場合には、県に法適用の要請文書をファクシミリにより提出するとともに、併せて送信した旨の電話連絡を行う。)

※これらの確認を行う理由は、災害救助法に掲げる救助を何ら実施しない場合には、災害救助法を適用しても効果がなく、また、基準に達し、かつ、救助を実施したとしても市町村において法の適用を受ける必要がないと判断した場合（救助費用を市町村において負担できる場合等）は、法を適用する必要がないため。

↓

【災害救助法の適用】

県は、被害状況等から災害救助法を適用すべきと判断した場合、直ちに市町村に法を適用する旨を連絡し文書により通知

○災害救助法の適用について、県報により公示

連絡を受けた市町村は、正式に、県に災害救助法適用の要請文書を提出するとともに、救助関係の帳簿等を記録する。

↓

【被災状況の報告】

市町村は、法適用後も被災状況を報告

応急救助が完了後、速やかに所定の様式により救助費概算額を報告

↓

【救助費の交付申請】

応急救助が完了し、法適用市町村において救助関係の帳簿を整理し、救助に要した費用が概ね確定した時点で交付申請

第6節 茨城県広域消防相互応援協定書

第一章 総則

(目的)

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、茨城県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町村等(以下「協定市町村」という。)の全域とする。

(対象災害)

第3条 この協定の対象災害は、消防組織法第1条に規定する水災害又は地震等の災害(以下「災害」という。)で、応援活動が必要とするものをいう。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等(以下「発生市町村等」という。)の長又は消防長(以下「発生市町村等の長」という。)は、県に対し災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

第二章 相互応援

(応援要請)

第5条 この規定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が、次のいずれかに該当する場合に、他の協定市町村の長又は消防長に行うものとする。

- 1) その災害が、協定市町村に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- 2) 発災市町村等の消防力によっては、防ぎょが著しく困難と認める場合
- 3) その災害を防ぎょするため、協定市町村が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- 4) その他必要と認める場合

2 前条に規定する県に対しての報告及び前項に規定する応援要請は、次の各号に掲げる次項を明らかにして、電話等により行い、後に文章を速やかに提出するものとする。

- 1) 災害の種別
- 2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 3) 要請する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- 4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- 5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町村(以下「応援市町村等」という。)の長又は消防長(以下「応援市町村等の長」という。)は、特別の事由がない限り、残留警防力に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発時刻等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援隊を派遣することができない場合には、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の指揮を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2 発災市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

第三章 連絡会議

(連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要な都度、市町村等の消防機関の間において連絡会議を開催するものとする。

(協議事項)

第11条 連絡会議は、次の各号に掲げる次項について行うものとする。

- 1) 消防相互応援に関すること。

- 2) 市町村等の消防現況，消防事象，特殊災害等の資料の交換に関すること。
- 3) 市町村等の部隊派遣計画及び合同訓練に関すること。
- 4) 警防技術に関すること。
- 5) 消防用資機材等の開発及び研究資料の交換に関すること。
- 6) その他必要な事項。

第四章 経費負担

(経費の負担)

第 12 条 応援出動に要する経費の負担については，次の各号に定めるところによる。

- 1 応援市町村等が負担する経費
 - 1) 人件費，消費燃料等の経常的経費
 - 2) 応援職員(消防団員を含む。以下同じ。)が応援業務により負傷し，疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
 - 3) 応援職員が発災市町村等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費
 - 4) 第 7 条の規定に基づき，消防職員をして輸送及び連絡などに要する経費
- 2 発災市町村等が負担する経費
 - 1) 応援市町村等の要請にかかわる救援物資及び第 7 条に規定する消防用資機材等の調達経費
 - 2) 応援活動が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料並びに消火薬剤等の支給に要する経費
- 3 前各号に定める経費以外の経費については，その都度発災市町村等と応援市町村等との間で協議し定めるものとする。

第五章 雑 則

(他協定との関係)

第 13 条 この協定は，市町村等の長が別に消防組織法第 21 条により締結している消防の相互の応援に関する他の協定を排除するものではない。

(実施細目)

第 14 条 この協定の実施について必要な事項は，市町村等の長が協議して定めるものとする。

(疑 義)

第 15 条 この協定についての疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については，協定市町村の長が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第 16 条 この協定を証するため協定市町村の長は，それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保管する。

付 則

この協定は，平成元年 4 月 1 日から効力を生ずる。

第7節 行方市防災会議条例

平成17年9月2日

条例第17号

改正 平成25年2月27日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、行方市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行方市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(平25条例4・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は20人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 行政区の区長のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて委嘱する者
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(平25条例4・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年9月2日から施行する。

附 則(平成25年条例第4号)

この条例中、第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

第8節 行方市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行方市防災会議条例（平成17年行方市条例17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、行方市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議（以下「会議」という。）の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうち次に掲げる者がその職務を代理する。

(1) 行方市副市長

(2) 行方市総務部長

2 前項に掲げる者が会長を代理する順位は、同項各号の順序による。

(委員の権限の委任)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(議事録)

第5条 会議の議事録は、事務局において作成する。

附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

行方市防災会議委員

会 長 行方市長 鈴木 周 也			
番号	機関名	委員職名	委員区分
1	国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所	所 長	第1号委員
2	茨城県鹿行県民センター	セン タ ー 長	第2号委員
3	茨城県鉾田工事事務所	所 長	
4	茨城県鉾田保健所	所 長	
5	茨城県行方警察署	署 長	第3号委員
6	行方市	副 市 長	第4号委員
7	行方市	市 長 公 室 長	
8	行方市	総 務 部 長	
9	行方市	保健福祉部長	
10	行方市	経 済 部 長	
11	行方市	建 設 部 長	
12	行方市	水 道 課 長	
13	行方市	教 育 長	第5号委員
14	鹿行広域事務組合行方消防署	署 長	第6号委員
15	行方市消防団	団 長	
16	東京電力(株)鹿島営業センター	所 長	第7号委員
17	東日本電信電話(株)茨城支店	支 店 長	
18	行方市区長会	会 長	第8号委員
19	行方市民生委員児童委員協議会	会 長	第9号委員

第9節 行方市災害対策本部条例

平成 17 年 9 月 2 日

条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、行方市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 9 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 25 年条例第 4 号)

この条例中、第 1 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

第 10 節 土砂災害警戒区域等の指定箇所

○行方市（旧麻生町地域）

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
1	421-I-001	行方	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
2	421-I-002	堂入	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
3	421-I-003	子バタ	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
4	421-I-004	根畑	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	—
5	421-I-005	宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
6	421-I-006	東	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
7	421-I-007	善兵衛屋敷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
8	421-I-008	内谷津	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
9	421-I-009	小牧 1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
10	421-I-010	中台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
11	421-I-011	平須	急傾斜地の崩壊	○		平成 21 年 3 月 9 日
12	421-I-012	宮下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
13	421-I-013	南	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
14	421-I-014	辺田下	急傾斜地の崩壊	○（一部解除）	○（一部解除）	平成 27 年 5 月 28 日
15	421-I-015	多々良	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
16	421-I-016	矢幡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
17	421-I-017	キセ	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
18	421-I-018	屋敷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
19	421-I-019	船子	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
20	421-I-020	宿 1	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	—
21	421-I-021	麻生	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
22	421-I-022	四鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
23	421-I-023	小牧	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
24	421-I-024	新宮	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
25	421-I-025	宇崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
26	421-II-001	前浦	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
27	421-II-002	小牧 2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
28	421-II-003	後堀	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
29	421-II-004	新宮	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
30	421-II-005	根小屋	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
31	421-III-001	井貝 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
32	421-III-002	井貝 b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
33	421-III-003	南	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	—
34	421-III-004	島並 a	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	—
35	421-III-005	島並 b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
36	421-III-006	島並 c	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
37	421-III-007	島並 d	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
38	421-III-008	麻生	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
39	421-III-009	四鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
		麻生箇所数	39	35	34	

○行方市（旧北浦町地域）

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
1	424-I-001	山下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
2	424-I-002	妙儀台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
3	424-I-003	宿	急傾斜地の崩壊	○		平成 21 年 3 月 9 日
4	424-I-004	宿 A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
5	424-I-005	穴瀬 C	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日

6	424-I-006	成田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
7	424-I-007	長町 A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
8	424-I-008	長町 B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
9	424-I-009	宝来	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
10	424-I-010	根木山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
11	424-I-011	成田 A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
12	424-I-012	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
13	424-I-013	北高岡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 9 日
14	424-II-001	穴瀬 A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
15	424-II-002	穴瀬 B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
16	424-II-003	宿 B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
17	424-II-004	三和 B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
18	424-II-005	本宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
19	424-II-006	中根	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
20	424-II-007	中宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
21	424-III-001	次木	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
22	424-III-002	内宿 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
23	424-III-003	内宿 b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
24	424-III-004	成田 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
25	424-III-005	三和 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
26	424-III-006	穴瀬 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
27	424-III-007	小幡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
28	424-III-008	行戸	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
29	424-III-009	南高岡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
30	424-III-010	宮ノ下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
31	424-III-011	中根 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
32	424-III-012	吉川 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
33	424-III-013	吉川 b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
34	424-III-014	繁昌 a	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	—
35	424-III-015	繁昌 b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
36	424-III-016	南谷 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
37	424-III-017	南谷 b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
38	424-III-018	中根 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
		北浦箇所数	38	37	36	

○行方市（旧玉造町地域）

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
1	425-I-001	根端	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
2	425-I-002	山下	急傾斜地の崩壊	○		平成 18 年 12 月 4 日
3	425-I-003	加茂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
4	425-I-004	横町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
5	425-I-005	内宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
6	425-I-006	荒宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
7	425-I-007	根本	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
8	425-I-008	柄貝	急傾斜地の崩壊	○		平成 18 年 12 月 4 日
9	425-I-009	叶内 1	急傾斜地の崩壊	○		平成 18 年 12 月 4 日
10	425-I-010	叶内 2	急傾斜地の崩壊	○		平成 18 年 12 月 4 日
11	425-I-011	富士下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
12	425-I-012	横須賀	急傾斜地の崩壊	○		平成 18 年 12 月 4 日
13	425-I-013	富士の下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
14	425-I-014	町屋敷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
15	425-I-015	西谷	急傾斜地の崩壊	○		平成 18 年 12 月 4 日
16	425-I-016	八軒	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
17	425-I-017	八軒-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日

18	425-I-018	西廓	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
19	425-I-019	竹之塙	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
20	425-I-020	内根	急傾斜地の崩壊	○		平成 18 年 12 月 4 日
21	425-I-021	西廓ー 2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
22	425-I-022	西谷ー 2	急傾斜地の崩壊	○		平成 18 年 12 月 4 日
23	425-I-023	谷島 A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
24	425-I-024	八木蔭	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
25	425-I-025	芹沢	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
26	425-I-026	沖洲 B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
27	425-I-027	手賀 B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 18 年 12 月 4 日
28	425-II-001	東峰	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
29	425-II-002	加茂 A	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	—
30	425-II-003	加茂 B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
31	425-II-004	谷島 B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
32	425-II-005	沖洲 A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
33	425-II-006	西蓮寺 A	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
34	425-II-007	西蓮寺 B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
35	425-II-008	井上 B	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
36	425-II-009	玉造甲	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
37	425-II-010	荒宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
38	425-II-011	藤井	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
39	425-II-012	加茂 C	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	—
40	425-II-013	井上 C	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
41	425-II-014	西蓮寺 C	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
42	425-III-001	芹沢 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
43	425-III-002	蔵谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
44	425-III-003	若海	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
45	425-III-004	玉造甲	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
46	425-III-005	手賀 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
47	425-III-006	玉造甲 b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
48	425-III-007	手賀 b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
49	425-III-008	手賀 c	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
50	425-III-009	藤井 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 13 日
		玉造箇所数	50	48	40	
		行方市箇所数	127	120	110	

第 1 1 節 公用車一覧

平成 24 年 6 月 29 日現在

No	車両	ナンバー	初年度登録	所属 (課等名)	所属 2 (室、出先名称等)	メーカー	庁舎又は 所属地区
1	水戸 44 ふ	7760	S64. 1. 1	環境課	麻生衛生センター	いすゞ	麻生
2	水戸 11 み	7845	H1. 5. 1	都市建設課		マツダ	玉造
3	水戸 400 そ	1379	H1. 5. 1	財政課	管財 G	マツダ	麻生
4	水戸 57 め	8933	H2. 3. 26	総務課	北浦総務窓口課	トヨタ	北浦
5	水戸 44 ま	7776	H2. 4. 1	総務課	玉造総務窓口課	いすゞ	玉造
6	水戸 57 ゆ	2060	H2. 6. 1	都市建設課		三菱	玉造
7	水戸 44 み	3095	H2. 7. 27	環境課		トヨタ	北浦
8	水戸 44 む	5572	H3. 4. 1	学校教育課	麻生給食センター	トヨタ	麻生
9	水戸 40 ま	3070	H4. 4. 10	財政課	管財 G	スズキ	麻生
10	WGLAD- 178021	構内専	H5. 4. 5	環境課	環境美化センター	マツダ	麻生
11	水戸 44 や	6257	H5. 5. 1	学校教育課	麻生給食センター	トヨタ	麻生
12	水戸 44 ゆ	1046	H5. 10. 13	総務課	玉造総務窓口課 安全協会	三菱	玉造
13	水戸 58 ら	161	H6. 4. 12	総務課	玉造総務窓口課	トヨタ	玉造
14	水戸 44 ら	8314	H7. 3. 29	総務課	北浦総務窓口課	トヨタ	北浦
15	水戸 44 ら	8994	H7. 4. 9	北浦公民館		トヨタ	北浦
16	水戸 59 そ	7568	H7. 4. 26	スポーツ振興課	玉造運動場	日産	玉造
17	水戸 59 そ	7926	H7. 4. 27	包括支援センター	玉造保健センター	日産	玉造
18	水戸 40 や	9725	H7. 5. 31	スポーツ振興課	玉造運動場	スバル	玉造
19	水戸 44 り	2376	H7. 7. 24	環境課	環境美化センター	マツダ	麻生
20	水戸 44 り	7655	H8. 1. 1	社会福祉課	日赤車	トヨタ	玉造
21	水戸 45 す	1608	H9. 3. 18	都市建設課		トヨタ	玉造
22	水戸 45 す	2175	H9. 3. 27	農林水産課		日産	北浦
23	水戸 59 ふ	6191	H9. 4. 18	総務課	北浦総務窓口課	トヨタ	北浦
24	水戸 59 ま	7774	H9. 9. 5	社会福祉課		日産	玉造
25	水戸 40 る	9152	H9. 10. 1	健康増進課	北浦保健センター	ダイハツ	北浦
26	水戸 45 せ	68	H9. 12. 12	総務課	北浦総務窓口課 日赤車	日産	北浦
27	水戸 59 も	5988	H10. 4. 23	健康増進課	玉造保健センター	日産	玉造
28	水戸 59 も	8529	H10. 5. 13	都市建設課		日産	玉造
29	水戸 59 や	280	H10. 5. 25	包括支援センター	玉造保健センター	日産	玉造
30	水戸 52 さ	1518	H11. 4. 12	健康増進課	北浦保健センター	トヨタ	北浦
31	水戸 530 さ	898	H11. 6. 18	包括支援センター	玉造保健センター	日産	玉造
32	水戸 530 す	898	H11. 7. 30	社会福祉課		日産	玉造
33	水戸 800 さ	1311	H11. 10. 21	環境課	玉造有機肥料センター	いすゞ	玉造
34	水戸 500 た	981	H25. 3. 12	玉造公民館		日産	玉造
35	水戸 500 ち	2775	H12. 5. 30	環境課	玉造有機肥料センター	日産	玉造
36	水戸 50 な	9735	H12. 6. 19	社会福祉課		ダイハツ	玉造
37	水戸 41 え	9853	H12. 6. 19	財政課	管財 G	ダイハツ	麻生
38	水戸 50 な	9734	H12. 6. 19	農林水産課	水田対策室	ダイハツ	麻生
39	水戸 500 ち	6900	H12. 6. 29	総務課	防災 G	日産	麻生
40	水戸 50 に	1194	H12. 7. 3	介護福祉課		ホンダ	玉造
41	水戸 800 さ	3745	H12. 8. 23	総務課	防災 G	トヨタ	麻生
42	水戸 400 す	2774	H12. 12. 8	財政課	管財 G	ホンダ	麻生
43	水戸 41 か	6698	H12. 12. 10	学校教育課	北浦給食センター	ダイハツ	北浦
44	水戸 500 て	8737	H12. 12. 15	総務課	北浦総務窓口課	トヨタ	北浦
45	水戸 500 と	5243	H13. 2. 9	財政課	管財 G	トヨタ	麻生
46	水戸 400 す	5044	H13. 3. 27	都市建設課		トヨタ	玉造
47	水戸 500 な	9701	H13. 5. 17	総務課	北浦総務窓口課	ホンダ	北浦
48	水戸 500 に	861	H13. 5. 25	学校教育課		トヨタ	北浦
49	水戸 500 に	4578	H13. 6. 22	生涯学習課		トヨタ	北浦
50	水戸 800 さ	6338	H13. 7. 24	総務課	北浦総務窓口課	トヨタ	北浦
51	水戸 500 の	4573	H14. 2. 25	総務課	玉造総務窓口課	日産	玉造
52	水戸 500 の	5104	H14. 2. 27	総務課	玉造総務窓口課	トヨタ	玉造
53	水戸 400 せ	2861	H14. 4. 11	環境課		日産	北浦

No	車両	ナンバー	初年度登録	所属 (課等名)	所属 2 (室, 出先名称等)	メーカー	庁舎又は 所属地区
54	水戸 41 く	6902	H14. 4. 25	健康増進課	北浦保健センター	ダイハツ	北浦
55	水戸 500 は	8231	H14. 5. 29	総務課	玉造総務窓口課	トヨタ	玉造
56	水戸 300 な	1180	H14. 5. 31	総務課	北浦総務窓口課	トヨタ	北浦
57	水戸 500 は	9772	H14. 6. 10	財政課	管財 G	トヨタ	麻生
58	水戸 500 は	9773	H14. 6. 10	財政課	管財 G	トヨタ	麻生
59	水戸 300 な	2873	H14. 6. 25	総務課	玉造総務窓口課	トヨタ	玉造
60	水戸 400 せ	7535	H14. 12. 1	社会福祉課	日赤車	日産	玉造
61	水戸 400 せ	7559	H14. 12. 13	社会福祉課	日赤車	日産	玉造
62	水戸 41 こ	1398	H15. 4. 30	環境課		スズキ	北浦
63	水戸 800 さ	9603	H15. 5. 16	社会福祉課		トヨタ	麻生
64	水戸 500 み	3995	H15. 5. 22	都市建設課		日産	玉造
65	水戸 500 み	3996	H15. 5. 22	学校教育課	北浦給食センター	日産	北浦
66	水戸 500 み	4202	H15. 5. 23	総務課	北浦総務窓口課	トヨタ	北浦
67	水戸 400 そ	1189	H15. 6. 17	麻生公民館		トヨタ	麻生
68	水戸 430 ふ	1188	H15. 6. 17	スポーツ振興課		トヨタ	北浦
69	水戸 300 は	4020	H16. 4. 23	白帆の湯		マツダ	麻生
70	水戸 41 さ	5752	H16. 5. 24	スポーツ振興課		スバル	北浦
71	水戸 400 そ	8345	H16. 5. 29	都市建設課		三菱	玉造
72	水戸 300 ほ	8081	H17. 7. 29	環境課	環境美化センター	トヨタ	麻生
73	水戸 400 た	8973	H18. 1. 1	社会福祉課	日赤車	日産	玉造
74	水戸 501 ち	6431	H18. 3. 22	財政課	管財 G	トヨタ	麻生
75	水戸 400 ち	2536	H18. 7. 12	環境課	環境美化センター	マツダ	麻生
76	水戸 480 う	471	H18. 7. 14	財政課	管財 G	三菱	麻生
77	水戸 480 う	472	H18. 7. 14	総務課	北浦総務窓口課	三菱	北浦
78	水戸 300 む	2861	H18. 7. 31	社会福祉課		日産	麻生
79	水戸 800 す	4119	H18. 10. 25	総務課	防災 G	トヨタ	麻生
80	U-CM87AS	構内専		環境課	環境美化センター	日産	麻生
81	水戸 480 え	4822	H19. 9. 3	財政課	管財 G リース	スズキ	麻生
82	水戸 480 え	4823	H19. 9. 3	農業振興センター	リース	スズキ	北浦
83	水戸 580 こ	8797	H19. 9. 3	財政課	管財 G リース	スズキ	麻生
84	水戸 580 こ	8798	H19. 9. 3	財政課	管財 G リース	スズキ	麻生
85	水戸 580 こ	8799	H19. 9. 3	総務課	北浦総務窓口課 リース	スズキ	北浦
86	水戸 580 こ	8800	H19. 9. 3	総務課	北浦総務窓口課 リース	スズキ	北浦
87	水戸 580 こ	8801	H19. 9. 3	総務課	玉造総務窓口課 リース	スズキ	玉造
88	水戸 501 と	4694	H19. 1. 31	学校教育課		トヨタ	北浦
89	水戸 480 か	4363	H20. 6. 2	都市建設課	リース	スバル	玉造
90	水戸 580 つ	4315	H21. 7. 1	財政課	管財 G リース	三菱	麻生
91	水戸 580 つ	4316	H21. 7. 1	総務課	北浦総務窓口課 リース	三菱	北浦
92	水戸 580 つ	4317	H21. 7. 1	総務課	北浦総務窓口課 リース	三菱	北浦
93	水戸 580 つ	4318	H21. 7. 1	総務課	北浦総務窓口課 リース	三菱	北浦
94	水戸 580 つ	4319	H21. 7. 1	総務課	玉造総務窓口課 リース	三菱	玉造
95	水戸 580 つ	4320	H21. 7. 1	総務課	玉造総務窓口課 リース	三菱	玉造
96	水戸 480 き	7227	H21. 7. 1	総務課	北浦総務窓口課 リース	三菱	北浦
97	水戸 480 き	7228	H21. 7. 1	農業振興センター	リース	三菱	北浦
98	水戸 300 る	6522	H21. 7. 17	社会福祉課		トヨタ	麻生
99	水戸 58 め	994	H5. 8. 1	財政課	管財 G	トヨタ	麻生
100	水戸 41 え	7127	H12. 4. 7	社会福祉課	社会福祉協議会	ダイハツ	北浦
101	水戸 41 え	7128	H12. 4. 7	社会福祉課	社会福祉協議会	ダイハツ	北浦
102	水戸 50 ひ	6608	H14. 7. 12	社会福祉課	社会福祉協議会	ダイハツ	玉造
103	水戸 33 に	5693	H6. 5. 27	総務課	北浦総務窓口課	トヨタ	北浦
104	水戸 33 ゆ	5569	H10. 5. 26	財政課	管財 G	トヨタ	麻生
105	水戸 500 ん	8882	H13. 10. 16	介護福祉課		トヨタ	玉造
106	水戸 500 の	4572	H14. 2. 25	総務課	北浦総務窓口課	日産	北浦
107	水戸 40 る	6562	H9. 8. 18	学校教育課		スズキ	北浦
108	水戸 500 さ	6732	H11. 6. 28	下水道課		日産	玉造
109	水戸 400 て	5403	H13. 7. 23	下水道課		日産	玉造
110	水戸 400 せ	9319	H15. 3. 20	下水道課		日産	玉造
111	水戸 800 す	5980	H12. 4. 4	水道課		トヨタ	玉造
112	水戸 400 せ	3975	H14. 6. 7	水道課		トヨタ	玉造
113	水戸 800 す	3315	H15. 12. 1	水道課		トヨタ	玉造
114	水戸 500 ゆ	9997	H16. 6. 30	水道課		スズキ	玉造
115	水戸 880 あ	337	H20. 7. 10	水道課		ダイハツ	玉造
116	水戸 800 さ	226	H 11. 6. 9	社会福祉課	社会福祉協議会	トヨタ	麻生
117	水戸 800 さ	2503	H12. 3. 22	環境課	玉造有機肥料供給センター	いすゞ	玉造
118	水戸 800 さ	2504	H12. 3. 22	環境課	玉造有機肥料供給センター	いすゞ	玉造
119	M157-70824		H16. 9. 29	環境課	重機 環境美化センター	コマツ	麻生
120	50A60377		H14. 3. 14	環境課	重機 環境美化センター	TCM	麻生

No	車両	ナンバー	初年度登録	所属 (課等名)	所属 2 (室、出先名称等)	メーカー	庁舎又は 所属地区
121	FG20T-538234		H11. 8. 1	環境課	重機 環境美化センター	コマツ	麻生
122	WA30-SE-20922		H10. 7. 1	環境課	重機 環境美化センター	コマツ	麻生
123	41175		H8. 4. 10	環境課	重機 環境美化センター	コマツ	麻生
124	40652		H6. 4. 15	環境課	重機 環境美化センター	コマツ	麻生
125	水戸 00 せ	722	S62. 5. 8	都市建設課		コマツ	玉造
126	水戸 00 せ	527	S59. 7. 1	都市建設課			玉造
127	水戸 00 せ	1080	H2. 3. 28	都市建設課		コマツ	玉造
128	水戸 200 さ	822	H19. 3. 23	玉造幼稚園		三菱	玉造
129	水戸 200 さ	823	H19. 3. 23	玉造幼稚園		三菱	玉造
130	水戸 200 は	233	H18. 3. 27	社会福祉課		三菱	玉造
131	水戸 200 は	133	H15. 3. 26	社会福祉課		三菱	玉造
132	水戸 22 す	3116	H4. 6. 30	財政課	管財 G	三菱	麻生
133	水戸 301 す	3506	H22. 5. 14	財政課	管財 G	トヨタ	麻生
134	水戸 400 て	3009	H22. 7. 23	健康増進課		トヨタ	北浦
135	水戸 480 く	5028	H22. 3. 18	社会福祉課		スズキ	玉造
136	水戸 400 て	5602	H23. 3. 17	社会福祉課		マツダ	玉造
137	水戸 301 そ	1297	H22. 6. 29	財政課	H23. 5 寄付	ブジョー	麻生
138	水戸 580 ね	1936	H23. 6. 1	健康増進課	リース	三菱	北浦
139	水戸 580 ね	1937	H23. 6. 1	農業委員会	リース	三菱	北浦
140	水戸 580 ね	1817	H23. 5. 31	水道課		スズキ	玉造
141	水戸 480 こ	202	H23. 7. 12	下水道課	リース	スズキ	玉造
142	水戸 301 そ	5204	H23. 7. 27	商工観光化		トヨタ	北浦
143	水戸 480 こ	945	H23. 8. 4	下水道課	リース	スバル	玉造
144	水戸 301 そ	6501	H23. 8. 25	総務課	玉造総務窓口課	トヨタ	玉造
145	水戸 301 そ	6500	H23. 8. 25	財政課	管財 G	トヨタ	麻生
146	水戸 501 む	8756	H23. 8. 23	健康増進課	北浦保健センター	トヨタ	北浦
147	水戸 501 む	8756	H23. 8. 23	総務課	玉造総務窓口課	トヨタ	玉造
148	水戸 400 て	7669	H23. 9. 7	玉造図書館		トヨタ	玉造
149	水戸 400 て	7670	H23. 9. 7	総務課	北浦総務窓口課	トヨタ	北浦
150	みと 400 て	7671	H23. 9. 7	学校教育課		トヨタ	北浦
151	水戸 400 て	7672	H23. 9. 7	都市建設課		トヨタ	玉造
152	水戸 400 て	7765	H23. 9. 14	都市建設課		トヨタ	玉造
153	水戸 400 て	9161	H23. 12. 21	財政課	管財 G		麻生
154	水戸 400 と	132	H24. 3. 7	環境課	環境美化センター	トヨタ	麻生
155	水戸 400 と	133	H24. 3. 7	包括支援センター	玉造支援センター	トヨタ	玉造
156	水戸 400 と	235	H24. 3. 14	都市建設課		トヨタ	玉造
157	水戸 580 ひ	2918	H24. 6. 1	包括支援センター	玉造支援センター リース	三菱	玉造
158	水戸 400 と	1336	H24. 5. 29	都市建設課		トヨタ	玉造

第 1 2 節 自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

(様式 1)

茨城県知事殿	文書番号第 号 平成 年 月 日
行方市長	印
自衛隊の災害派遣要請について(依頼)	
うえのことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。	
記	
1 災害の情况及び派遣要請の事由 1 災害の種類 水害, 地震, 津波, 風害, 火災, 土砂崩れ, 遭難, 交通事故, その他() 2 災害発生の日時 平成 年 月 日 時 分 3 場 所 4 被害状況 5) 要請する理由	
2 派遣を希望する期間 自 平成 年 月 日 時 分 至 平成 年 月 日 時 分	
3 派遣を希望する区域及び活動内容 1 活動希望区域 県 市 町 郡 村 2 活動内容	
4 その他参考事項 1 現地において協力しうる団体, 人員, 機材等の数量及びその状況 2 派遣部隊の宿営(宿泊)地又は宿泊施設の状況 3 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法 4 気象の概況 5 その他	

第 13 節 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

(様式 2)

文書番号第 号

平成 年 月 日

茨城県知事殿

行方市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

平成 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 平成 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

第 1 4 節 被害状況調査票

1. 人的被害状況調査票

調査年月日 平成 年 月 日

(調査地区 麻生 北浦 玉造 地区)

報告者

		氏 名	住 所	生年月日	性別
死 者					
行方不明者					
負 傷 者	重 傷				
	軽 傷				
(被害の原因)					
(病 院 名)					

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2-1. 建物（住家）被害状況調査票

調査年月日 平成 年 月 日

(調査地区 麻生 北浦 玉造 地区)

報告者

	世帯主名	世帯人員	住所	面積㎡
全壊 (計棟)				
半壊 (計棟)				
一部破損 (計棟)				
床上浸水 (計棟)				
床下浸水 (計棟)				
流失 (計棟)				

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2-2. 建物（非住家）被害状況調査票

調査年月日 平成 年 月 日

(調査地区 麻生 北浦 玉造 地区)

報告者

	世帯主名	世帯人員	住所	面積㎡
全壊 (計棟)				
半壊 (計棟)				
一部破損 (計棟)				
床上浸水 (計棟)				
床下浸水 (計棟)				
流失 (計棟)				

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3. 公共施設被害状況調査票

調査年月日 平成 年 月 日

(調査地区 麻生 北浦 玉造 地区)

報告者 _____

文教施設	学校名	被害区分(○で囲む)		
	学校	全壊半壊一部破損流失床上浸水床下浸水		
	学校	全壊半壊一部破損流失床上浸水床下浸水		
	学校	全壊半壊一部破損流失床上浸水床下浸水		
	学校	全壊半壊一部破損流失床上浸水床下浸水		
町営住宅 公民館等	施設名	被害区分(○で囲む)		
		全壊半壊一部破損流失床上浸水床下浸水		
		全壊半壊一部破損流失床上浸水床下浸水		
		全壊半壊一部破損流失床上浸水床下浸水		
		全壊半壊一部破損流失床上浸水床下浸水		
被害区分		被災場所	被災面積	市県国道の別
道 路	路肩崩れ			
	道路へ 土砂流入			
	浸水・流失			
略図				

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4. 農作物被害状況調査票

調査年月日 平成 年 月 日

(調査地区 麻生 北浦 玉造 地区)

報告者 _____

[illegible]

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
災害区分欄には土砂流入、土砂埋没、冠水、浸水、倒伏の区分を記入して下さい。

第 1 5 節 国土交通省による災害対策用資機材の派遣手続き(様式)

様式－ 1 1 (派遣要請様式)

第 号
平成 年 月 日

関東地方整備局長 殿

市長

災害対策用資機材等の派遣について(要請)

標記について、 s 内において発生した災害対応のため、下記のとおり要請します。

記

1. 要 請 理 由
2. 引 渡 希 望 箇 所 県 市 地先
3. 引 渡 希 望 日 平成 年 月 日
4. 受 取 責 任 者 課 氏名
- 電話

5. 要請資機材の種類・規格・台数

資機材名等	規 格	数 量	備 考
照明車		台	
投光器		台	
K u－S A T		台	

6. 使 用 予 定 期 間 平成 年 月 日～

7. 操 作 要 員 等
- 操作員 不必要・必要 (名)
- 保守員 不必要・必要 (名)
- 設置・撤去員 不必要・必要 (名)
- 設置機械 (クレーン等) 不必要・必要 (機械 台)

以 上

平成 年 月 日

借 受 書

関東地方整備局長 殿

市 長

1. 借受物品の品名及び数量

- ・照明車 台
- ・投光器 台
- ・K u - S A T 台

2. 借受期間

- ・照明車 台
平成 年 月 日～平成 年 月 日
- ・投光器 台及びK u - S A T
平成 年 月 日～平成 年 月 日

3. 返納期日及び返納場所

- ・返納期日：平成 年 月 日
- ・返納場所： 県 市 地先 平成 年 月 日

※上記のとおり借り受けるものとし、借受後は借受条件を守り使用します。

第16節 NTT東日本による災害用伝言ダイヤルの操作方法

通信各事業者は、発災当初の安否確認の輻輳を回避するために、各種取組を積極的に実施している。

本内容は、一例としてNTT東日本によるサービスの基本操作方法を示す。

※別に災害用伝言板 web171 も原則同時提供される。



災害時の安否情報が、やり取りできるサービス

171 災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤルは、大規模な災害が発生した場合に提供を開始します。

災害時は、全国から被災地への電話がつながりにくくなります。
「災害用伝言ダイヤル 171」は、被災住民の皆様の安否を伝える
声の伝言板です。もしものために、ぜひ覚えておいてください。

毎月1日等、「災害用伝言ダイヤル」を体験できます。

伝言の録音方法

171 をダイヤルする

↓ ガイダンスが流れます

録音の場合 **1** 暗証番号を利用
する録音は **3**

↓ ガイダンスが流れます

連絡を取りたい被災地の方の固定電話番号または
携帯電話・PHS・IP電話の番号をダイヤルする。

0			
0			

↓ ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合は **1**

ダイヤル回線の場合はダイヤル不要

↓ ガイダンスが流れます

伝言の録音をする(30秒以内)

伝言の再生方法

171 をダイヤルする

↓ ガイダンスが流れます

再生の場合 **2** 暗証番号を利用
する再生は **4**

↓ ガイダンスが流れます

連絡を取りたい被災地の方の固定電話番号または
携帯電話・PHS・IP電話の番号をダイヤルする。

0			
0			

↓ ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合は **1**

ダイヤル回線の場合はダイヤル不要

↓ ガイダンスが流れます

伝言の録音内容を確認する

【ご利用料金】 NTT東日本・NTT西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の固定電話、携帯電話
やPHSから発信する場合、通話料については各通信事業者にお問い合わせください。なお伝言録音等に伴うサービス利用料は無料です。

災害用伝言板
web171

インターネットを利用した災害用伝言板

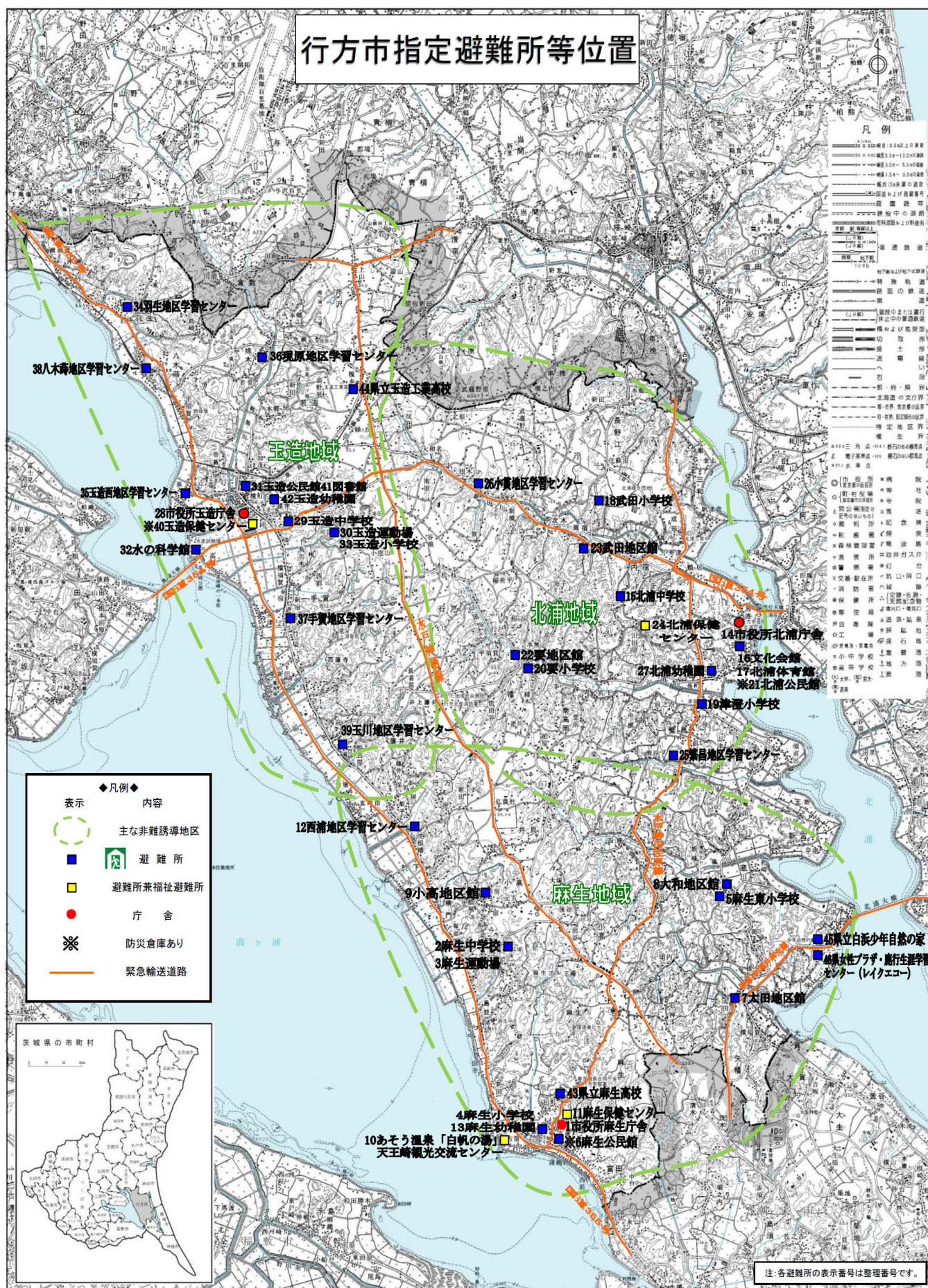
<https://www.web171.jp>
または、web171と検索

【ご利用料金】 web171のサービス利用料は無料ですが、インターネット接続費用やプロバイダ利用料および、
ダイヤルアップ接続の場合は通話料等が別途必要となります。

【体験利用期間】 「毎月1日及び15日」・「正月三が日」・「防災週間(8月30日～9月5日)」・「防災とボランティア週間(1月15日～21日)」に
「災害用伝言ダイヤル」を体験できます。(体験利用時もご利用料金は同様です。)

お問い合わせは、局番なしの「116番」へ

第17節 避難施設のデータベース



行方市指定避難所

県名	整理番号	施設						管理する担当窓口			収容人員		避難施設の面積		保有設備								構造			福祉避難所	非常用電源 有無	大型車両のアクセスの可否	備考	
		名称	所在地		連絡先		管理者名	名称	連絡先	FAX	屋内(人)	屋外(人)	屋内部分(㎡) 面積(㎡)	屋外部分(㎡) 面積(㎡)	トイレ	入浴・シャワー 設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ	コンクリート造 等	その他	階数						
			郵便番号	市区町村名	町丁目名・番 (番地)・号	電話																			FAX					電話
茨城県	麻生地区																													
	1	市役所麻生庁舎	3113892	行方市	麻生1561-9	0299720811	0299722174	行方市	総務課 財政課	0299720811	0299722174	275	300	550	3,000	○	×	×	○	○	×	○	○		2		○	○		
	2	麻生中学校	3113836	行方市	南327-3	0299808070	0299770840	行方市	学校教育課	0291352111	0291351785	1,420	1,566	2,840	15,660	○	○	×	○	○	○	○	○		2		○	○		
	3	麻生運動場	3113836	行方市	南269-1	0299770791	0299770667	行方市	スポーツ振興課	0291352120	0291353854	690	477	1,380	4,770	○	○	×	○	○	×	○	○		3		○	○		
	4	麻生小学校	3113832	行方市	麻生1147-1	0299720049	0299722615	行方市	学校教育課	0291352111	0291351785	1,105	480	2,210	4,800	○	○	×	×	○	×	○	○		2			○		
	5	麻生東小学校	3113821	行方市	蔵川549	0299807701	0299732301	行方市	学校教育課	0291352111	0291351785	950	684	1,900	6,840	○	○	×	○	○	○	○	○		3			○		
	6	麻生公民館	3113832	行方市	麻生1221	0299721573	0299722878	行方市	生涯学習課 麻生公民館	0299721573	0299722878	675	249	1,350	2,490	○	×	○	○	○	×	○	○		3		○	○		
	7	太田地区館	3113826	行方市	矢幡742	0299721573	0299722878	行方市	生涯学習課 麻生公民館	0299721573	0299722878	60	36	120	360	○	×	○	○	○	×	○	○		1			○		
	8	大和地区館	3113821	行方市	蔵川438-2	0299721573	0299722878	行方市	生涯学習課 麻生公民館	0299721573	0299722878	50	31	100	310	○	×	○	○	×	×	×	○		1			○		
	9	小高地区館	3113804	行方市	小高925	0299721573	0299722878	行方市	生涯学習課 麻生公民館	0299721573	0299722878	65	132	130	1,320	○	×	○	○	×	×	○	○		1			×		
	10	あそう温泉「白帆の湯」 天王崎観光交流センター	3113832	行方市	麻生421-3	0299806622	0299720833	行方市	商工観光課	0291352111	0291351785	440	99	880	990	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○	○	○		
	11	麻生保健センター	3113832	行方市	麻生1570-1	0291346200	0291346003	行方市	健康増進課	0291346200	0291346003	115	44	230	440	○	×	○	○	○	×	○	○		1	○		○		
	12	西浦地区学習センター	3113801	行方市	行方541	0299721573	0299722878	行方市	生涯学習課 麻生公民館	0299721573	0299722878	105	100	210	1,000	○	×	○	○	×	×	×	○		2			○		
	13	麻生幼稚園	3113832	行方市	麻生1147-1	0299720530	0299720531	行方市	学校教育課	0291352111	0291351785	195	84	390	840	○	×	×	×	○	×	○	○		1			○		
	北浦地区																													
	14	市役所北浦庁舎	3111792	行方市	山田2564-10	0291352111	0291350404	行方市	総合窓口課 財政課	0291352111	0291350404	635	235	1,270	2,350	○	×	×	○	○	×	○	○		3		○	○		
	15	北浦中学校	3111705	行方市	内宿390	0291352161	0291351314	行方市	学校教育課	0291352111	0291351785	1,375	881	2,750	8,810	○	×	×	○	○	×	○	○		2		○	○		
	16	文化会館	3111704	行方市	山田2175	0291352908		行方市	生涯学習課	0291352111	0291351785	430	146	860	1,460	○	×	×	○	○	×	○	○		2		○	○		
	17	北浦体育館	3111704	行方市	山田2175	0291352120	0291353854	行方市	スポーツ振興課	0291352120	0291353854	410	626	820	6,260	○	○	×	×	○	×	○	○	○	1		○	○		
	18	武田小学校	3111705	行方市	内宿1598	0291352571	0291353832	行方市	学校教育課	0291352111	0291351785	440	448	880	4,480	○	×	×	×	×	×	×	○		2			○		
	19	津澄小学校	3111712	行方市	繁昌212	0291352869	0291353826	行方市	学校教育課	0291352111	0291351785	845	380	1,690	3,800	○	×	×	×	×	×	×	○		2			○		
	20	要小学校	3111715	行方市	小幡940	0291352773	0291353827	行方市	学校教育課	0291352111	0291351785	650	270	1,300	2,700	○	×	×	×	×	×	×	○		3			○		
	21	北浦公民館	3111704	行方市	山田2175	0291353777	0291353773	行方市	生涯学習課 北浦公民館	0291353777	0291353773	355	146	710	1,460	○	○	○	○	○	×	○	○		2		○	○		
	22	要地区館	3111715	行方市	小幡711-1	0291353777	0291353773	行方市	生涯学習課 北浦公民館	0291353777	0291353773	25	8	50	80	○	×	○	×	×	×	×	○	○	1			○		
	23	武田地区館	3111721	行方市	両宿120-3	0291353777	0291353773	行方市	生涯学習課 北浦公民館	0291353777	0291353773	40	17	80	170	○	×	○	×	×	×	×	○		1			○		
	24	北浦保健センター	3111704	行方市	山田3282-10	0291346200	0291346003	行方市	健康増進課	0291346200	0291346003	260	204	520	2,040	○	○	○	○	○	×	○	○		1	○		○		
	25	繁昌地区学習センター	3111712	行方市	繁昌1180-1	0291353777	0291353773	行方市	生涯学習課 北浦公民館	0291353777	0291353773	65	26	130	260	○	×	×	×	×	×	×	○		1			○		
	26	小貴地区学習センター	3111724	行方市	小貴1359-3	0291353777	0291353773	行方市	生涯学習課 北浦公民館	0291353777	0291353773	65	20	130	200	○	×	×	×	×	×	×	○		1			○		
	27	北浦幼稚園	3111704	行方市	山田1281	0291352038	0291352068	行方市	学校教育課	0291352111	0291351785	55	87	110	870	○	×	×	○	×	×	×		○	1			○		
	玉造地区																													
	28	市役所玉造庁舎	3113512	行方市	玉造甲404	0299550111	0299550110	行方市	総合窓口課 財政課	0299550111	0299550110	695	188	1,390	1,880	○	○	×	○	○	×	○	○		3		○	○		
	29	玉造中学校	3113512	行方市	玉造甲2807	0299550131	0299550839	行方市	学校教育課	0291352111	0291351785	1,715	836	3,430	8,360	○	○	×	○	○	○	○	○		3		○	○		
	30																													

【避難所の収容力想定】

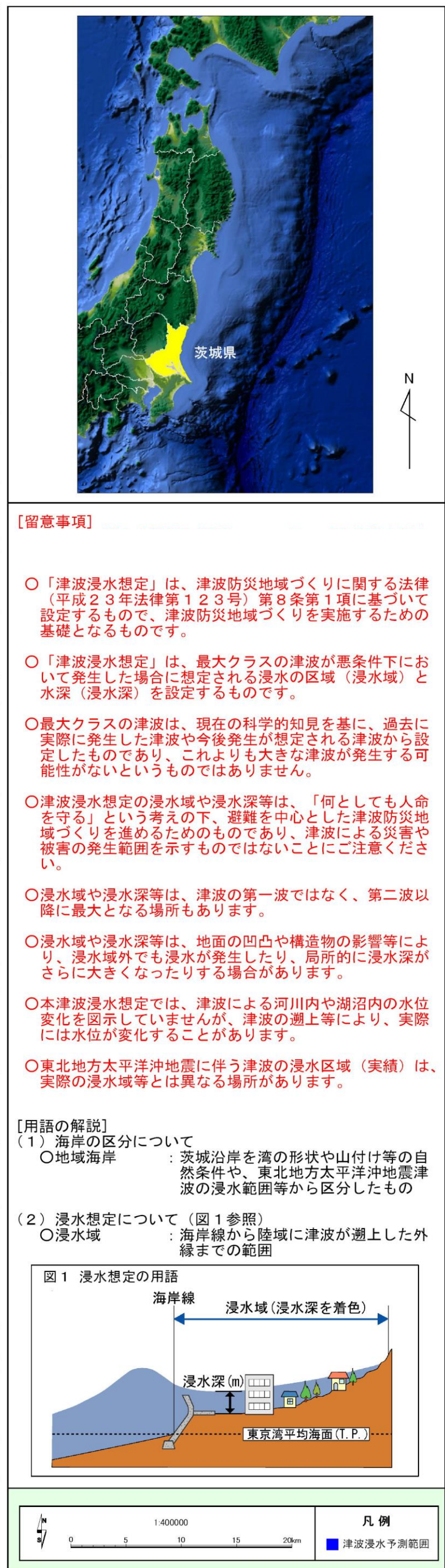
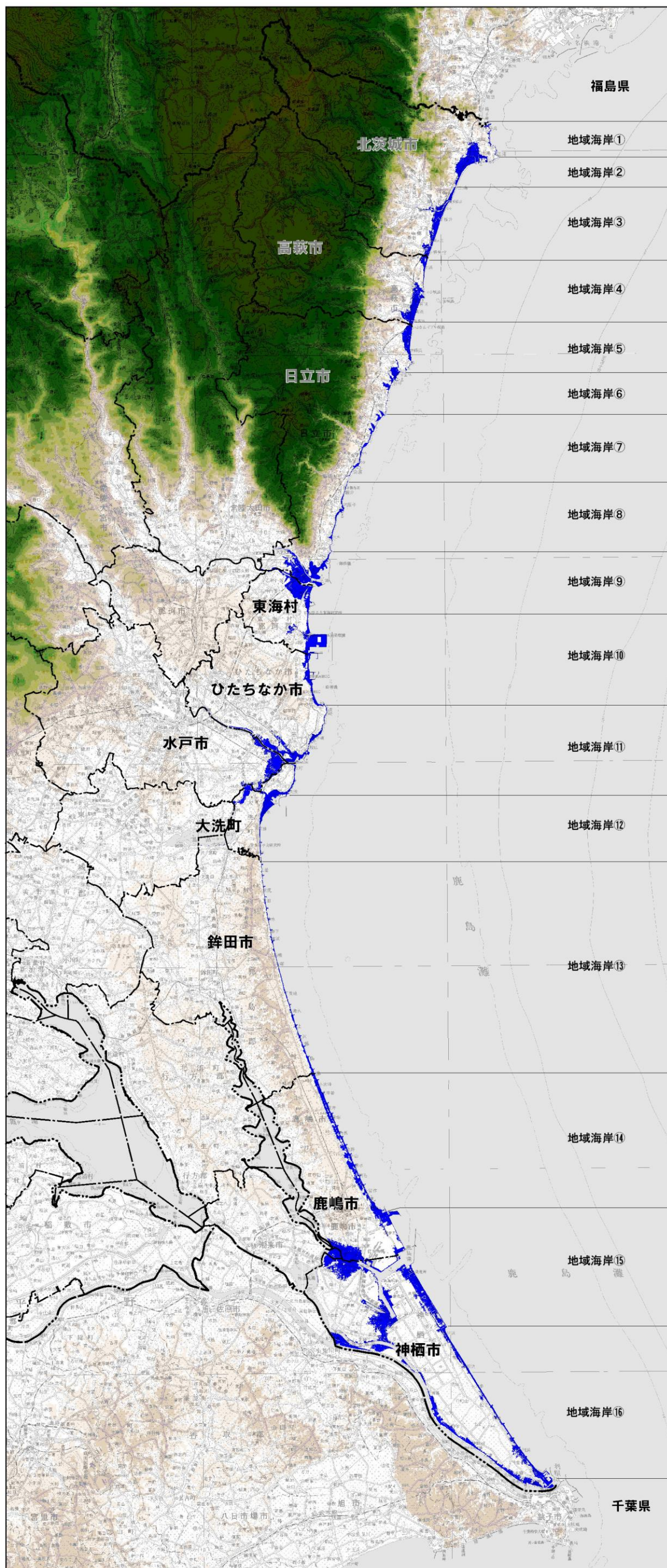
○前提条件

- ・算出は、建物の延床面積、敷地面積に係数による避難使用有効面積を求め、屋内は 1 人当たり 2 ㎡とし、屋外は屋内の基準を採用せず、乗用車を利用した避難も考慮し 1 人当たり 10 ㎡とした。
- ・避難所（避難施設が屋内と屋外があるもの、避難場所は屋外のみ）の一次避難所は、概ね建物延床面積が 1 千㎡以下の規模とした。
- ・建築年は、昭和 56 年の新耐震構造基準以前の施設を「○」で示す。年次期間があるのは、各棟の建設竣工時を示す。
- ・想定結果は、市人口の 105%が収容可能であることとなっている。

避難所の収容力想定												
整理番号	施設の名称	建物面積㎡		主建物構造	階数	敷地面積	収容有効面積㎡		建築年 ○：S56年以前 ※：（注）	収容人員		
		計	内体育館				屋内 （約40%）	屋外 （約20%）		屋内 2㎡/1人	屋外 10㎡/1人	計
市合計		121,547	24,004			734,278	48,370	146,660		24,185	14,666	38,851
(H27.4.1現在)市人口≒		37,013							人口収容率合計⇒	65%	40%	105%
麻生地区 計		45,539	9,711			338,873	18,140	67,710		9,070	6,771	15,841
地区人口≒		14,512							地区人口収容率 計⇒	63%	47%	109%
二次避難所									地区人口収容率⇒	58%	44%	102%
1	市役所麻生庁舎	1,394		RC	2	15,042	550	3,000	H3	275	300	575
2	麻生中学校	7,105	926	RC	2	78,308	2,840	15,660	H23	1,420	1,566	2,986
3	麻生運動場	3,468	3,468	RC	2	23,883	1,380	4,770	H5	690	477	1,167
4	麻生小学校	5,530	1,455	RC	2	24,008	2,210	4,800	○※S50-53	1,105	480	1,585
5	麻生東小学校	4,761	1,012	RC	3	34,249	1,900	6,840	H5-H24	950	684	1,634
6	麻生公民館	3,379	799	RC	3	12,498	1,350	2,490	○※S52	675	249	924
10	あそう温泉「白帆の湯」 天王崎観光交流センター	2,209		RC/S	3/2	4,982	880	990	H15/H24	440	99	539
43	茨城県立麻生高等学校	9,029	2,051	RC	4	35,457	3,610	7,090	○※S48	1,805	709	2,514
45	茨城県白浜少年自然の家	2,125		RC	2	64,500	850	12,900	○※S54	425	1,290	1,715
46	茨城県女性プラザ・茨城県鹿行生涯学習センター	3,495		RC	4	24,500	1,390	4,900	S62	695	490	1,185
10カ所	小計	42,495	9,711			317,427	16,960	63,440		8,480	6,344	14,824
一次避難所									地区人口収容率⇒	4%	3%	7%
7	太田地区館	303		RC	1	1,802	120	360	S59	60	36	96
8	大和地区館	269		RC	1	1,565	100	310	○S52	50	31	81
9	小高地区館	346		RC	1	6,606	130	1,320	S58	65	132	197
11	麻生保健センター	599		RC	1	2,217	230	440	S63	115	44	159
12	西浦地区学習センター	532		RC	2	5,031	210	1,000	H9	105	100	205
13	麻生幼稚園	995		S	1	4,225	390	840	H25	195	84	279
6カ所	小計	3,044	0			21,446	1,180	4,270		590	427	1,017
北浦地区 計		28,445	6,225			175,046	11,300	34,940		5,650	3,494	9,144
地区人口≒		9,595							地区人口収容率 計⇒	59%	36%	95%
二次避難所									地区人口収容率⇒	56%	35%	91%
14	市役所北浦庁舎	3,185		SRC	3	11,793	1,270	2,350	○S53	635	235	870
15	北浦中学校	6,884	1,691	RC	2	44,097	2,750	8,810	H15-18	1,375	881	2,256
16	文化会館	2,158		RC	2	7,311	860	1,460	H6	430	146	576
17	北浦体育館	2,071	2,071	RC他	1	31,304	820	6,260	H6	410	626	1,036
18	武田小学校	2,216	540	RC	2	22,433	880	4,480	○S48-52	440	448	888
19	津澄小学校	4,227	1,315	RC	2	19,045	1,690	3,800	S59-H8	845	380	1,225
20	栗小学校	3,265	608	RC	3	13,522	1,300	2,700	○S50-H1	650	270	920
21	北浦公民館	1,798		RC	2	7,311	710	1,460	H5	355	146	501
24	北浦保健センター	1,305		RC	1	10,200	520	2,040	H10	260	204	464
9カ所	小計	27,109	6,225			167,016	10,800	33,360		5,400	3,336	8,736
一次避難所									地区人口収容率⇒	3%	2%	4%
22	栗地区館	137		W	1	447	50	80	○S50	25	8	33
23	武田地区館	211		S	1	867	80	170	○S56	40	17	57
25	繁昌地区学習センター	347		RC	1	1,322	130	260	S61	65	26	91
26	小貫地区学習センター	347		RC	1	1,006	130	200	S60	65	20	85
27	北浦幼稚園	294		他	1	4,388	110	870	仮設園舎	55	87	142
5カ所	小計	1,336	0			8,030	500	1,580		250	158	408
玉造地区 計		47,563	8,068			220,359	18,930	44,010		9,465	4,401	13,866
地区人口≒		12,906							地区人口収容率 計⇒	73%	34%	107%
二次避難所									地区人口収容率⇒	71%	32%	103%
28	玉造庁舎	3,493		SRC	3	9,432	1,390	1,880	○S55	695	188	883
29	玉造中学校	8,593	2,113	RC	2	41,801	3,430	8,360	H20-23	1,715	836	2,551
30	玉造運動場（農村環境改善センター含）	3,177	2,477	RC	2	55,123	1,270	11,020	S59-S60	635	1,102	1,737
31	玉造公民館	1,574		RC	2	4,350	620	870	○S46	310	87	397
32	霞ヶ浦ふれあいランド水の科学館	1,392		SRC	2	27,858	550	5,570	H4	275	557	832
33	玉造小学校	8,012	1,001	RC	3	12,372	3,200	2,470	H25	1,600	247	1,847
40	玉造保健センター	987		RC	1	3,112	390	620	H5	195	62	257
41	図書館	946		RC	2	1,270	370	250	○S53	185	25	210
42	玉造幼稚園	1,628		RC	1	6,234	650	1,240	○S50-H19	325	124	449
44	茨城県立玉造工業高等学校	15,922	2,477	RC	4	48,262	6,360	9,650	○S45-H21	3,180	965	4,145
10カ所	小計	45,724	8,068			209,814	18,230	41,930		9,115	4,193	13,308
一次避難所									地区人口収容率⇒	3%	2%	4%
34	羽生地区学習センター	339		RC	1	1,283	130	250	○S51	65	25	90
35	玉造西地区学習センター	154		RC	1	2,088	60	410	○S51	30	41	71
36	現原地区学習センター	373		RC	1	1,213	140	240	○S50	70	24	94
37	手賀地区学習センター	393		RC	1	2,702	150	540	○S54	75	54	129
38	八木蒔地区学習センター	183		RC	1	1,171	70	230	S57	35	23	58
39	玉川地区学習センター	397		RC	1	2,088	150	410	○S55	75	41	116
6カ所	小計	1,839				10,545	700	2,080		350	208	558

（注）：建築年欄中の※印は、耐震化が済んでいる、または耐震が確認されている施設である。

第 18 節 茨城県津波浸水想定図全体図



行方市地域防災計画

平成 1 9 年 3 月 発行
平成 2 5 年 3 月 改定
平成 2 8 年 3 月 改定

○編集発行

行方市防災会議

○事 務 局

行方市麻生 1 5 6 1 - 9

行方市役所総務部総務課 防災交通グループ

電話 0 2 9 9 - 7 2 - 0 8 1 1 (代表)